

# 障害保健福祉関係主管課長会議資料

令和6年3月

社会・援護局障害保健福祉部  
企画課自立支援振興室



# 目 次

1 補装具の価格算定基準の見直しについて	
（1）補装具費の支給に係る基準額等の改正等について	1
（2）補装具費の適切な支給に向けた取組の推進について	1
（3）障害児に支給する補装具について	1
（4）適切な補聴器販売店等の選定について	2
（5）日常生活用具給付等事業の適正な実施について	2
（6）難病患者等に対する補装具費支給制度、日常生活用具給付等事業の取扱いについて	3
2 地域生活支援事業等について	
（1）令和6年度予算（案）について	4
ア 令和6年度予算(案)の概要	4
イ 重層的支援体制整備事業について	4
（2）地域生活支援事業費等補助金の執行について	4
ア 地域生活支援事業に係る執行について	4
イ 地域生活支援事業と地域生活支援促進事業の関係	5
ウ 地域生活支援事業等の交付対象について	5
エ 既存事業の定期的な見直しについて	6
（3）地域生活支援事業の実施における留意事項	6
ア 必須事業未実施市町村における事業化に向けた取組	6
イ 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定を踏まえた日中一時支援事業等の対応について	7

ウ	サービス提供に際しての障害特性に応じた配慮	7
エ	地域生活支援事業における利用者負担	7
オ	移動支援事業の実施について	7
カ	地域活動支援センターの実施について	8
(4) 障害者等の理解促進について		8
3	情報・意思疎通支援について	
(1)	意思疎通支援事業等について	10
ア	障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律の施行	10
イ	遠隔による手話通訳等の適切な実施	11
ウ	代筆・代読支援者の養成及び派遣	11
エ	盲ろう者向け通訳・介助員の養成及び派遣など	12
オ	失語症者向け意思疎通支援者の養成及び派遣	12
カ	意思疎通支援者のスキルアップ	12
キ	意思疎通支援従事者の確保事業	13
ク	その他、意思疎通支援を行う者の派遣及び養成等における留意事項	13
(2) 障害者ICTサポート総合推進事業について		14
ア	障害者ICTサポート総合推進事業	14
イ	障害者のICT機器利用支援事業	15
(3) 視聴覚障害者情報提供施設について		16
(4) 読書バリアフリー法に基づく各種施策の推進について		16
ア	読書バリアフリー法の計画策定	16
イ	読書バリアフリー法関連施策の実施	17
ウ	日常生活用具等給付事業における種目等の見直しについて	17
エ	サピエ図書館の周知、広報	18
オ	地域における読書バリアフリー体制強化事業	18



（５） 障害福祉サービスデータベースを活用した視聴覚障害者の障害福祉サービスの利用状況等の把握について	19
（６） 電話リレーサービスの周知広報等について	19
（７） 「Net119緊急通報システム」等の周知について	19
（８） 災害時における視聴覚障害者等支援について	20
（９） 集団補聴システムの普及促進について	20
<b>4 障害者の芸術文化活動について</b>	
（１） 障害者による文化芸術活動の推進に関する基本計画の策定について	21
（２） 障害者芸術文化活動普及支援事業について	21
（３） 全国障害者芸術・文化祭について	22
<b>5 身体障害者補助犬について</b>	
（１） 制度の理解促進、普及啓発について	23
（２） 身体障害者補助犬育成促進事業の活用について	24
<b>6 障害者の自立支援機器等について</b>	
（１） 障害者自立支援機器の開発・普及促進について	25
（２） ニーズ・シーズマッチング交流会の開催について	25
（３） 福祉用具ニーズ情報収集・提供システムについて	25

## < 資料 >

### 1 補装具等について

1-1	令和6年度 補装具の基準額改定（案）の概要資料	30
1-2	こどもの補装具費支給制度の所得制限の撤廃関係資料	32
1-3	補聴器関係資料	33

### 2 地域生活支援事業等について

2-1	地域生活支援事業費等補助金の主な見直し内容（令和6年度予算案）	35
2-2	「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定を踏まえた日中一時支援事業等の対応について（周知）」（令和6年3月14日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、こども家庭庁支援局障害児支援課事務連絡通知）	40
2-3	移動支援事業の実施体制整備状況（令和4年度）	42
2-4	地域活動支援センターの実施体制整備状況（令和4年度）	43
2-5	理解促進研修・啓発事業等の取組事例	44
2-6	障害者に関するマークの一例（令和5年版障害者白書（抜粋））	47

### 3 情報・意思疎通支援について

3-1	障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律概要	49
3-2	「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針 新旧対照表」における情報取得・意思疎通支援等に関連する記述（一部抜粋）	50
3-3	意思疎通支援事業の実施体制整備状況【都道府県別】（令和4年度）	51
3-4	専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業、専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業の実施体制整備状況（令和4年度）	52
3-5	手話奉仕員及び手話通訳者の養成カリキュラム等の改正について	54
3-6	読書バリアフリー法施行を踏まえた日常生活用具等給付事業における種目等の見直し状況のまとめ	55
3-7	サピエについて	56
3-8	地域における読書バリアフリー体制強化事業 参考事例	57

3-9	障害福祉サービスデータベースを活用した視聴覚障害者の障害福祉サービスの利用状況等の把握について	59
3-10	電話リレーサービスに関する周知広報等について	63
3-11	「Net119緊急通報システム」の概要	68
<b>4 障害者の芸術文化活動について</b>		
4	障害者の芸術文化活動関係資料	70
<b>5 身体障害者補助犬について</b>		
5	身体障害者補助犬関係資料	80
<b>6 障害者の自立支援機器等について</b>		
6	障害者自立支援機器等開発促進事業の概要	88



## 1 補装具の価格算定基準の見直しについて

### (1) 補装具費の支給に係る基準額等の改正等について

補装具費支給制度における基準額等は、「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」（平成18年9月29日付け厚生労働省告示第528号）で定められているところであるが、本告示については、障害当事者団体、学術団体等の関係団体に対するヒアリング調査の結果及び原材料の価格高騰等を踏まえた改正を行い、令和6年4月1日から施行することとしている。

なお、本告示の改正内容については、全国の更生相談所の担当者等を対象とした説明会（オンライン）を順次開催しているところであり、3月末には「補装具費支給に関するQ&A」の発出を予定しているため、各都道府県におかれては、制度が円滑に運用されるよう、管内市区町村に周知する等、情報提供をお願いする。

（主な改正内容）

- 車椅子及び電動車椅子の基本価格等の新設
- 装具（レディメイド）の新設
- 各種目の定義の新設
- 用語の見直し 等

（資料1－1）令和6年度 補装具の基準額改定（案）の概要資料

### (2) 補装具費の適切な支給に向けた取組の推進について

補装具費支給制度の運用にあたり、申請者の利便性の向上を図りつつ、公平かつ適正に支給されるよう、各自治体において様々な取組を行っていただいているところであるが、本告示の改正に伴い、補装具費支給事務取扱指針や補装具費支給事務取扱要領の改正も行うこととしているので、その運用に遺憾のないようにされたい。

また、市町村におかれては、購入のみならず修理に係る補装具費支給事務においても、申請者や補装具事業者と連携の上、原則として申請書の提出があった日の翌日から起算して2週間以内に可否を決定するなど、支給事務に係る標準処理期間を定めてその迅速な対応に努められたい。特に、進行性疾患の難病患者に対する支給決定については、判定時の身体状況が必ずしも支給要件に達していない場合であっても、急速な進行により支給要件を満たす可能性が高い場合には、早期に支給されたい。

なお、人工内耳用音声信号処理装置については、補装具費支給制度において交換の必要がない場合の修理の費用を対象としており、人工内耳用音声信号処理装置が破損した場合及び医学的に必要と認められる場合の交換については保険適用されている。両制度の運用により人工内耳使用者に対して適切な給付が行われるよう、補装具費支給制度における取扱いと併せて、保険適用の取扱いについても周知していただきたい。

### (3) 障害児に支給する補装具について

- ① 障害児の補装具費支給制度における所得制限の撤廃について

補装具費の支給にあたっては、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」（平成18年政令第10号）の一部を改正し、令和6年4月1日から障害児の補装具費支給における所得制限を撤廃することとしているので、各都道府県におかれては、円滑な運用に向けて、管内市区町村等に周知をお願いする。  
(資料1-2) こどもの補装具費支給制度の所得制限の撤廃関係資料

## ② 身体障害者更生相談所との連携について

障害児に対する補装具費の支給にあたっては、支給決定に至るまでのプロセスが障害者と異なることから、脳性麻痺がある児童に対する歩行器や、体幹機能障害のある児童や重症心身障害児に対する重度障害者用意思伝達装置など、一部の市町村においてその支給決定等に苦慮している事例が寄せられている一方、障害児の判定についても身体障害者更生相談所に積極的に依頼することにより、事務が円滑に行われている自治体もある。ついては、前述した平成30年度の障害者総合福祉推進事業において紹介されている事例等を参考にした上で、市町村は支給決定にあたり利用者の希望や就学を含めた日常生活全般に係る情報を適切に把握できるよう、身体障害者更生相談所や指定自立支援医療機関と情報を共有する等、積極的な連携を図り、障害児に対する支給決定について適切な運用をお願いするとともに、都道府県におかれては、各市町村等に対して適切な運用に関してご助言をお願いする。

## (4) 適切な補聴器販売店等の選定について

市町村は、申請者が適切な補装具事業者の選定及び契約等ができるよう、補装具事業者の経歴や実績等を勘案し、情報の提供に努めていただきたい。

特に、補聴器販売店の選定にあたっては、申請者の状態に適合した補聴器が支給されるよう、公益財団法人テクノエイド協会が認定している認定補聴器技能者の従事する販売店等を参考にされたい。

また、消費者庁と共に補聴器の使用を検討中の方に対する留意点等を示しているので、管内の関係団体に対しても幅広く提供されたい。

消費者庁HP

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_policy/caution/caution\\_021/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/caution_021/)

(資料1-3) 補聴器関係資料

## (5) 日常生活用具給付等事業の適正な実施について

日常生活用具給付等事業については、その事業費が年々増加傾向にあり、今後も安定した事業運営を行うためには、各市町村において効果的・効率的な事業実施が図られる必要がある。また、当事者団体等からは、一部の市町村においては、長期間にわたり種目や基準額等の見直しが行われていない状況にあるとの声も寄せられているところである。

このため、各市町村においては、平成18年の障害者自立支援法以前に国が定めた基準額や実施方法にとらわれることなく、定期的に当事者の意見を聴取によるニー

ズ把握や実勢価格の調査等、地域の実情に即した、適切な種目や基準額となるよう定期的な見直しに努められたい。

なお、各自治体の状況について、令和2年度障害者総合福祉推進事業による「日常生活用具給付等事業の実態把握」の報告書がとりまとめられているので、定期的な見直し等、効果的な事業実施の参考としていただくとともに、事業費の効率化の観点から、以下の2点についても留意いただきたい。

① ストーマ用装具

購入価格については、複数事業者による競争の上、指定事業者を決定するよう努められたい。

② 紙おむつ等

適宜、使用の必要性やその使用実績、納品状況、実勢価格の調査を行うこと等により適切な給付となるよう努められたい。

加えて、日常生活用具給付等事業の対象種目の選定にあたっては、健康保険制度など他制度で適用される用具ではないことを確認した上で、厚生労働省告示に定める用具の要件に該当するかどうかを判断し、要件を満たさない用具を支給することなく適切に運用するようお願いする。各都道府県においては、管内市町村に対し効果的な取組事例を共有する等、市町村における事業の適切な実施に向けた対応をお願いする。

【厚生労働省告示に定める用具の要件に該当しない用具の例】

○ パソコン、タブレット（一般的に普及しているもの）

○ 電池（一般的に普及していると考えられる消耗品）

なお、日常生活用具の耐用年数についても、各自治体の判断により運用されているところであるが、耐用年数を経過する前に修理不能により用具の使用が困難となった場合等には、耐用年数にかかわらず、柔軟に日常生活用具の給付等を行われたい。

**（6）難病患者等に対する補装具費支給制度、日常生活用具給付等事業の取扱いについて**

障害者総合支援法に規定する「障害者」の中には、「難病患者等」が含まれ、具体的には、障害者総合支援法の対象疾病であり、疾病による障害の程度が厚生労働大臣が定める程度（継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度）である者を障害福祉サービス等の支給対象としている。

補装具費の支給に関しては、身体障害認定基準と同等の障害を有している者を対象としているため、支給決定にあたっては、難病による症状の変動を考慮し、状態が悪い時の障害の程度を勘案した上で、適切に支給決定する必要がある。

また、日常生活用具給付等事業においては、障害者等の状況や地域の実情等を踏まえて、適切に支給決定する必要がある。

各市町村におかれては、難病患者等から支給の相談及び申請が行われた場合には、身体の状態や生活環境等を考慮して丁寧な対応を行っていただくようお願いする。

## 2 地域生活支援事業等について

### (1) 令和6年度予算(案)について

#### ア 令和6年度予算(案)の概要

地域生活支援事業及び地域生活支援促進事業は、各自治体が実施主体となり、地域の実情や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により実施する事業である。また、国として促進すべき事業については、「地域生活支援促進事業」として特別枠に位置付け、1/2又は定額の補助額を確保している。

令和6年度予算(案)における地域生活支援事業費等補助金については、以下のとおり事業の拡充等を行い、総額で505億円を計上している。

各自治体においては、地域における障害者等の支援を推進するため、新設または拡充された事業等の活用を図るとともに、事業全体が効果的かつ効率的に運営されるよう、引き続き取り組みいただきたい。

(資料2-1) 地域生活支援事業費等補助金の主な見直し内容(令和6年度予算案)

#### イ 重層的支援体制整備事業について

令和2年6月に改正された社会福祉法に基づき、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業が創設され、地域生活支援事業費等補助金の令和6年度予算(案)には、一部市町村において重層的支援体制整備事業を実施するための経費を含んでいる。

重層的支援体制整備事業を実施する市町村におかれては、対象事業について「地域生活支援事業費等補助金」の補助対象から「重層的支援体制整備事業」の補助対象となるので、執行に当たってはご留意いただきたい。

また、今後移行する自治体におかれては、所要見込みを厳格に精査いただき、特に交付税措置分を所要見込みに含めることがないよう、よろしくお願ひしたい。

(障害福祉関係の対象事業) ※ 両事業とも、基礎的事業の交付税措置分を除く。

- ・ 基幹相談支援センター等機能強化事業等分
- ・ 地域活動支援センター機能強化事業分

### (2) 地域生活支援事業費等補助金の執行について

#### ア 地域生活支援事業に係る執行について

地域生活支援事業については、引き続き、前年度の執行実績や必須事業の実施状況等を踏まえて配分する予定である。

当該実績は、交付要綱において定める実績報告に基づいて算定しているが、例年、一部の自治体からの提出の遅れにより全体のスケジュールに影響が生じている。各自治体におかれては、実績報告の提出に当たっては、別途お示しする提出期限(参考：令和5年度は5月末日)を遵守するよう、改めてお願ひしたい。



また、内示については、令和5年度と同様に、個別自治体への内示と都道府県への追加配分により行う予定である。具体的には、

イ 個別自治体への内示については、各自治体における地域生活支援事業の実施の停滞を生じないように、自治体ごとに一定の補助率を保証するとともに自治体間の国庫補助割合の均衡を図るなどの調整を行った上で内示する

ロ 都道府県への追加配分については、個別自治体への内示の過不足や、各自治体における新規事業の立ち上げ等の新たな取組、取組の先進性などを勘案の上、都道府県が管内市町村間と調整して活用する財源として配分する

こととしているので、都道府県においては、予め了知の上、市町村等において必要な事業が実施されるよう、丁寧な対応をお願いする。

## イ 地域生活支援事業と地域生活支援促進事業の関係

「地域生活支援事業」は、各自治体が、地域の実情や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により実施する事業であり、また、交付された補助金は各地方自治体の裁量で個々の事業に柔軟に配分することができる「統合補助金」である。

他方、「地域生活支援促進事業」は、国として促進すべき事業について特別枠に位置づけ、事業ごとに交付する補助金により事業を実施するものである。

したがって、地域生活支援事業に交付された補助金と地域生活支援促進事業に交付された補助金の配分を変更することはできないので、補助金の事前協議の際には事業費の見積りを適切に行うとともに、執行に当たっては留意されたい。

## ウ 地域生活支援事業等の交付対象について

地域生活支援事業等の補助対象外事業については、地域生活支援事業実施要綱の7の留意事項において次のように明記している。

[引用開始] -----

(4) 次に掲げる事業については、補助対象とならない。

ア 地域生活支援事業のうち交付税措置により行われる事業

イ 国が別途定める国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業

ウ 都道府県又は市町村が独自に個人に金銭給付（これに準ずるものを含む。）を行い、又は個人負担を直接的に軽減する事業

----- [引用終了]

しかしながら、一部の市町村において、

- ・ 他制度で支給すべき機器等を「日常生活用具給付等事業」の対象としている
- ・ 障害者に対するタクシー券の交付といった金銭給付を行う事業を「移動支援事業」に位置付けている

等、補助対象とならない事業を含めて交付申請等を行っている事例が過去に見受けられた経緯がある。

また、基幹相談支援センター及び地域活動支援センターについては、基礎的事業が交付税措置、機能強化事業が補助金となっており、補助金の申請に当たっては、

それぞれの事業費を区分する必要があるところ、適切な算定が行われているか疑わしい事案が見られるところある。

各自治体においては、引き続き、補助金の交付申請等に、国庫補助対象外の経費が含まれていないことを十分に確認するようお願いする。

## エ 既存事業の定期的な見直しについて

地域生活支援事業及び地域生活支援促進事業は、新たな事業の創設など、毎年必要な拡充を図ってきたところであるが、事業をより効果的・効率的に実施する観点から、既存の事業についても、定期的に検証を行い、必要な見直しを行うことが重要である。このため、今後、主として一定期間継続して実施している事業を対象として、定期的な見直しを行うこととし、具体的な取扱いについて検討を進める予定であるのでご了知いただきたい。

また、地域生活支援事業の特別支援事業及び地域生活支援促進事業の特別促進事業については、昨年度の障害保健福祉関係主管課長会議において、事業内に位置づけられている個別事業や採択の基準について整理を行う予定である旨をお知らせしていたが、令和6年度より見直しを行うこととし、具体的な取扱いについては、実施通知の改正をもってお知らせする予定である。

## (3) 地域生活支援事業の実施における留意事項

### ア 必須事業未実施市町村における事業化に向けた取組

地域生活支援事業は、障害者総合支援法において、市町村が実施するものとして必須事業を定めている。この必須事業は、移動支援事業や意思疎通支援事業といった障害者等の自立した日常生活又は社会生活を支える上で重要な事業が位置づけられているが、令和4年度末時点において実施体制が整備されておらず、未だ実施していない市町村が見受けられる。

必須事業の実施体制が整備されていない市町村においては、利用対象者からサービスを受けたい旨の申し出があった際、確実にサービス提供につなげられるよう、近隣市町村と連携してサービス提供者の育成・確保に取り組むなど、地域で生活する障害者のニーズに即したサービスの確保をお願いしたい。(注)

あわせて、各都道府県におかれては、管内市町村に対する支援をお願いしたい。

なお、意思疎通支援事業等については、令和4年5月に障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が施行されているので、これを踏まえて実施体制の整備に取り組まれない。

注) 未実施となっている必須事業がある場合、第7期障害福祉計画に実施に向けた具体的な取組を盛り込むこととしているところ、これを踏まえて、複数自治体による広域実施を検討するなど、事業の実施体制の整備に取り組むこと。(参考: 「地域生活支援事業に係る障害福祉計画の作成について」(平成21年1月8日障企自発第0108001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知))

## イ 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定を踏まえた日中一時支援事業等の対応について

障害者総合支援法は、障害福祉サービスに係る給付や地域生活支援事業その他の支援を総合的に行うことで、障害児者が安心して暮らすことができる地域社会を実現することを目的としている。

地域生活支援事業における日中一時支援事業等の実施について、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴い、ご留意いただきたい事項をまとめた事務連絡を发出している。地域生活支援事業の実施に当たっては、事務連絡を踏まえ、本人や家族の利用意向を踏まえつつ、障害福祉サービスの活用も視野に入れ、必要な支援を提供していただきたい。

(資料2-2) 「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定を踏まえた日中一時支援事業等の対応について(周知)」(令和6年3月14日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、こども家庭庁支援局障害児支援課事務連絡通知)

## ウ サービス提供に際しての障害特性に応じた配慮

サービス事業者と利用者との契約において契約内容を点字、音声等で提供する等、障害特性に応じた配慮を行うよう、各自治体におかれては、引き続き、事業者に対して周知するなどの対応をお願いしたい。

## エ 地域生活支援事業における利用者負担

平成22年4月から、障害福祉サービス等に係る低所得(市町村民税非課税)者の利用者負担が無料化されたことを踏まえ、各実施主体の判断で定めることとなっている地域生活支援事業の利用者負担の取扱いについて、これまでの課長会議等において検討をお願いしてきたところである。

各自治体においては、障害福祉サービス等の利用者負担の取扱いを踏まえ、地域生活支援事業に係る利用者負担について、利用者の負担能力に応じて取り扱われるよう検討をお願いしたい。

特に、意思疎通支援事業や移動支援事業等については、地域生活支援事業創設以前の利用者負担の状況や障害福祉サービス等における利用者負担の状況等を十分に踏まえ、引き続き、サービス利用に支障が生じないよう対応をお願いしたい。

## オ 移動支援事業の実施について

### ① 効果的なサービス提供

移動支援事業は、障害者等の社会参加を促進し、地域での自立した生活を支える上で重要なサービスであり、実施に当たっては、事業の利用を希望する者の心身の状況や、利用についての意向等を十分に把握した上で、適切な利用時間を設定するなど、真に必要とする者にサービスが適切に提供されるようお願いする。

また、サービスの担い手であるガイドヘルパーの確保やその資質向上の取組についてもご配慮願いたい。

さらに、複数の障害者等について、同一の目的地への移動を同時に支援することが適当と認められる場合には、グループ支援型によるサービス提供も考えられるので、実施していない市町村におかれては活用を図られたい。

(資料 2 - 3) 移動支援事業の実施体制整備状況 (令和 4 年度)

## ② 視覚障害者移動支援従事者資質向上研修事業

視覚障害者移動支援従事者資質向上研修事業は、視覚障害者の移動の支援に従事するガイドヘルパーの資質の向上を図ることを目的として、社会福祉法人日本視覚障害者団体連合の事業として実施されている。この研修の修了者は、ガイドヘルパーの指導者となることが想定されているので、同行援護従事者養成研修等の講師としての活用について検討されたい。

## カ 地域活動支援センターの実施について

地域活動支援センターは、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する施設として、障害者の地域における自立した生活を支える上で重要であることから、地域生活支援事業の必須事業に位置づけられている。

地域活動支援センターの基礎的事業は、市町村の一般財源により実施するものであり、地方交付税制度により、一定の財源が保障されている。

このため、各市町村においては、少なくとも従前の小規模作業所の補助水準を確保するなど、安定した事業運営が図られるよう配慮をお願いしたい。

(参考) 地域活動支援センター運営費の一般財源化

地方交付税(普通交付税)の額を決定する際の基準財政需要額の中に地域活動支援センター及び小規模作業所に対する運営費部分が含まれており、平成18年度以降は、引き続き適正な補助水準が確保されるよう、都道府県に措置されていた部分が市町村に集約されている。

(資料 2 - 4) 地域活動支援センターの実施体制整備状況 (令和 4 年度)

## (4) 障害者等の理解促進について

「理解促進研修・啓発事業」等の実施に当たっては、障害別の接し方を解説したパンフレットやホームページの作成、障害者に関するマークの紹介等による、障害及び障害者等に対する理解を深めるための普及・啓発を目的とした広報活動の実施等、地域の社会参加推進センター等とも連携を図りながら、地域における障害者等の理解の促進を図っていただきたい。

また、障害者等の理解促進に対する取組については、東京都における「ヘルプマーク」や鳥取県における「あいサポート運動」などの取組が実施されているので、

参考としていただくとともに、障害者に関するマークの紹介に当たっては、マーク等の配布のみにとどまらず、支援等が必要な者に適切な支援が届くよう、当該マークの持つ意味を広く地域住民に周知することにも、あわせて取り組まれない。

(資料 2-5) 理解促進研修・啓発事業等の取組事例

(資料 2-6) 障害者に関係するマークの一例 (令和 5 年版障害者白書 (抜粋))

## ① ヘルプマークについて

ヘルプマークは、東京都において、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成したマークである。

都民に対して、電車などでポスターを掲示する等により、ヘルプマークを必要とする方に対して当該マークの所持を促すとともに、ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動を呼びかけている。

また、ヘルプマークは、平成 29 年 7 月には日本工業規格 (J I S) に位置付けられ、厚生労働省においても、ホームページへ掲載し、広く周知を図っている。

このヘルプマークについては全国的に広がっており、現在、全ての都道府県で導入されているとのことである。

## ② あいサポート運動について

鳥取県では、地域の誰もが障害のある方と共に生きるサポーターになっていただく取組として「あいサポート運動」を推進している。この運動は、様々な障害の特性などを理解するための研修に参加した方を「あいサポーター」として認定し、日常的に「あいサポートバッジ」を着用して、障害のある方が困っているときにちょっとした手助けを行う取組である。この運動により、「障がいを知り、共に生きる」をスローガンとして、障害のある方を手助けしやすい環境づくりを進めるとともに、障害のある方が暮らしやすい地域社会の実現を目指している。

この鳥取県で始まった「あいサポート運動」は全国的に広がっており、令和 5 年 11 月末日時点で、9 県 16 市 6 町が鳥取県と連携を図り「あいサポート運動」に取り組んでいるとのことである。

### 3 情報・意思疎通支援について

#### (1) 意思疎通支援事業等について

##### ア 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律の施行

障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的として、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）が令和4年5月25日に施行されたところである。

また、令和5年5月19日に第7期障害福祉計画に係る基本指針が告示され、その中では、障害者等による情報の取得利用・意思疎通を推進するため、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法を踏まえ、障害特性に配慮した意思疎通支援等の促進について新たに記載したところである。

各都道府県並びに市区町村におかれては、上記を踏まえ、障害特性（聴覚、言語機能、音声機能、視覚、盲ろう、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体障害や難病等）に配慮した意思疎通支援のニーズを把握し、地域生活支援事業の意思疎通支援事業や、専門性の高い意思疎通支援を行う者（手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、失語症者向け意思疎通支援者）の派遣事業及び養成事業等の実施に努めていただきたい。

養成事業の実施にあたっては、国が策定したカリキュラムを踏まえて実施するようお願いする。なお、手話奉仕員及び手話通訳者の養成カリキュラム等については、令和5年6月26日に新たに通知しているので、養成研修事業を実施する際は、本通知の内容を基本に実施していただきたい。

##### 養成カリキュラム一覧

- 「手話奉仕員及び手話通訳者の養成カリキュラム等について」（令和5年6月26日障企自発0626第1号）
- 「要約筆記者の養成カリキュラム等について」（平成23年3月30日障企自発0330第1号）
- 「盲ろう者向け通訳・介助員の養成カリキュラム等について」（平成25年3月25日障企自発0325第1号）
- 「失語症者向け意思疎通支援者の養成カリキュラム等について」（平成30年3月29日障企自発0329第1号）

また、意思疎通支援者の指導者養成については、令和6年度も以下の団体に委託して実施するので、積極的に参加していただくとともに、修了者を指導者として活用されたい。

- (手話通訳者) 社会福祉法人全国手話研修センター
  - 「手話奉仕員・手話通訳者養成担当講師連続講座」
  - 「手話奉仕員・手話通訳者養成担当講師ブロック研修会」
- (要約筆記者) 社会福祉法人聴力障害者情報文化センター
  - 「要約筆記者指導者養成研修」
- (盲ろう者向け通訳・介助員) 社会福祉法人全国盲ろう者協会
  - 「盲ろう者向け通訳・介助員養成講習会指導者養成研修会」
- (失語症者向け意思疎通支援者) 一般社団法人日本言語聴覚士協会
  - 「失語症者向け意思疎通支援者指導者養成研修」

- (資料 3-1) 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律概要
- (資料 3-2) 「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針 新旧対照表」における情報取得・意思疎通支援等に関連する記述 (一部抜粋)
- (資料 3-3) 意思疎通支援事業の実施体制整備状況【都道府県別】(令和4年度)
- (資料 3-4) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業、専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業の実施体制整備状況(令和4年度)
- (資料 3-5) 手話奉仕員及び手話通訳者の養成カリキュラム等の改正について

## イ 遠隔による手話通訳等の適切な実施

意思疎通支援事業等においては、地域のニーズに応じて手話通訳者及び要約筆記者の派遣や設置を実施しているところであるが、利便性や緊急時の対応強化等を踏まえ、タブレット等を用いた遠隔による手話通訳等も実施可能としている。

遠隔による手話通訳等は、災害や緊急事態等に限らず、聴覚障害者のニーズを踏まえた円滑な支援を提供できることから、都道府県・市町村、聴覚障害者情報提供施設が連携の上、タブレット等の整備など、聴覚障害者に対する支援の充実に努めていただきたい。

## ウ 代筆・代読支援者の養成及び派遣

代筆・代読支援は、視覚障害のある方が安心して日常生活を送り、社会参加をするために重要なコミュニケーション支援の一つであり、地域生活支援事業における意思疎通支援事業として実施可能であるが、未だ実施に向けた体制の整備が低調な状況である。

このため、令和4年度に、社会福祉法人日本視覚障害者団体連合において、「代筆・代読支援の効果的な支援方法に関する調査研究事業」を実施し、効果的な代筆・代読支援の実施方法等について調査研究を実施した。本調査研究により、全盲に限らず、弱視の視覚障害者にとっても代筆・代読支援が必要であり、居宅介護や同行援護における代筆・代読支援だけでなく、意思疎通支援事業として代筆・代読支援を実施する

必要性が確認されたところである。意思疎通支援事業として代筆・代読支援が未実施の自治体におかれては、視覚障害者のニーズを適切に把握し、事業実施に向けて積極的に取り組むようお願いする。

## **エ 盲ろう者向け通訳・介助員の養成及び派遣など**

視覚と聴覚に障害がある盲ろう者は、障害が重複することで日常生活や外出等の様々な場面において支援が必要であるとともに、支援者は触手話や指点字等の専門性の高い特別なコミュニケーション技術が必要となることから、各都道府県等においては、地域生活支援事業における盲ろう者向け通訳・介助員の養成や派遣を積極的に実施願いたい。

また、障害福祉サービスの同行援護においては盲ろう者に対して支援した場合には加算が算定できること、盲ろう者が介護サービスを利用する場合には利用中に盲ろう者向け通訳・介助員が付き添い、触手話や指点字等の専門性の高い特別なコミュニケーション支援を実施可能であることから、引き続き管内市町村、サービス事業所等に周知願いたい。

なお、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、同行援護の特定事業所加算の加算要件の選択肢に「盲ろう者向け通訳・介助員であり、同行援護従業者の要件を満たしている者」の配置割合が追加される予定であるため、関係団体等への周知をお願いする。

## **オ 失語症者向け意思疎通支援者の養成及び派遣**

脳の損傷により話すことや言葉を理解することが困難になる失語症者を支援する失語症者向け意思疎通支援者の養成及び派遣については、地域生活支援事業の専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成事業及び派遣事業（都道府県必須事業）、意思疎通支援事業（市町村必須事業）として実施可能であるが、他の意思疎通支援と比較すると低調である。

国においては、一般社団法人日本言語聴覚士協会に委託して「失語症者向け意思疎通支援者指導者養成研修」を実施していることから、事業未実施の都道府県においては、当該研修を積極的に活用して指導者を確保するとともに、失語症者向け意思疎通支援者の養成及び派遣が他の意思疎通支援と同等に実施されるよう積極的な実施をお願いする。

また、失語症者に対する支援は、失語症当事者やその家族、自治体、言語聴覚士等の関係者が連携して取り組む必要があることから、支援者派遣の実施体制の構築に当たっては各都道府県及び市町村で連携しつつ、失語症者の個別の状況やニーズを踏まえ、手帳の有無や医師の診断等をもとに支援の必要性を判断し、地域の特性に応じた柔軟な事業実施をお願いする。

## **カ 意思疎通支援者のスキルアップ**

令和元年度に創設した「意思疎通支援従事者キャリアパス構築支援事業」（地域生活支援促進事業）においては、手話通訳士、手話通訳者、要約筆記者等の意思疎通支



援者のスキルアップを図るとともに、地域における意思疎通支援者の計画的な養成を促進するための事業についても実施しているところである。令和6年度からは、都道府県・指定都市・中核市に加え、その他の市区町村についても実施主体とする予定であるため、管内市区町村への周知をお願いする。

また、社会福祉法人聴力障害者情報文化センターが実施する手話通訳士の技術向上のための講座、社会福祉法人全国手話研修センターが実施する手話通訳者及び手話通訳士の資質向上のための現任研修については、令和6年度も引き続き実施することとしているので、各都道府県等におかれては、積極的に受講者を派遣するなどのご配慮をお願いする。

## キ 意思疎通支援従事者の確保事業

意思疎通支援従事者の確保を図ることを目的として、意思疎通支援事業等の分野への参入促進や意識変容を図るため、「意思疎通支援従事者の確保事業」において、広報・啓発活動を実施している。令和4年度に続き、令和5年度も株式会社朝日新聞社が以下の専用ポータルサイトにて情報発信等を行っている。このなかには、先進的な取組を行う自治体を紹介した記事も掲載されているため、意思疎通支援事業等の実施にあたって参考とされたい。

株式会社朝日新聞社ポータルサイト

<https://withnews.jp/extra/ishisotsushien/>

## ク その他、意思疎通支援を行う者の派遣及び養成等における留意事項

意思疎通支援事業等の実施にあたっては、次の事項についても、ご留意願いたい。

- 令和5年6月26日に発出した「手話奉仕員及び手話通訳者の養成カリキュラム等について」においては、頸肩腕障害に関する内容を含む、手話通訳者の健康管理について規定している。手話通訳者等の派遣事業の実施にあたっては、本カリキュラム及び学習指導要領を踏まえ、意思疎通支援者の健康に配慮願いたい。
- 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法や第5次障害者基本計画において、「あらゆる分野の活動に参加するためには、障害特性に応じた意思疎通のための手段を選択できるようにすること」を基本理念に掲げるなど、障害者に対する意思疎通支援の重要性は益々高まっているところであり、福祉分野だけでなく、様々な分野においても意思疎通支援が行われ、意思疎通支援者の活躍の場が広がっている。

聴覚障害者や失語症者など障害の有無の判断が難しい方々については、障害があることに気づかれない等により、意思疎通支援が行われない等の不利益が生じているといった事例も報告されている。

特に司法や警察の手続き等を行う場合において、障害者が権利を円滑に行使できるよう、司法や警察関係の組織や関係者等から都道府県や市区町村の障害福祉担当

部局に対して、障害への配慮の相談や意思疎通支援者の派遣依頼等に関する連絡があった際には、関係団体等と連携し、適切に対応願いたい。

- 社会福祉法人聴力障害者情報文化センターが実施する手話通訳技能認定試験（手話通訳士試験）について、令和6年度は以下のとおり実施される予定であるため、各都道府県等においては、関係機関、関係団体への周知をお願いする。

#### <第35回 手話通訳技能認定試験>

学科試験 令和6年7月28日（日）〔会場：埼玉、東京、大阪、福岡（予定）〕

実技試験 令和6年9月29日（日）〔会場：埼玉、東京、大阪、福岡（予定）〕

<http://www.jyoubun-center.or.jp/slit/>

- 社会福祉法人聴力障害者情報文化センターにおいては、聴覚障害者への支援者や手話通訳者等を対象に、精神障害等をあわせ持つ聴覚障害者に対する支援等について、専門家や現場の実践者から学ぶ研修会を実施している。複雑化する聴覚障害者の支援ニーズに対応するための学びの機会であるため、各都道府県等においては、関係機関、関係団体への周知をお願いする。

- 社会福祉法人聴力障害者情報文化センターでは、「字幕ビデオライブラリー共同事業（都道府県等の共同出資による事業）」並びに「手話入り映像ライブラリー等製作貸出事業（厚生労働省委託事業）」において、手話や字幕を挿入した映像製作を行っている。

当該事業で製作する手話・字幕入り映像作品は、手話や字幕が付与されていない映像作品の中から選定されているため、聴覚障害者に対する情報保障の観点から、本事業で製作された手話・字幕入り映像作品を積極的に活用いただくようお願いする。

しかしながら、「字幕ビデオライブラリー共同事業」については、近年、事業に参加する都道府県等が減少傾向にあり、また、参加する都道府県等においてもタイトル数を縮減する傾向が見られる。

地域によって聴覚障害者が利用できる手話・字幕入り映像作品の数に差が生じることは、聴覚障害者の方への情報格差につながることから、本事業への参加並びに内容の充実を検討いただくようお願いする。

- 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催へ向けた国際手話通訳者の養成については、「専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業」において、実施することが可能な旨、周知していたところであるが、2025年夏季デフリンピック東京大会の開催へ向けた国際手話通訳者の養成についても同様に実施可能であるので、活用いただきたい。

## (2) 障害者 ICT サポート総合推進事業について

## ア 障害者 ICT サポート総合推進事業

障害者 ICT サポート総合推進事業では、障害者の情報アクセシビリティ向上のため、ICT サポートセンターの設置やパソコンボランティアの養成・派遣等の取組みを実施しているところである。

これらの取組は、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和5年6月9日閣議決定）に位置づけられており、デジタル社会の実現に向けて政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策とされている。また、ICT サポートセンターの設置については、第5次障害者基本計画において、令和6年度までに全都道府県に設置することが目標とされている。これらを踏まえ、事業未実施の都道府県等においては、積極的に ICT サポートセンターの設置等に努めていただきたい。

また、これらの取組は、現在、デジタル庁が進めている、デジタルに不慣れな方をサポートする「デジタル推進委員」制度の趣旨に合致していると評価されていることから、当該事業に従事する者はデジタル庁に申請することで、デジタル推進委員に任命されることとなっている。

令和3年度より、都道府県等には該当者への周知をお願いしてきており、すでに一定数の本事業従事者が「デジタル推進委員」の任命を受けているところである。今後も引き続き募集を行っているため、本制度の趣旨等をご理解いただき、積極的にデジタル庁へ申請いただくよう、あらためて周知をお願いする。

また、障害者 ICT サポート総合推進事業の実施に当たっては、障害者に対するマイナンバーカードの申請支援やマイナポータル利用説明の実施等、マイナンバーカード普及が促進される取組を積極的に実施していただくようお願いする。

デジタル庁 HP（デジタル推進委員の取組）

[https://www.digital.go.jp/policies/digital\\_promotion\\_staff/](https://www.digital.go.jp/policies/digital_promotion_staff/)

障害者 ICT サポート総合推進事業実施状況

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_26552.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_26552.html)

## イ 障害者等の ICT 機器利用支援事業

障害者等の ICT 機器の利用支援を図ることを目的として、令和4年度より「障害者等の ICT 機器利用支援事業」を新設し、各地方公共団体が設置する ICT サポートセンターの活動を支援する拠点（ICT サポートセンター連携事務局）の設置等を行う事業を実施している。（令和5年度事業実施団体：株式会社 NTT データ経営研究所）

令和5年度においては、

- ・ ICT サポートセンターの対応事項や情報収集方法のアンケート調査等を実施し、一覧化したものの共有
- ・ 全国連絡会議や ICT サポートセンター地域会議、ICT サポートシンポジウムの開催を通じた事例共有

等を実施しているところである。

全国連絡会議等においては、事例を元に各地域で抱える課題を共有し、課題に応じた対応方法等の意見交換を実施した他、ICT サポートセンターの設置・運営類型や、設置までの流れ等をまとめ、共有したところである。

本事業は令和6年度も実施する予定としており、当該会議等については、ICT サポートセンター未設置の自治体においても参加可能とし、引き続き事例共有等を通じた ICT 機器の利用支援を図っていくこととしている。加えて、障害種別や障害特性等に応じた ICT 利活用支援の流れや、障害者等の ICT 利活用の指導方法等について、整理していく予定である。

各都道府県等におかれては、障害者等への ICT 機器の利用支援がより促進されるよう、本事業の取組みを有効にご活用いただきたい。

また、ICT サポートセンター未設置の都道府県等におかれては、ICT サポートセンター設置に向けた情報収集等として当該会議等へ参加いただくとともに、ICT サポートセンターの設置を検討いただくようお願いする。

### **(3) 視聴覚障害者情報提供施設について**

点字図書館や聴覚障害者情報提供施設の運営費である身体障害者保護費負担金（点字図書館等事務費）のうち、情報化対応特別管理費は、点字・録音図書、手話・字幕入りビデオ等の製作に必要な環境整備や人材確保等に係る経費を対象とした加算である。本加算については、令和元年度に読書バリアフリー法の施行を踏まえ、点字図書館分の単価を増額し、令和5年度には障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行を踏まえ、聴覚障害者情報提供施設分の単価を増額したところである。各都道府県等におかれては、管内の点字図書館及び聴覚障害者情報提供施設と連携し、積極的に活用いただきたい。

### **(4) 読書バリアフリー法に基づく各種施策の推進について**

#### **ア 読書バリアフリー法の計画策定**

「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（読書バリアフリー法）の規定により、地方公共団体は視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画策定に努めることとされているが、未だ全ての都道府県、指定都市、中核市において策定されていない状況である。文部科学省及び厚生労働省では、地方公共団体の計画策定を推進するため、両省のホームページや主催する会議・研修会等において、地方公共団体の策定状況や実際に策定した事例等について周知しているところであり、都道府県を中心とする地方公共団体においては、既に策定された他の地方公共団体の計画を参考にしながら、計画の策定を検討いただくようお願いする。

なお、国の「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」（基本計画）については、令和6年度までを計画期間としているため、読書バリアフリー法に基づく協議会における検討や、関係者からの意見聴取等を経て、令和6年度中に第二期基本計画の策定等を行うこととしているので御了知いただきたい。

読書バリアフリー基本計画

<https://www.mhlw.go.jp/content/000648645.pdf>

地方公共団体における読書バリアフリー計画の策定状況概要

<https://www.mhlw.go.jp/content/000921272.pdf>

地方公共団体における読書バリアフリー計画の策定状況一覧

<https://www.mhlw.go.jp/content/000921273.pdf>

## イ 読書バリアフリー法関連施策の実施

読書バリアフリー法においては、視覚障害者の他、読字に困難がある発達障害者（ディスレクシア等）や、寝たきりや上肢に障害がある等の理由により書籍を持つことやページをめくることが難しい、あるいは眼球使用が困難である身体障害者についても対象としている。

読書バリアフリー法に係る関連施策の実施にあたっては、「読書バリアフリー法を踏まえた障害福祉関連施策の推進について（通知）」（令和3年3月29日障企自発 0329 第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知）を踏まえ、発達障害や上肢機能障害等も含めた地域の読書困難者の読書環境の整備に必要な支援の実施に努めていただきたい。

なお、読書困難者の読書環境の整備を進めるにあたっては、個々の障害の特性に応じ、点字図書館や公立図書館等（特定書籍等製作者）において、読書困難者が利用しやすい書籍等（特定書籍等）を製作しているところであるが、読書バリアフリー法第11条第2項（※）の規定に基づき、特定書籍等の効率的な製作を促進するため、出版社から特定書籍等製作者への電磁的記録（PDFやテキストデータ等）の提供が進むよう、読書バリアフリー法の趣旨や目的等を改めて整理した事務連絡を各出版社宛に発出する予定である。

今後、事務連絡を発出、共有予定であり、各都道府県等におかれては内容を御了知いただき、社会教育部局とも連携の上、特定書籍等製作者に対して必要な支援をお願いする。

※視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年法律第49号）抜粋

（特定書籍及び特定電子書籍等の製作の支援）

第十一条 国及び地方公共団体は、著作権法第三十七条第一項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい書籍（以下「特定書籍」という。）及び特定電子書籍等の製作を支援するため、製作に係る基準の作成等のこれらの質の向上を図るための取組に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、特定書籍及び特定電子書籍等の効率的な製作を促進するため、出版を行う者（次条及び第十八条において「出版者」という。）からの特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するための環境の整備に必要な支援その他の必要な施策を講ずるものとする。



## ウ 日常生活用具等給付事業における種目等の見直しについて

読書バリアフリー法や基本計画等を踏まえ、読書困難者が利用しやすく、読書環境の改善に資する用具の給付が必要という意見が寄せられていることから、今般、読書バリアフリー法を踏まえた日常生活用具等給付事業における種目等の見直し状況について調査し、各地方公共団体の見直し状況をまとめたので共有する。

見直し内容	市町村数
新たに対象となる用具の追加	24
対象となる障害種別の見直し	15
給付限度額の引き上げ	16
複数の支給を容認	3
その他	13

(資料3-6) 読書バリアフリー法施行を踏まえた日常生活用具等給付事業における種目等の見直し状況のまとめ

## エ サピエ図書館の周知、広報

サピエ図書館については、全国の点字図書館等で製作された点字やデイジーデータを個人や会員施設等がダウンロードすることができる体制を整えているが、会員登録をしている視覚障害者等は一部であり、公立図書館・学校図書館についても、点字図書館と比較した場合、会員登録している図書館は限られている。

そのため、地方公共団体におかれては、管内の視覚障害者等のサピエの利用促進に取り組んでいただくとともに、公立図書館・学校図書館への加入促進に当たっては、これらを所管している社会教育部局等との連携を図りたい。

(資料3-7) サピエについて

## オ 地域における読書バリアフリー体制強化事業

令和2年度より、点字図書館と公立図書館、障害当事者団体等の連携を図ることにより身近な地域における読書環境の整備等に取り組むなど、地域における読書バリアフリー体制の強化を図る「地域における読書バリアフリー体制強化事業」を、地域生活支援促進事業（都道府県等事業）として実施している。当該事業では、

- ・ 点字図書館と公立図書館等が連携を図るための協議会の設置、支援ノウハウの提供やサービス実施の充実に向けた研修会等の実施。
- ・ 視覚障害以外の障害（上肢障害や識字障害など）のある者のサピエ等の利用促進にかかる取組（関係団体等の協議会の設置、接遇や留意点等の研修の実施）
- ・ 点字図書館と公立図書館の連携に併せて、地域における点訳奉仕員・音訳奉仕員の養成の推進

等を対象にしている。令和6年度からは、都道府県・指定都市・中核市に加え、その他の市区町村についても実施主体とする予定であるため、管内市区町村への周知

をお願いする。

なお、本事業の取組を進める上で参考となるよう、地方自治体における好事例を紹介するので、特に未実施の地方公共団体におかれてはご参照いただき、事業実施に向けて積極的な活用を図られたい。

(資料 3-8) 地域における読書バリアフリー体制強化事業 参考事例

#### **(5) 障害福祉サービスデータベースを活用した視聴覚障害者の障害福祉サービスの利用状況等の把握について**

令和 4 年 12 月の法改正により、障害福祉サービスデータベース（以下、DB）等が法定化されたところである。

DB では、障害福祉サービス利用実績と障害支援区分認定情報が連結・匿名化されており、障害支援区分認定情報の「身体障害者の種類」により、視聴覚障害者の障害福祉サービスの利用状況等を把握することが可能である。

DB を活用した視聴覚障害者の障害福祉サービスの利用状況等の把握の例として、資料 3-9 のとおり、試行的に集計を行ったので、今後の参考とされたい。

(資料 3-9) 障害福祉サービスデータベースを活用した視聴覚障害者の障害福祉サービスの利用状況等の把握について

#### **(6) 電話リレーサービスの周知広報等について**

令和 3 年 7 月より、総務省が所管する「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」に基づき、一般財団法人日本財団電話リレーサービス（電話リレーサービス提供機関）により、公共インフラとしての「電話リレーサービス」の提供が開始されている。

電話リレーサービスは、これまで電話を利用することが困難だった聴覚障害者等が、手話や文字を介することで電話を利用することを可能とするものであり、聴覚障害者等の自立した日常生活及び社会生活の確保に大きな意義を有するサービスとなっていることから、地方公共団体におかれては、聴覚障害者情報提供施設、関係団体等と協力の上、電話リレーサービスの周知広報に取り組んでいただくとともに電話リレーサービスの法人利用登録について積極的な活用をご検討いただきたい。

(資料 3-10) 「電話リレーサービスに関する周知広報等について」（令和 5 年 11 月 30 日付総情活第 82 号、障企自発 1130 第 1 号、総務省情報流通行政局情報流通振興課情報活用支援室長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長連名通知）

#### **(7) 「Net119 緊急通報システム」等の周知について**

音声による 119 番通報が困難な聴覚・言語機能障害者が、スマートフォン等を用いて、簡易なボタン操作により緊急通報を行うことを可能とする「Net119 緊急通報シス

テム」については、平成 29 年より全国の消防本部にて導入が進められている。このようなシステムは、聴覚・言語機能障害がある方々の安心・安全に大きく貢献することから、「NET118」や「110 番アプリシステム」と合わせて、関係部局等と連携の上、引き続き、市町村における広報、聴覚・言語機能障害者や関係団体等への周知をお願いする。

(資料 3-11) 「Net119 緊急通報システム」の概要

## (8) 災害時における視聴覚障害者等支援について

地震や大雨などの災害発生時においては、自ら避難することが困難な状況にある障害者に配慮した支援策を講じることが重要である。

災害時の情報保障については、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン（平成 28 年 4 月内閣府（防災担当））」、「避難所運営ガイドライン（平成 28 年 4 月内閣府（防災担当））」や「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（平成 25 年 8 月内閣府（防災担当））」をもとに、災害関係部局、福祉関係部局や障害関係団体との連携強化を図り、障害特性や地域特性に応じた具体的な対応策を講じていただくようお願いする。

また、国際障害者交流センター（ビッグ・アイ）において、令和 6 年度も以下の事業をオンラインで開催する予定としているので、関係機関への周知をお願いする。

### ◇「災害時要援護者支援ボランティアリーダー養成研修事業」（オンライン）

災害時に障害者への支援を行うボランティアリーダーを養成

### ◇「災害時視聴覚障がい者支援リーダー養成研修事業」（オンライン）

災害時における視覚・聴覚障害者の障害特性に応じた避難方法や支援方法等を熟知し、災害時に地域において中心となって活動できるリーダー的人材を養成

## (9) 集団補聴システムの普及促進について

集団補聴システムは補聴器や人工内耳の機能の限界を補うものであり、聴覚障害者の情報保障並びに QOL 向上に資するものなので、集団補聴システムの普及促進に向けては、当事者及び自治体担当者が補聴システムを有効に活用できるようなマニュアルの整備や説明会を開催する等、補聴システムの運用に抵抗感をなくし、稼働率を上げていく取り組みを行うことが望ましいと考えている。

各自治体におかれては、貸出用のヒアリングループを整備する取り組み等を補助対象とする「障害者 ICT サポート総合推進事業」（地域生活支援促進事業）を利用し、集団補聴システムの更なる普及や活用に積極的に取り組んで頂くようお願いする。

「集団補聴システムの普及実態に関する調査研究」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000653495.pdf>



## 4 障害者の芸術文化活動について

障害者の芸術文化活動については、オンライン等も活用しながら、創造・発表・鑑賞等、全国各地で様々な工夫をこらした取組が行われているところである。各自治体におかれても、地域における障害者の芸術文化活動等の推進に関わる事業に積極的に取り組まれない。

### (1) 障害者による文化芸術活動の推進に関する基本計画の策定について

「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」（以下「障害者文化芸術推進法」という。）は、障害者基本法及び文化芸術基本法の基本的な理念にのっとり、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的とするものである。

令和5年3月に、厚生労働省と文化庁では障害者文化芸術推進法第7条に基づく「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（第2期：令和5年度～9年度）」（以下「基本計画」という。）を策定し、関係府省庁と連携して各種施策を進めているところである。各都道府県におかれても、障害担当部局及び文化担当部局が連携の上、障害者による文化芸術活動の推進に関する各種施策を推進されたい。

また、障害者文化芸術推進法第8条において、「地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない」とされていることを踏まえ、各地域における障害者の芸術文化活動がより一層促進されるよう、未策定となっている自治体におかれては早期に計画の策定をお願いしたい。

### (2) 障害者芸術文化活動普及支援事業について

「障害者芸術文化活動普及支援事業」は、障害者が芸術文化を享受し、多様な活動を行うことができるよう、地域における障害者の芸術文化活動を支援する体制を全国に普及し、障害者の自立と社会参加の促進を図ることを目的としている。このうち「都道府県レベルにおける活動支援」においては、実施主体である都道府県が、地域の障害者団体や芸術文化団体・施設はもとより、芸術文化活動を行う障害者本人やその家族、福祉施設、文化施設等を支援する拠点となる障害者芸術文化活動支援センターを設置することとしている。

都道府県における支援センター設置自治体は、平成29年度の本事業開始時の20自治体から、毎年度増加し、令和5年度では43自治体となるなど着実に拡がりを見せている。未設置となっている自治体におかれては早期の設置を検討いただくとともに、文化担当部局とも連携を図りながら、障害者の芸術文化活動を支援する体制の整備を図られたい。なお、各地の支援センターの取組等を掲載した「障害者芸術文化活動普及支援事業公式サイト」が開設されているので、そちらも参照され

たい。

また、令和5年度より本事業の実施要綱を改正し、障害者文化芸術推進法第8条に基づく計画を策定した都道府県における支援センターの機能強化を図る取組を支援することとしているので、例えば、アウトリーチ型の支援体制の構築等、さらなるセンター機能の充実等について検討されたい。

なお、本事業の実施に当たっては、事業の成果を評価し、見直しながら、持続可能な実施体制を構築していくことが重要であるため、「障害者芸術文化活動普及支援ガイド」（平成30年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業／令和2年度改定）や、支援センターの運営等の手立てとなる「障害者芸術文化活動支援センター 運営サポートブック」（令和4年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業）を活用するなど、定期的な実施内容の振り返りや改善にも取り組まされたい。

「障害者芸術文化活動普及支援事業公式サイト」

<https://arts.mhlw.go.jp/>

「障害者芸術文化活動普及支援ガイド」

[https://arts.mhlw.go.jp/wp-](https://arts.mhlw.go.jp/wp-content/uploads/2021/07/c3f4d37f7aefcc2046f3da4aa5ea1929.pdf)

[content/uploads/2021/07/c3f4d37f7aefcc2046f3da4aa5ea1929.pdf](https://arts.mhlw.go.jp/wp-content/uploads/2021/07/c3f4d37f7aefcc2046f3da4aa5ea1929.pdf)

「障害者芸術文化活動支援センター 運営サポートブック」

[https://arts.mhlw.go.jp/wp-](https://arts.mhlw.go.jp/wp-content/uploads/2023/04/Management_SUPPORT_BOOK.pdf)

[content/uploads/2023/04/Management\\_SUPPORT\\_BOOK.pdf](https://arts.mhlw.go.jp/wp-content/uploads/2023/04/Management_SUPPORT_BOOK.pdf)

### (3) 全国障害者芸術・文化祭について

全国障害者芸術・文化祭は、平成29年度から、国民文化祭の開催都道府県を開催地として一体的に開催されている。開催都道府県においては、引き続き、国民文化祭と全国障害者芸術・文化祭が相互に連携し、障害の有無に関わらず文化芸術の創造、発表、鑑賞の機会の充実・拡大を図っていただくとともに、国民の障害への理解をより一層促進されたい。

令和6年度以降の開催地は次のとおり予定しているので、各都道府県におかれては管内市町村、関係団体等へ周知いただくとともに、文化施策担当部局とも緊密に連携の上、本大会への積極的なご協力をお願いしたい。

第24回 岐阜県 (令和6年) 「清流の国ぎふ」文化祭2024

第25回 長崎県 (令和7年) ながさきピース文化祭2025

第26回 高知県 (令和8年)

また、全国障害者芸術・文化祭と連携して、全国的な機運醸成を図ることを目的として障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業を実施しており、全国障害者芸術・文化祭の開催都道府県に配置されたコーディネーターと連携して、令和5年度は13自治体で実施されたところである。令和6年度においても引き続き、本事業を実施することとしているので、ご承知おき願いたい。

(資料4) 障害者の芸術文化活動関係資料

## 5 身体障害者補助犬について

### (1) 制度の理解促進、普及啓発について

身体障害者補助犬（以下「補助犬」という。）の使用者が地域で安心して生活するためには、補助犬及びその使用者に対する正しい理解が重要である。一部の医療機関や飲食店等において、未だに補助犬の同伴が拒否される例が散見されており、特に医療機関については、同伴を拒否された場合、飲食店等とは異なり、使用者が他の医療機関を選択しづらいことから、切実であるため、更なる理解の促進に取り組んでいただきたい。加えて、身体障害者補助犬法第 14 条に基づき、補助犬となるための訓練中、又は認定を受けるための試験中であると明示されている犬についても、公共交通機関や不特定かつ多数の者が利用する施設等への同伴が円滑に行えるよう、各機関及び施設や地域住民の理解と特段のご配慮をお願いしたい。

身体障害者補助犬法第 23 条では、国及び地方公共団体は、補助犬が果たす役割の重要性について理解促進に努めなければならないとされている。そのため、厚生労働省では法の趣旨に沿って、リーフレット・ステッカー等の作成・配布や普及啓発イベントの開催等により、各自治体のご協力も得ながら、補助犬やその使用者に対する理解の促進に取り組んできたところである。これらに加えて、自治体が普及啓発活動を実施する際の協力機関、留意点等を取りまとめたガイドブックや補助犬の啓発をより一層促進するための動画「もっと知って！身体障害者補助犬ショートムービー（YouTube）」や「補助犬ユーザー受け入れガイドブック」を作成したほか、令和 4 年度においては、調査研究事業を活用し、飲食店、宿泊施設等の各業種ごとに、補助犬の受け入れのポイント等をまとめたリーフレットを作成しているところである。

都道府県におかれても、本法や障害者差別解消法の趣旨を踏まえつつ制度の周知徹底をお願いするとともに、後述の「身体障害者補助犬育成促進事業」を積極的に活用いただき、管内市町村とも連携・協力の上、リーフレットの配布や啓発イベントの開催等を通じて、理解促進、普及啓発に努めていただくようお願いする。

また、厚生労働省が作成したリーフレット等の配布については都道府県を通じて行うこととしているが、都道府県におかれてはリーフレット等の管内活用状況を踏まえた上で、地域における補助犬の普及啓発の取組みを効果的・効率的にできるよう留意していただきたい。管内施設等からのリーフレット等送付依頼への対応や都道府県や市町村が行う普及啓発活動において、厚生労働省作成のリーフレット等が必要な場合には、以下の連絡先までご連絡いただきたい。

(連絡先) 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

企画課自立支援振興室 社会参加活動支援係

TEL：03-5253-1111（内線3636）

- 「身体障害者補助犬使用者の効果的な普及・啓発活動のあり方ガイドブック」  
「もっと知って！身体障害者補助犬ショートムービー（YouTube）」

「補助犬ユーザー受け入れガイドブック」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougai Shahukushi/hojoken/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai Shahukushi/hojoken/index.html)

○ 身体障害者補助犬同伴の受入れのための啓発リーフレット

[http://www.crp.co.jp/business/universaldesign/R04\\_hojoken.shtml](http://www.crp.co.jp/business/universaldesign/R04_hojoken.shtml)

(資料5) 身体障害者補助犬関係資料

## (2) 身体障害者補助犬育成促進事業の活用について

使用者とともに補助犬が地域社会で円滑に受け入れられるためには、使用者と受入側相互の理解を深めることが重要である。そのため、地域生活支援促進事業に補助犬の育成訓練、育成計画の作成、理解促進、普及・啓発を実施する「身体障害者補助犬育成促進事業」を位置付け、1/2の補助率を確保しているところである。

令和6年度予算案においても、令和5年度予算と同様に、企業等に対し、業種毎（公共交通機関、医療期間、飲食店、宿泊施設、複合商業施設、賃貸住宅・分譲マンション等）の実情に即した研修や広報などを行えるよう予算を確保しているため、各都道府県におかれては、管内市区町村及び訓練事業者等と連携の上、本事業を積極的にご活用いただき、良質な補助犬の育成、育成計画の策定、更なる普及啓発等に取り組んでいただきたい。

なお、各都道府県における補助犬の育成計画の策定・実行にあたっては、訓練事業者等との連携を図り、必要な予算を確保するとともに、やむを得ない事情により育成の遅れがあった場合には柔軟に対応するなど、着実な推進をお願いしたい。

[参考] 厚生労働省HP

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougai Shahukushi/hojoken/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai Shahukushi/hojoken/index.html)

海外向けポータルサイト“Assistance Dogs for Persons with Physical Disabilities” Portal Site

[http://www.mhlw.go.jp/english/policy/care-welfare/welfare-disabilities/assistance\\_dogs/index.html](http://www.mhlw.go.jp/english/policy/care-welfare/welfare-disabilities/assistance_dogs/index.html)

## 6 障害者の自立支援機器等について

### (1) 障害者自立支援機器の開発・普及促進について

障害者の自立や社会参加を促進するためには、障害者のニーズを踏まえた使いやすい支援機器の開発・普及促進が重要である。そのため、「障害者自立支援機器等開発促進事業」にて機器の製品化に要する費用の一部を補助することにより、新たな企業等の参入を促すとともに、障害者が適切な価格で利用しやすい機器の製品化と普及を促進している。

各自治体におかれては、産業振興関係部局等とも協力の上、医療福祉機関及び福祉用具企業等に対して周知を図るとともに、関係者の積極的な参加を促すようお願いする。

(事業 HP)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougaisha\\_hukushi/cyousajigyou/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisha_hukushi/cyousajigyou/index.html)

### (2) ニーズ・シーズマッチング交流会の開催について

「ニーズ・シーズマッチング強化事業」では、個別具体的な障害者のニーズを的確に反映させた支援機器開発を促進するため「ニーズ・シーズマッチング交流会」を開催し、実用的な製品の開発に寄与するとともに、支援機器の分野への企業の新規参入を促進しているところである。近年は東京を含め2ヶ所及びWeb開催を含むハイブリットで開催しており、ニーズ側の障害当事者・団体及びシーズ側の開発企業等、双方から有意義であった旨のご意見をいただいている。

また、地域特有のニーズに沿った支援機器開発を促進する観点から地域交流会の開催も実施しているところであり、こうした機会は各自治体の職員等にとっても、障害者のニーズの把握や実際に支援機器に触れる場として大変有意義なものと考えている。

各都道府県におかれては、管内市区町村、障害当事者団体、医療福祉機関及び福祉用具企業等に対して周知を図っていただくとともに、障害保健福祉関係部局や産業振興関係部局等の担当職員の積極的な参加をお願いしたい。

### (3) 福祉用具ニーズ情報収集・提供システムについて

公益財団法人テクノエイド協会において、障害当事者や介護者等から、福祉用具に対するご意見やご要望、困りごとなどの声を収集し、それをメーカーなどへ迅速に届けることにより、障害者福祉の現場において真に必要なとされる福祉用具の研究開発につなげるためのシステムを構築し、運用しているところである。

各都道府県等におかれては、このシステムをより一層ご活用いただくとともに、管内市町村、障害当事者団体、医療福祉機関及び福祉用具企業等へ周知いただき、その利用の促進をお願いしたい。

(事業 URL)

<https://www7.techno-aids.or.jp/>

～ みんなで考えよう障害者自立支援機器の開発 ～  
福祉用具ニーズ情報収集・提供システム

(2) から、福祉用具に関する要望やアイデア、日常の課題などをお聞きし、実用的な福祉用具の研究開発に繋げます。 [詳しくはこちら](#)

見る	✉メール配信を登録する
は、「都道府県別」などのグラフで見ることがで	メールの自動配信を希望される方 予め登録した「キーワード（文書）」が投稿されるたびに、当協会からお知らせメールを配信します。 ※メール配信を停止する
✎ 新しいコメントや新製品（技術）、お知らせを投稿する	
要望・アイデア・課題 628件	新製品・技術 94件
お知らせ 東京都立産業技術センター 障害者・高齢者用具等の製品開発に係る募集について	

こちらから  
ご投稿ください。

# 資 料





## (1) 基本的な考え方

- 義肢、装具、車椅子等の補装具の購入に伴う経済的負担について、障害者総合支援法に基づき、補装具の購入に要する費用を支給。
- 個々の補装具の支給基準額等(大臣告示)は、3年に1回の見直しを行っており、令和6年度が改定の年となる。
- このため、義肢、装具、車椅子等の各補装具について、
  - ・ 補装具の素材となる原材料費(金属、プラスチック等)の価格高騰や、原油価格の高騰、為替相場における円安の進展などによる影響
  - ・ 補装具製作の新たな技術の導入や原材料の進歩に伴う製作の効率化等を踏まえた基準額(価格上限額)の見直しを行う。

## (2) 改定案の概要

補装具の種目ごとの基準額について、上記の影響等を踏まえ、適切に反映。\*次ページのとおり

## (3) スケジュール

3月下旬に大臣告示を改正し、4月1日に施行 **30** -

## (4) 主な改定案の内容

補装具の種目 (名称)	現行基準額 (円)		新基準額 (円)	
義肢 (下腿義足) (採型料)	81,800	➡	86,500	(+4,700)
短下肢装具 (採型料)	16,000	➡	17,000	(+1,000)
足底装具 (採型料)	従来 of 採型方法	➡	12,300	(+700)
	新たな採型方法	—	8,200	( — )
座位保持装置 (フレーム)	53,400	➡	57,200	(+3,800)
車椅子(※)	基本価格：採寸、適合等	—	17,900	( — )
	本体価格：フレーム、シート等	100,000	➡	90,000
補聴器 (耳あな型)	137,000	➡	144,900	(+7,900)
視覚障害者安全つえ (折りたたみ式)	4,400	➡	5,200	(+800)
歩行補助つえ (多脚つえ)	6,600	➡	7,600	(+1,000)
重度障害者用意思伝達装置 (視線検出入力装置)	180,000	➡	220,000	(+40,000)

(※)車椅子については、製作に必要な採寸、適合等にかかる基本価格を新設するとともに、より経済的なモジュラー型車椅子が主流化していることを踏まえ、本体価格(車椅子を構成するフレーム、シートなど)の金額を適正化。

# こどもの補装具費支給制度の所得制限の撤廃

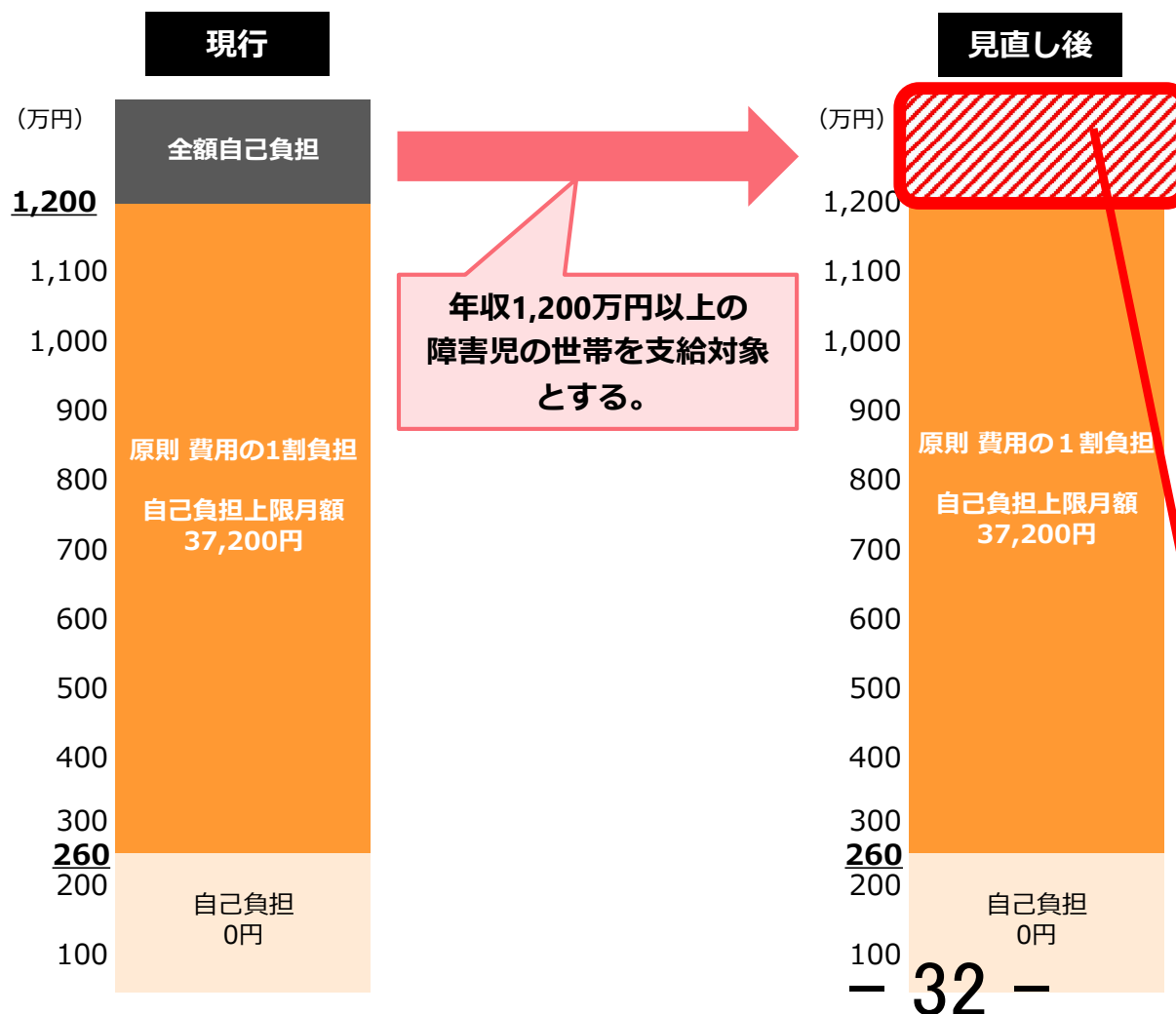
資料1-2

支援局 障害児支援課

○こどもの補装具については、**障害のあるこどもの身体機能を補完・代替**し、日常生活に欠かせないものであるとともに、**成長に応じて交換が必要なもの**であり、こどもの育ちのために必要。

○こどもの健やかな育ちを支える観点から、こどもの補装具費の所得制限の撤廃を行う。【令和6年4月1日施行】（厚生労働省予算で計上）

## <収入額は、父母子1人のケース>



## <障害児が使用する補装具の例> 車椅子



平均約30万円

これまで30万円程度の負担（※）を要していたが、**費用の1割（上限月額37,200円）の負担で購入可能**となる

（※）車椅子だけでなく座位保持装置なども必要となる場合があり、これ以上の負担となるケースもある。

※ 令和3年度補装具費支給状況：約2.5万件（令和3年度福祉行政報告例）（障害者及び障害児の合計数）

# 補聴器の使用を検討中の皆様、 そして、ご家族等の周囲の皆様へ。



## 【ポイント① 専門家の意見の事前把握】

★ **補聴器の購入の前に専門医に相談しましょう。**

★ 補聴器は、「**認定補聴器技能者**」などの専門知識・技術を持った者に**調整(フィッティング)**してもらうことが効果的です。

★ 専門知識・技術を持った者がいる販売店(**認定補聴器専門店**など)もあります。

### 【専門医に相談しない場合のデメリットの例】

- 1) 耳の炎症の治療を優先すべき場合など、購入の必要のない補聴器を購入する可能性があります。
- 2) 不必要に大きな音量の補聴器を使用し、症状が悪化する可能性があります。
- 3) 期待された効果が出ない可能性があります。

### 【補聴器の購入・利用の一般的なイメージ】

- 1) 医師の診察を受けます。
- 2) 補聴器販売店に相談し、調整を受けて自分の聞こえの状況に合う補聴器を購入します。
- 3) 生活を送る中で、必要に応じ、再度調整を受けます。また、聞こえに変化が生じた場合は、改めて医師の診察を受けます。

## 【ポイント② 契約を締結する前の心構えなど】

★ **店舗で補聴器を購入した場合や通信販売の場合、どれだけ高額の商品であったとしても、基本的に「クーリング・オフ」は適用されません。**

### 【クーリング・オフの基礎知識】(ハガキの書き方は裏面を参照。)

- 訪問販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引、特定継続的役務提供、業務提供誘引販売取引及び訪問購入については、法定の申込書面又は契約書面を受け取ってから一定期間内であれば、クーリング・オフができます。
- 通信販売の場合、「返品は受け付けません」、「返品の場合は商品到着の翌日までの連絡厳守」等の特約を広告等に表示していない限りは、いわゆるクーリング・オフではありませんが、購入者が商品を受け取ってから8日以内であれば、売買契約の解除が可能です(送料は購入者負担)。

★ 難聴の方は、耳が聞こえにくいことで、契約締結などの際に支障が生じることもあり得ます。**周囲の方の支援**が重要です。

(周囲の皆様にご理解いただきたい難聴の基礎知識は裏面を参照。)

おかしいと思ったら。  
心配なことがある場合は。

- 一人で悩まず、**消費者ホットライン 188**  
(局番なしの3桁番号)等の関係機関にご相談ください。

作成取りまとめ: 消費者庁消費者政策課 (電話: 33-3507-8800(代表) FAX: 03-3507-7557)

[クーリング・オフを通知するハガキの記載イメージ]

●●●市●●●番地

●●●株式会社 御中

簡易書留又は  
特定記録郵便  
として発送

ご自身の住所  
ご自身の氏名

[要注意ポイント]  
ハガキを出すときは、両面をコピーし、簡易書留や特定記録郵便として出した際の記録は必ず残しておきましょう。

契約解除通知書

● 契約年月日 令和●●年●●月●●日

● 販売会社 ●●●株式会社

● 担当者氏名 ●●●●●●●●●●

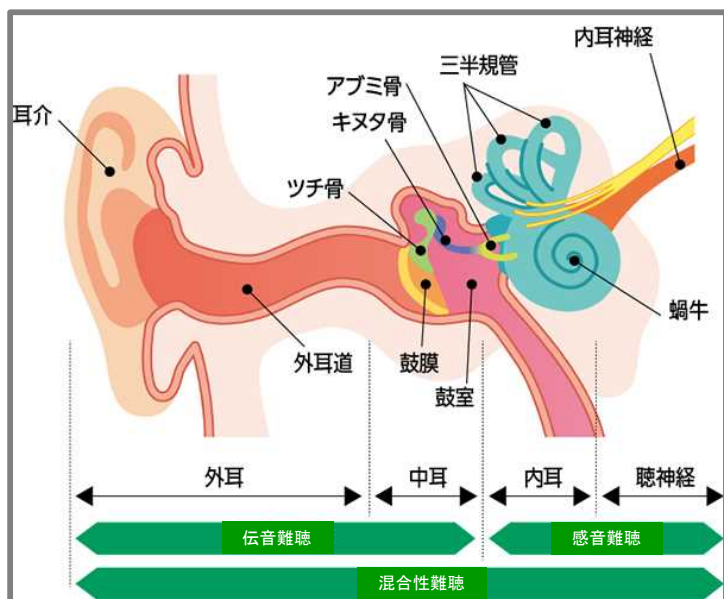
● 商品名 「●●●●●●●●●●」 ●●●●●●●●●●

● 契約金額 ●●●●●●●●●●、●●●●●●●●●●円

右の契約を解除いたします。

令和●●年●●月●●日  
ご自身の住所  
ご自身の氏名

[難聴の類型と補聴器の効用]



伝音難聴とは。。。

外耳や中耳の損傷や炎症によって起こります。音量を大きくすれば聞き取りやすくなるので、補聴器の使用が効果的です。

感音難聴とは。。。

内耳・聴神経・脳の中核などの感音系の障害によって起こります。年齢が進むにつれ、または大きな音を聞きすぎたりすると、蝸牛の有毛細胞の数が減少するなどして機能が低下します。小さな音が聞き取りにくい、大きな音が響く・ひびく、聞こえても言葉の意味が分からない、などの症状が現れます。

しかし、最適な補聴器を選定し、適切に調整(フィッティング)をして使用すれば補聴器の効果が期待できます。

混合性難聴とは。。。

伝音難聴・感音難聴の両方の症状が現れます。中耳炎が悪化して内耳が障害を受けた場合を始め、いくつかのケースがあります。感音難聴と同じく最適な補聴器を選定し、適切に調整(フィッティング)をして使用すれば補聴器の効果が期待できます。



令和6年度当初予算案 505億円（504億円） ※（）内は前年度当初予算額

- 地域生活支援事業 444億円（445億円）（注）
- 地域生活支援促進事業 60億円（59億円）

注)地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業※の対応分を含む。  
また、令和5年度予算額は、令和6年度障害福祉サービス報酬改定により障害福祉サービス報酬へ移行する「地域移行のための安心生活支援事業」分を除く。  
※ 障害分は基幹相談支援センター等機能強化事業等分、地域活動支援センター機能強化事業分。いずれも基本事業の交付税措置分を除く。

## 1 事業の目的

地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業や政策的な課題に対応する事業を計画的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与する。

## 2 事業の概要・スキーム・実施主体等

### ○ 地域生活支援事業

（障害者総合支援法第77条・第77条の2・第78条）（※統合補助金）

事業の実施主体である市町村等が、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施することにより、効果的・効率的な事業実施が可能である事業

#### [補助率]

- ①市町村事業：国1/2以内、都道府県1/4以内で補助
- ②都道府県事業：国1/2以内で補助

#### [主な事業]

- ①市町村事業：移動支援事業、日常生活用具給付等事業、意思疎通支援事業、相談支援事業、地域活動支援センター機能強化事業、日中一時支援
- ②都道府県事業：発達障害者支援センター運営事業、専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業・派遣事業、福祉ホーム

### ○ 地域生活支援促進事業（平成29年度創設）

発達障害者支援、障害者虐待防止対策、障害者就労支援、障害者の芸術文化活動の促進等、国として促進すべき事業（特別枠に位置づけ、5割又は定額の補助を確保し、質の高い事業実施を図る。）

[補助率]国1/2又は定額（10/10相当）

[主な事業]発達障害者支援体制整備事業、障害者虐待防止対策支援事業、障害者就業・生活支援センター事業、障害者芸術・文化祭開催事業

#### <事業実績>

1,730市町村、47都道府県（1,727市町村、47都道府県）  
※ 令和3年度実績ベース、括弧は令和2年度

### [R6年度当初予算案における主な新規・拡充事業]

- 都道府県による基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等整備推進事業（新規）
- 都道府県・指定都市における虐待対応体制整備支援事業（新規）
- 発達障害者支援体制整備事業
- 工賃向上計画支援等事業
- 入院者訪問支援事業
- 障害者ICTサポート総合推進事業
- 重度訪問介護利用者の大学修学支援事業

# 地域生活支援事業費等補助金の見直し内容(令和6年度予算案)

## 1. 地域生活支援事業

- **地域生活支援拠点・ネットワーク運営推進事業【新規】** (実施主体：市町村)  
地域生活支援拠点・ネットワークの運営や機能の充実等に要する経費に対し、補助を行う。
  - ・ 拠点コーディネーターの配置による緊急時に備えるための相談支援や事前のニーズ把握
  - ・ 入所者や施設等への地域移行に向けた働きかけ
  - ・ 緊急時のための支援や地域移行に関する支援のネットワークづくり等

※ 「地域移行のための安心生活支援」については、本経費に組み替え。

## 2. 地域生活支援促進事業

- (1) **都道府県による基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等整備推進事業【新規】** (実施主体：都道府県)  
都道府県にアドバイザーを設置し、市町村に対する基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点等の設置・整備並びに運営に関する助言や、広域での設置・整備に向けた調整等の支援を行う。
- (2) **都道府県・指定都市における虐待対応体制整備支援事業【新規】** (実施主体：都道府県・指定都市)  
都道府県等において、精神科病院における虐待の通報窓口を設置し、虐待の防止や障害者の保護等の対応ができる体制を整備するための支援を行う。
- (3) **発達障害者支援体制整備事業【拡充】** (実施主体：都道府県・指定都市)  
市町村・事業所・医療機関との連携や困難ケースへの対応を行う「発達障害者地域支援マネジャー」の配置等を行い、地域支援機能の強化を図る。  
※ **拡充内容**：「広域的支援人材」を発達障害者支援センターに新たに配置し、集中的な訪問等による適切なアセスメント等を行う。
- (4) **工賃向上計画支援等事業【拡充】**  
就労継続支援事業所等に対する経営改善や商品開発等に対する支援等を実施。  
※ **拡充内容**：特別事業に障害福祉分野と農業分野の関係者の相互理解促進の実施を追加 (なお、特別事業は補助率を9/10から1/2へ見直し)
- (5) **障害者ICTサポート総合推進事業【拡充】** (実施主体：都道府県・指定都市・中核市)  
障害者のICT機器の利用促進等に関する総合的なサービス拠点(サポートセンター等)の運営等を実施。  
※ **拡充内容**：実施自治体の増等にかかる経費の計上
- (6) **重度訪問介護利用者の大学修学支援事業【拡充】** (実施主体：都道府県)  
重度訪問介護の利用者が大学等に修学するに当たって必要な身体介護等を、大学等における支援体制が構築されるまでの間において提供する。  
※ **拡充内容**：利用する学生の増への対応にかかる経費の計上
- (7) **入院者訪問支援事業【拡充】** (実施主体：都道府県・指定都市・保健所設置市・特別区)  
市町村長同意による医療保護入院者等を対象とした実効的な支援のため、都道府県等において、精神科病院を訪問し、患者の話を丁寧に聴きつつ必要な情報提供を行う体制の構築を図る。  
※ **拡充内容**：全国展開にかかる経費の計上



## (令和6年度予算案)地域生活支援事業(市町村事業)

必須事業	
1	理解促進研修・啓発事業
2	自発的活動支援事業
3	相談支援事業 (1) 基幹相談支援センター機能強化事業 (2) 住宅入居等支援事業(居住サポート事業)
4	成年後見制度利用支援事業
5	成年後見制度法人後見支援事業
6	意思疎通支援事業
7	日常生活用具給付等事業
8	手話奉仕員養成研修事業
9	移動支援事業
10	地域活動支援センター機能強化事業

任意事業	
1	日常生活支援 (1) 福祉ホームの運営 (2) 訪問入浴サービス (3) 生活訓練等 (4) 日中一時支援 (5) 地域生活支援拠点・ネットワーク運営推進事業【新規】 (6) 相談支援事業所等(地域援助事業者)における退院支援体制確保 (7) 協議会における地域資源の開発・利用促進等の支援 (8) 市町村と地域生活定着支援センターの連携強化事業
2	社会参加支援 (1) レクリエーション活動等支援 (2) 芸術文化活動振興 (3) 点字・声の広報等発行 (4) 奉仕員養成研修 (5) 複数市町村による意思疎通支援の共同実施促進 (6) 家庭・教育・福祉連携推進事業
3	就業・就労支援 (1) 盲人ホームの運営 (2) 知的障害者職親委託

(参考) 交付税を財源として実施する事業

- ・ 相談支援事業のうち障害者相談支援事業 ・ 地域活動支援センター基礎的事業
- ・ 障害支援区分認定等事務 ・ 自動車運転免許取得・改造助成 ・ 更生訓練費給付

# (令和6年度予算案)地域生活支援事業(都道府県事業)

必須事業	
1	<b>専門性の高い相談支援事業</b> (1) 発達障害者支援センター運営事業 (2) 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業
2	<b>専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業</b> (1) 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業 (2) 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業 (3) 失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業
3	<b>専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業</b> (1) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 (2) 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業 (3) 失語症者向け意思疎通支援者派遣事業
4	<b>意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業</b>
5	<b>広域的な支援事業</b> (1) 都道府県相談支援体制整備事業 (2) 精神障害者地域生活支援広域調整等事業 (3) 発達障害者支援地域協議会による体制整備事業

任意事業	
1	<b>サービス・相談支援者、指導者育成事業</b> (1) 障害支援区分認定調査員等研修事業 (2) 相談支援従事者等研修事業 (3) サービス管理責任者研修事業 (4) 居宅介護従業者等養成研修事業 (5) 障害者ピアサポート研修事業 (6) 身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業 (7) 音声機能障害者発声訓練指導者養成事業 (8) 精神障害関係従事者養成研修事業 (9) 精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業 (10) 成年後見制度法人後見養成研修事業 (11) その他サービス・相談支援者、指導者育成事業

任意事業	
2	<b>日常生活支援</b> (1) 福祉ホームの運営 (2) オストメイト(人工肛門、人工膀胱造設者)社会適応訓練 (3) 音声機能障害者発声訓練 (4) 矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行促進 (5) 医療型短期入所事業所開設支援 (6) 障害者の地域生活の推進に向けた体制強化支援事業
3	<b>社会参加支援</b> (1) 手話通訳者設置 (2) 字幕入り映像ライブラリーの提供 (3) 点字・声の広報等発行 (4) 点字による即時情報ネットワーク (5) 都道府県障害者社会参加推進センター運営 (6) 奉仕員養成研修 (7) レクリエーション活動等支援 (8) 芸術文化活動振興 (9) サービス提供者情報提供等 (10) 障害者自立(いきいき)支援機器普及アンテナ事業 (11) 企業CSR連携促進 (12) 障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業
4	<b>就業・就労支援</b> (1) 盲人ホームの運営 (2) 重度障害者在宅就労促進(バーチャル工房支援) (3) 一般就労移行等促進 (4) 障害者就業・生活支援センター体制強化等 (5) 就労移行等連携調整事業
5	<b>重度障害者に係る市町村特別支援</b>

# (令和6年度予算案)地域生活支援促進事業

## 都道府県事業

- |                                 |  |
|---------------------------------|--|
| 1 発達障害児者地域生活支援モデル事業             | 14 「心のバリアフリー」推進事業                        |
| 2 かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業          | 15 身体障害者補助犬育成促進事業                        |
| 3 発達障害者支援体制整備事業【拡充】             | 16 発達障害児者及び家族等支援事業                       |
| 4 障害者虐待防止対策支援事業                 | 17 発達障害診断待機解消事業                          |
| 5 障害者就業・生活支援センター事業              | 18 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業           |
| 6 工賃向上計画支援等事業【拡充】               | 19 障害者ICTサポート総合推進事業【拡充】                  |
| 7 障害者芸術・文化祭開催事業(※)              | 20 意思疎通支援従事者キャリアパス構築支援事業                 |
| 8 強度行動障害支援者養成研修事業(基礎研修、実践研修)    | 21 地域における読書バリアフリー体制強化事業                  |
| 9 障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業     | 24 入院者訪問支援事業【拡充】                         |
| 10 成年後見制度普及啓発事業                 | 25 高次脳機能障害及びその関連障害に対する地域支援ネットワーク構築促進事業   |
| 11 アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業       | 26 都道府県による基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等整備推進事業【新規】 |
| 12 薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業     | 27 都道府県・指定都市における虐待対応体制整備支援事業【新規】         |
| 13 ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業 |  |

## 市町村事業

- |                     |                                |
|---------------------|--------------------------------|
| 1 発達障害児者地域生活支援モデル事業 | 16 発達障害児者及び家族等支援事業             |
| 4 障害者虐待防止対策支援事業     | 22 重度訪問介護利用者の大学修学支援事業【拡充】      |
| 10 成年後見制度普及啓発事業     | — 39 雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業 |

(注) (※)の事業は定額(10/10相当)補助を含む。

都道府県  
各 指定都市 障害保健福祉主管課（室） 御中  
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課  
こども家庭庁支援局障害児支援課

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定を踏まえた  
日中一時支援事業等の対応について（周知）

平素より、障害保健福祉行政の推進につきまして、格段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律は、障害福祉サービスに係る給付や地域生活支援事業その他の支援を総合的に行うことで、障害者及び障害児が安心して暮らすことができる地域社会を実現することを目的としています。

地域生活支援事業における日中一時支援事業等の実施について、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴い、ご留意いただきたい事項を下記のとおりまとめましたので、本人や家族の利用意向を踏まえつつ、障害福祉サービスの活用も視野に入れ、必要な支援を提供していただくようお願いします。

また、各都道府県におかれては、管内市町村への周知徹底についてご配慮いただきますようお願いします。

## 記

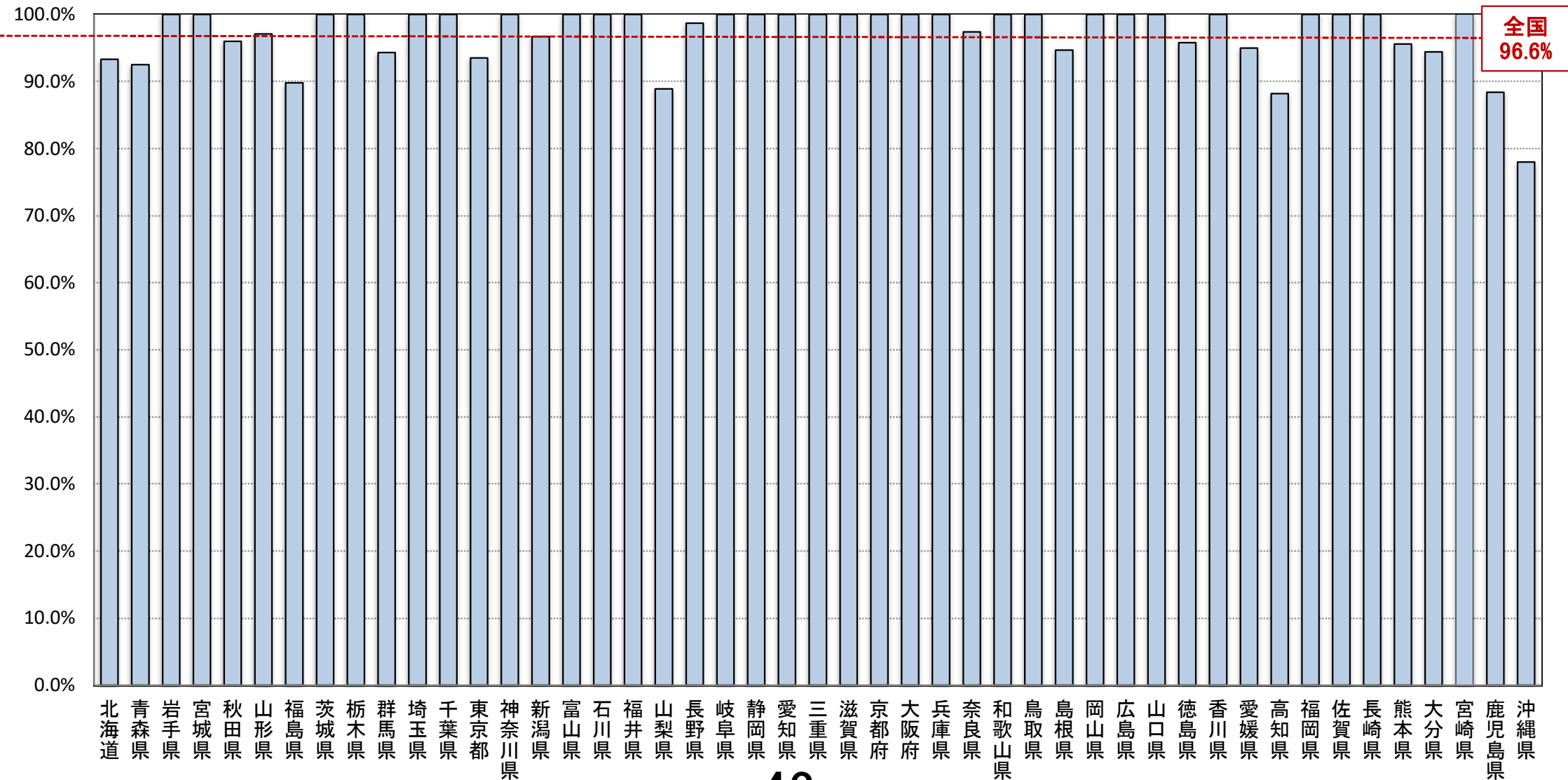
- 1 日中一時支援事業について〔生活介護等におけるサービス提供時間ごとの基本報酬の設定等〕
  - 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、生活介護の基本報酬については、サービス提供時間毎に、8時間以上9時間未満まで設定されることに加え、延長支援加算は9時間以上の支援が評価される体系に改定されます。
  - これらの改定により、例えば、これまでは生活介護の営業時間終了後に、日中一時支援事業による預かりニーズへの対応がなされているケース等について、営業時間の延長により、支援ニーズの一部は生活介護での対応が可能になることが考えられます。
  - なお、児童発達支援及び放課後等デイサービスにおいても、預かりニーズに対応した延長支援加算の改定が行われます。
  
- 2 移動支援事業について〔行動援護における短時間の支援の評価等〕
  - 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、行動援護については、強度行動障害を有する者のニーズに応じた専門的な支援を行うようにするため、短時間の支援を評価するなどの改定が行われます。
  - 都道府県や市町村においては、この報酬改定を踏まえ、移動支援事業の利用者であって、行動援護の対象要件（注）に該当する者については、行動援護により専門的な支援が受けられるようにするとともに、行動援護事業所や行動援護従業者の確保に努めていただくことが必要です。

（注）区分3以上であって、区分の認定調査項目のうち行動関連項目（12項目）等の合計点数が10点以上（障害児にあっては、これに相当する支援の割合）である者
  
- 3 訪問入浴サービスについて〔生活介護等における入浴支援加算の創設〕
  - 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、生活介護の入浴支援については、医療的ケアが必要な者等を評価する加算が創設されます。
  - 入浴ニーズへの支援の評価により、訪問入浴サービスを利用している一部の医療的ケアが必要な者等においては、生活介護事業所において入浴ニーズに対応できるようになることが考えられます。
  - また、今般の改定においては、福祉型強化短期入所サービス費に医療的ケア児者の入浴支援等、日中の支援ニーズに対応するサービス類型を評価する基本報酬を創設しており、今まで以上に入浴ニーズへの対応が可能となることが考えられます。
  - なお、児童発達支援及び放課後等デイサービスにおいても、医療的ケア児と重症心身障害児に、発達支援とあわせて入浴支援を行った場合に評価する加算が創設されます。

# 移動支援事業の実施体制整備状況(令和4年度)

(資料2-3)

- 令和4年度末時点で移動支援事業の実施体制を有する市区町村の割合は全国で96.6%(1,682/1,741)。
- 都道府県語との状況については下グラフのとおり。

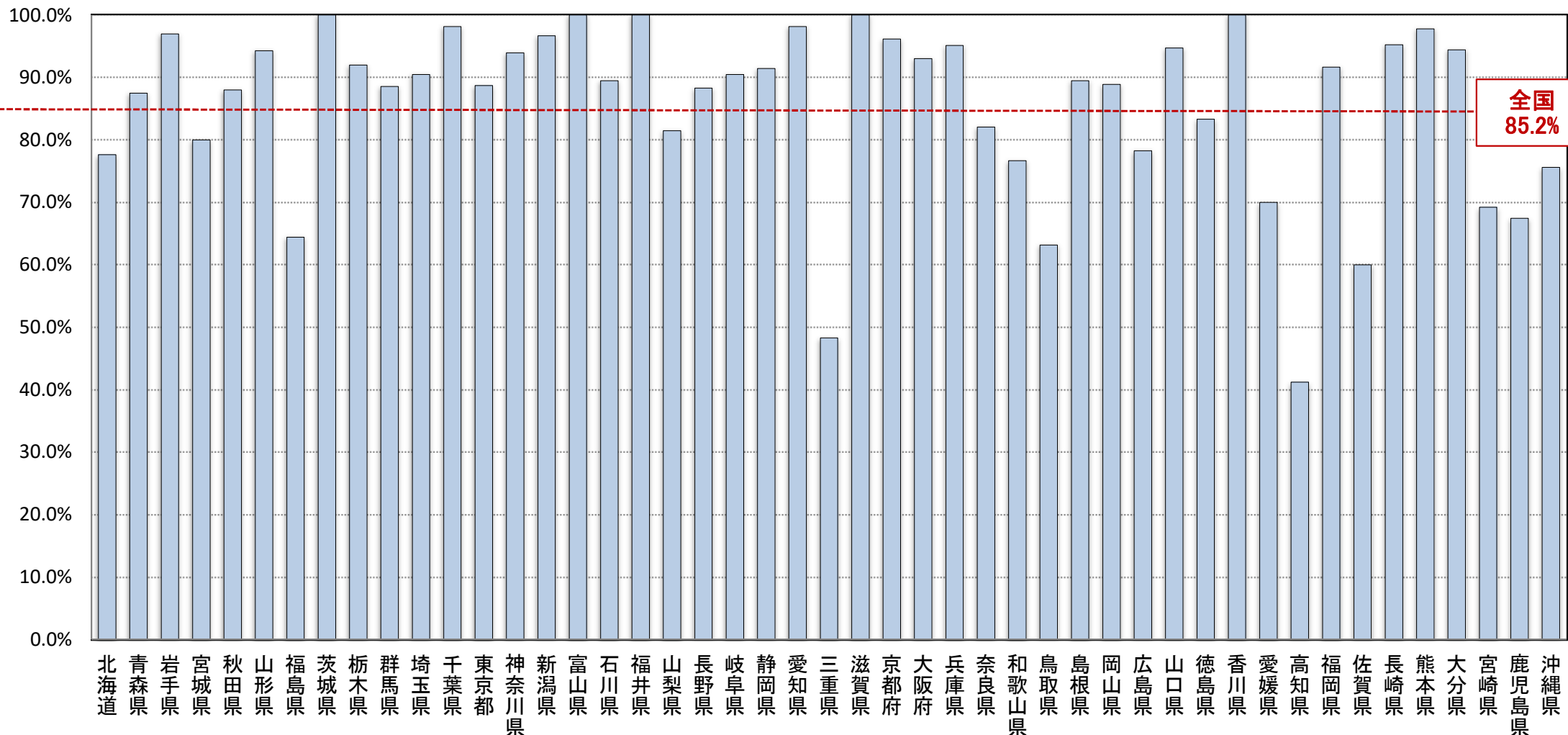


注) 「実施体制を有する市区町村」とは、事業の実施要綱を整備しており、かつ、障害者等からのサービス利用の申し出があった際に直ちに対応が可能と回答した市区町村をいう。  
 (資料出所) 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室において全1,741の市町村及び特別区からの回答を集計

# 地域活動支援センターの実施体制整備状況(令和4年度)

(資料2-4)

- 令和4年度末時点で地域活動支援センターの実施体制を有する市区町村の割合は全国で85.2%(1,484/1,741)。
- 都道府県ごとの状況については下グラフのとおり。



注1) 「実施体制を有する市区町村」とは、事業の実施要綱を整備しており、かつ、障害者等からのサービス利用の申し出があった際に直ちに対応が可能と回答した市区町村をいう。  
 注2) 基礎的事業(交付税措置分)についての実施体制を集計している(地域生活支援事業費等補助金による「地域活動支援センター機能強化事業」の実施体制に限らない)。  
 (資料出所) 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室において全1,741の市町村及び特別区からの回答を集計

# 理解促進研修・啓発事業の取組事例

(資料2-5)

実施形式	具体的な事業内容
教室等開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地域の聴覚障害者協会及び手話サークルの会員等が講師となり、聴覚障害者のコミュニケーション方法、生活上の困りごと、簡単な手話を地域住民に伝える市民手話講習会を開催。</li> <li>■ 障害を理解し、日常でのちょっとした手助けができる市民を増やしていくため、テキスト・DVDを使ったサポーター養成研修を開催。</li> <li>■ 地域の小学校や公民館等を訪問し、障害当事者による講話、車椅子・点字・アイマスク等を使用した障害体験授業、手話等の実技指導などを行う出前講座を開催。</li> <li>■ 小学校における授業の一環として手話学習を行い、障害のある方とコミュニケーションをとる方法を児童自身が考える機会を創出。</li> </ul>
事業所訪問	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 近隣市町での合同開催による地域の障害福祉事業所の見学を行うツアーの開催。</li> <li>■ 小学生が就労サービス事業所を訪問し、施設内の見学や作業体験・障害に関するクイズを実施。</li> </ul>
イベント開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 障害のある方と障害のない方とのふれあいを通して相互理解を深めること等を目的としたイベントの開催。</li> <li>■ 障害のある児童と障害のない児童との交流を目的としたポニー、ウサギ、インコなどの動物とのふれあいイベントの開催。</li> <li>■ スポーツやゲーム形式により障害のある方の生活を体験できるようなコーナーを設けたイベントの開催。</li> <li>■ 月1回の頻度で、地域住民と障害のある方を招き、有志による音楽コンサート等を行うイベントの開催。</li> </ul>
広報活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 市と障害者団体が連携し市内のバリアフリーマップを作成し、市ホームページ・広報誌・FMラジオを活用した広報を実施。</li> <li>■ 市内の大型商業施設等で、障害のある方への理解を深めるリーフレットを障害福祉サービス事業所の利用者により配布。</li> <li>■ 視覚障害のある方が白杖を垂直に頭上に掲げてSOSを示す合図（白杖SOSシグナル）を示した際に、周囲の地域住民による積極的な声掛けとサポートを促す「白杖SOSシグナル運動」を展開しており、この運動に関するリーフレット等の作成・配布、パネルの作成・駅での掲出、市広報・ホームページ・情報誌・新聞・テレビ・ラジオを活用した広報活動などを実施。</li> </ul>
その他の形式	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 障害のある方の差別解消に関する啓発や、ヘルプマーク、ヘルプカードの作成・配布の実施。</li> <li>■ 多様な障害の特性、障害のある方が困っていること、障害のある方への必要な配慮などを理解して、日常生活において障害のある方が困っているときなどに、ちょっとした手助けをする「あいサポーター」を育成するため、講座・説明会を開催。</li> <li>■ 市民総合文化祭が開催されている会場のブースに、食料品や小物雑貨を製造・販売している複数の障害者施設が出店を設け、施設の活動状況等をパネル等で紹介。</li> </ul>



# 自発的活動支援事業の取組事例

実施形式	具体的な事業内容
ピアサポート ( 障害者等やその家族が互いの悩みを共有することや情報交換等を行う活動支援 )	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ ピアカウンセリング講座として語らいの場を設定し、テーマをもとに参加者が語り合う等の活動を支援。</li> <li>■ 障害のある方が生活スキルの向上や社会活動等の計画を作るなどのグループ活動を支援。</li> <li>■ 障害のある方やその家族、地域住民が集い交流できる場を設置し、情報交換や悩みの共有などを行う活動を支援。</li> </ul>
災害対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 避難体験会・防災講演会を開催防災の手引き・福祉避難所の運営が円滑に行われるためのマニュアルの作成を実施。</li> <li>■ 災害時に備え障害のある方が取り組むべき内容や、災害時に地域住民に求められる取組に関するパンフレットを作成。</li> <li>■ 障害のある方から災害時に必要な支援に関する情報を聴き取り、災害時要援護者台帳を作成、併せて地域の機関・団体と連携し、見守りネットワークを構築。</li> </ul>
孤立防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地域で生活している障害のある方の居宅を訪問し、日頃の状況の把握や地域や関係機関との関わりを創出するための活動を支援。</li> <li>■ 障害のある方の孤立化を防止するために行う訪問活動・学習活動を支援。</li> </ul>
社会活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 障害のある方が参加することを想定したお祭りなどの地域のイベントや地域住民との交流会を開催し、障害者等の社会活動を支援。</li> <li>■ 障害のある方やその家族と地域住民が一体となって取り組む活動を支援。</li> <li>■ 障害のある方自らが地域住民に対して行う、障害についての啓発活動を支援。</li> <li>■ 障害のある方がその家族等と協力しながら、公共施設や公園の清掃を行う活動を支援。</li> </ul>
ボランティア活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 障害のある方やその家族、またはそれを支えるボランティアが病気を正しく理解し、制度や社会資源を使えるようになることを目的とした家族・患者教室やボランティア育成講座を開催し、ボランティア活動を支援。</li> <li>■ 視覚障害のある方との交流活動や視覚障害のある方のために点訳、音訳、ガイドヘルプ、パソコン点訳を行うボランティアの入門講座を開催し、ボランティア活動を支援。</li> <li>■ 音訳のボランティア活動を実施する団体が、視覚障害のある方のために音訳CD等を作成し配布する活動や、その担い手確保のためのボランティア養成講座を開催する活動を支援。</li> </ul>
その他の形式	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 障害のある方の社会参加、地域との交流、外出意欲を促すため、障害のある方自身による物品販売などの自発的活動を地域住民に報告する活動を支援。</li> <li>■ 障害のある方が過疎地域等に出向き、当該地域における高齢者や生活困窮者の方の困りごとの手伝いや安否確認等を行うことで、地域でのコミュニティ構築や、障害のある方の働く機会を創出する。</li> </ul>

# 「心のバリアフリー」推進事業の取組事例

○ 「心のバリアフリー推進事業」とは、障害福祉分野における様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互にコミュニケーションをとり支えあう取組である「心のバリアフリー」を広めるための取組を都道府県が実施する事業

心のバリアフリーを広めるための主な事業内容	
<p>広報活動 メディア展開</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 管内の障害のある方を対象としたアンケートを実施し、実際にあった困りごとや希望する配慮等をまとめた普及啓発用冊子の作成・配布</li> <li>■ 障害の特性や障害のある方との日常での接し方について、新聞広告、TVCM、リーフレット・ハンドブック、ポスターなど多様なメディアを活用した広報展開を実施</li> </ul>
<p>イベント開催等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 管内の商業施設で障害の疑似体験や障害のある方が作成した作品を展示するイベントを開催</li> <li>■ 障害のある方と地域住民とがともに参加するシンポジウムを開催</li> <li>■ 障害のある方やその家族を講師による講演、パラリンピック出場者のトークイベント、ワークショップ等を実施するフォーラムを開催</li> </ul>
<p>各種ツール等の普及啓発</p>	<p>【ヘルプマーク・ヘルプカードの作成・配布・普及】</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <u>ヘルプマーク</u> (※1) ・<u>ヘルプカード</u> (※2) の作成・配布</li> </ul> <p>※1 <u>ヘルプマーク</u> 義足や人工関節を使用している方・聴覚障害のある方・内部障害のある方・難病の方・妊娠初期の方など、外見からは容易に分らない方々が、援助や配慮を必要としていることを周囲に知らせることができるよう、東京都が作成し普及を図っているマーク</p> <p>※2 <u>ヘルプカード</u> 東京都が作成したヘルプマークがデザインされた緊急連絡先や必要な支援・配慮を記載することのできる携帯用カード</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ ヘルプマーク・ヘルプカードに関する普及啓発ポスターやリーフレットを作成し、管内の交通機関等で掲示・配布</li> </ul>
	<p>【あいサポート運動の推進】</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <u>あいサポート運動</u> (※3) を実践する地域住民（あいサポーター）の養成、あいサポーター研修を実施できる地域住民（あいサポートメッセンジャー）の養成、あいサポート運動に取り組む企業等（あいサポート企業・団体）の認定等の取組を実施</li> </ul> <p>※3 <u>あいサポート運動</u> 鳥取県がはじめた、地域住民が多様な障害の理解に努め、障害のある方に温かく接し、障害のある方が困っているときに「ちょっとした手助け」を行うことにより共生社会を目指す運動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ あいサポート運動推進のためのバッジなどの啓発資料の作成・配布</li> </ul>

※ これまでの「心のバリアフリー」推進事業実施計画書をもとにし、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室において作成

## 障害者に関するマークの一例①

名称	概要等	連絡先	名称	概要等	連絡先
障害者のための 国際シンボルマーク 	<p>障害者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。</p> <p>※このマークは「すべての障害者を対象」としたものです。特に車椅子を利用する障害者を限定し、使用されるものではありません。</p> <p>※個人の車に表示することは、国際シンボルマーク本来の主旨とは異なります。障害のある方が、車に乗車していることを、周囲にお知らせする程度の表示になります。したがって、個人の車に表示しても、道路交通法上の規制を免れるなどの法的効力は生じません。駐車禁止を免れる、または障害者専用駐車場が優先的に利用できるなどの証明にはなりませんので、ご理解の上ご使用下さい。</p>	<p>公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会</p> <p>TEL:03-5273-0601 FAX:03-5273-1523</p>	聴覚障害者標識 (聴覚障害者マーク) 	<p>聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。</p> <p>危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p>	<p>警察庁交通局交通企画課</p> <p>TEL:03-3581-0141(代)</p>
盲人のための 国際シンボルマーク 	<p>世界盲人連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。</p> <p>このマークを見かけた場合には、視覚障害者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いします。</p>	<p>社会福祉法人 日本盲人福祉委員会</p> <p>TEL:03-5291-7885</p>	ほじょ犬マーク 	<p>身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。</p> <p>身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」において、公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設は、身体障害のある人が身体障害者補助犬を同伴するのを受け入れる義務があります。補助犬を同伴することのみをもってサービスの提供を拒むことは障害者差別に当たります。</p> <p>補助犬はペットではありません。社会のマナーもきちんと訓練されており、衛生面でもきちんと管理されています。</p> <p>補助犬を同伴していても使用者への援助が必要な場合があります。使用者が困っている様子を見かけたら、積極的にお声かけをお願いします。</p>	<p>厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部企画課 自立支援振興室</p> <p>TEL:03-5253-1111(代) FAX:03-3503-1237</p>
身体障害者標識 (身体障害者マーク) 	<p>肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。</p> <p>危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p>	<p>警察庁交通局交通企画課</p> <p>TEL:03-3581-0141(代)</p>	耳マーク 	<p>聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークです。また、窓口等に掲示されている場合は、聴覚障害者へ配慮した対応ができることを表しています。</p> <p>聴覚障害者は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。</p> <p>このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない・聞こえにくい」ことを理解し、コミュニケーションの方法等への配慮(口元を見せゆっくり、はっきり話す・筆談で対応する・呼ぶときは傍へ来て合図する・手話や身振りで表すなど)について御協力をお願いします。</p>	<p>一般社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会</p> <p>TEL:03-3225-5600 FAX:03-3354-0046</p>



## 障害者に関するマークの一例②

名称	概要等	連絡先	名称	概要等	連絡先
ヒアリングループマーク 	<p>「ヒアリングループマーク」は、補聴器や人工内耳に内蔵されているTコイルを使って利用できる施設・機器であることを表示するマークです。</p> <p>このマークを施設・機器に掲示することにより、補聴器・人工内耳装用者に補聴援助システムがあることを知らしめ、利用を促すものです。</p>	一般社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会  TEL:03-3225-5600 FAX:03-3354-0046	ヘルプマーク 	<p>義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです（JIS規格）。</p> <p>ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。</p>	東京都福祉局 障害者施策推進部 企画課社会参加推進担当  TEL:03-5320-4147
オストメイト用設備／オストメイト 	<p>オストメイトとは、がんなどで人工肛門・人工膀胱を造設している排泄機能に障害のある障害者のことをいいます。</p> <p>このマーク（JIS Z8210）は、オストメイトの為の設備（オストメイト対応のトイレ）があること及びオストメイトであることを表しています。</p> <p>このマークを見かけた場合には、身体内部に障害のある障害者であること及びその配慮されたトイレであることを御理解の上、御協力をお願いします。</p>	公益財団法人 交通エコロジー・モビリティ財団  TEL:03-5844-6265 FAX:03-5844-6294	手話マーク 	<p>きこえない・きこえにくい人が手話言語でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など、手話言語による対応ができるところが掲示できます。また、イベント時のネームプレートや災害時に支援者が身に着けるビブスなどに掲示することもできます。</p> <p>きこえない・きこえにくい人等がこのマークを提示した場合は「手話言語で対応をお願いします」の意味、窓口等が掲示している場合は「手話言語で対応します」等の意味になります。</p>	一般財団法人 全日本ろうあ連盟  TEL:03-3268-8847 FAX:03-3267-3445
ハート・プラスマーク 	<p>「身体内部に障害がある人」を表しています。</p> <p>身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に障害がある方は外見からは分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。</p> <p>内部障害の方の中には、電車などの優先席に座りたい、障害者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望していることがあります。</p> <p>このマークを着用されている方を見かけた場合には、内部障害への配慮について御理解、御協力をお願いします。</p>	特定非営利活動法人 ハート・プラスの会  TEL:080-4824-9928	筆談マーク 	<p>きこえない・きこえにくい人、音声言語障害者、知的障害者や外国人などが筆談でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など、筆談による対応ができるところが掲示できます。また、イベント時のネームプレートや災害時に支援者が身に着けるビブスなどに掲示することもできます。</p> <p>きこえない・きこえにくい人等がこのマークを提示した場合は「筆談で対応をお願いします」の意味、窓口等が掲示している場合は「筆談で対応します」等の意味になります。</p>	一般財団法人 全日本ろうあ連盟  TEL:03-3268-8847 FAX:03-3267-3445
「白杖SOSシグナル」普及啓発シンボルマーク 	<p>白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。</p> <p>白杖によるSOSのシグナルを見かけたら、進んで声をかけ、困っていることなどを聞き、サポートをお願いします。</p> <p>※駅のホームや路上などで視覚に障害のある人が危険に遭遇しそうな場合は、白杖によりSOSのシグナルを示していなくても、声をかけてサポートをお願いします。</p>	岐阜市 福祉事務所障がい福祉課  TEL:058-214-2138 FAX:058-265-7613			

(障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法) 概要

目的 (1条)

全ての障害者が、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が極めて重要

障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資する

基本理念 (3条)

障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策の推進に当たり旨とすべき事項

- ① 障害の種類・程度に応じた手段を選択できるようにする
- ② 日常生活・社会生活を営んでいる地域にかかわらず等しく情報取得等ができるようにする
- ③ 障害者でない者と同一内容の情報を同一時点において取得できるようにする
- ④ 高度情報通信ネットワークの利用・情報通信技術の活用を通じて行う (デジタル社会)

関係者の責務・連携協力・意見の尊重 (4条～8条)

- 国・地方公共団体の責務等 (4条)  
※障害者でない者にも資することを認識しつつ施策を行う
- 事業者の責務 (5条)
- 国民の責務 (6条)
- 国・地方公共団体・事業者等の相互の連携協力 (7条)
- 障害者等の意見の尊重 (8条)

基本的施策 (11条～16条)

(1)障害者による情報取得等に資する機器等 (11条)

- ① 機器・サービスの開発提供への助成、規格の標準化、障害者・介助者への情報提供・入手支援
- ② 利用方法習得のための取組 (居宅支援・講習会・相談対応等)、当該取組を行う者への支援
- ③ 関係者による「協議の場」の設置 など

(2)防災・防犯及び緊急の通報 (12条)

- ① 障害の種類・程度に応じた迅速・確実な情報取得のための体制の整備充実、設備・機器の設置の推進
- ② 多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進 など

(3)障害者が自立した日常生活・社会生活を営むために必要な分野に係る施策 (13条)

- ① 意思疎通支援者の確保・養成・資質の向上
- ② 事業者の取組への支援 など

(4)障害者からの相談・障害者に提供する情報 (14条)

- 国・地方公共団体について
- ① 相談対応に当たっての配慮
  - ② 障害の種類・程度に応じて情報を提供するように配慮

(5)国民の関心・理解の増進 (15条)

機器等の有用性・意思疎通支援者が果たす役割等、障害者による情報取得等の重要性に関する関心・理解を深めるための広報・啓発活動の充実 など

(6)調査研究の推進等 (16条)

障害者による情報取得等に関する調査研究の推進・成果の普及

- 障害者基本計画等 (障害者基本法) に反映・障害者白書に実施状況を明示 (9条)
- 施策の実施に必要な法制上・財政上の措置等 (10条)

# 「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針 新旧対照表」における情報取得・意思疎通等に関連する記述(一部抜粋)

変更後	現 行
<p>第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項</p> <p>一 基本的理念</p> <p>7 障害者の社会参加を支える取組定着(略)</p> <p>また、読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(令和元年法律第四十九号)を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備を計画的に推進する。</p> <p><u>さらに、障害者等による情報の取得利用・意思疎通を推進するため、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律(令和四年法律第五十号)を踏まえ、デジタル担当や情報通信担当、産業政策担当等の関係部局との連携を図りつつ、障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障害当事者によるICT活用等の促進を図る。</u></p>	<p>第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項</p> <p>一 基本的理念</p> <p>7 障害者の社会参加を支える取組定着(略)</p> <p>また、読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(令和元年法律第四十九号)を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備を計画的に推進する。</p>
<p>第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等</p> <p>四 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進</p> <p>第一の一の7における障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進に関しては、都道府県・市区町村において、障害特性(聴覚、言語機能、音声機能、視覚、盲ろう、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体障害や難病等)に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障害当事者によるICT活用等の促進を図るため、次のような取組を実施することが必要である。</p> <p>(一) <u>障害特性に配慮した意思疎通支援(手話通訳、要約筆記、代筆・代読、触手話や指点字等)のニーズを把握するための調査等</u></p> <p>(二) <u>ニーズに対応した支援を実施するために必要な意思疎通支援者の養成</u></p> <p>(三) <u>意思疎通支援者の派遣及び設置を実施するための体制づくり(都道府県による広域派遣や派遣調整等を含む)</u></p> <p>(四) <u>遠隔地や緊急時等に対応するためのICT機器等の利活用</u></p>	<p>(新設)</p>

# 意思疎通支援事業の実施体制整備状況

資料3-3

○令和4年度末時点で意思疎通支援事業の実施体制を有する市区町村の割合は全国で91.0%(1,585/1,741)

○都道府県ごとの状況については以下のとおり

	手話通訳者派遣事業 (遠隔による手話通訳を除く)		遠隔手話通訳者派遣事業		要約筆記者派遣事業 (遠隔による要約筆記を除く)		遠隔要約筆記者派遣事業		手話通訳者設置事業 (遠隔による手話通訳を除く)		遠隔手話通訳者設置事業		点訳による支援事業		代筆による支援事業		代読による支援事業		音声訳による支援事業		盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業		失語症者向け意思疎通支援者派遣事業		その他の支援事業		意思疎通(全体)			
	実施体制あり 自治体数	割合	実施体制あり 自治体数	割合	実施体制あり 自治体数	割合	実施体制あり 自治体数	割合	実施体制あり 自治体数	割合	実施体制あり 自治体数	割合	実施体制あり 自治体数	割合	実施体制あり 自治体数	割合	実施体制あり 自治体数	割合	実施体制あり 自治体数	割合	実施体制あり 自治体数	割合	実施体制あり 自治体数	割合	実施体制あり 自治体数	割合	実施体制あり 自治体数	割合		
北海道	144	80.4%	37	20.7%	50	27.9%	16	8.9%	27	15.1%	26	14.5%	3	1.7%	3	1.7%	3	1.7%	3	1.7%	3	1.7%	1	0.6%	5	2.8%	150	83.8%		
青森県	35	87.5%	7	17.5%	27	67.5%	5	12.5%	10	25.0%	4	10.0%	1	2.5%	2	5.0%	2	5.0%	2	5.0%	2	5.0%	2	5.0%	1	2.5%	35	87.5%		
岩手県	31	93.9%	9	27.3%	25	75.8%	5	15.2%	8	24.2%	3	9.1%	2	6.1%	2	6.1%	1	3.0%	2	6.1%	1	3.0%	2	6.1%	2	6.1%	31	93.9%		
宮城県	33	94.3%	6	17.1%	27	77.1%	6	17.1%	10	28.6%	6	17.1%	3	8.6%	3	8.6%	3	8.6%	3	8.6%	2	5.7%	1	2.9%	3	8.6%	33	94.3%		
秋田県	23	92.0%	1	4.0%	18	72.0%	1	4.0%	6	24.0%	1	4.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	23	92.0%		
山形県	31	88.6%	1	2.9%	22	62.9%	0	0.0%	8	22.9%	1	2.9%	0	0.0%	1	2.9%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	2.9%	31	88.6%		
福島県	45	76.3%	23	39.0%	30	50.8%	14	23.7%	11	18.6%	16	27.1%	5	8.5%	3	5.1%	2	3.4%	3	5.1%	2	3.4%	1	1.7%	2	3.4%	45	76.3%		
茨城県	44	100.0%	1	2.3%	44	100.0%	0	0.0%	7	15.9%	4	9.1%	1	2.3%	1	2.3%	1	2.3%	1	2.3%	1	2.3%	1	2.3%	1	2.3%	44	100.0%		
栃木県	25	100.0%	4	16.0%	23	92.0%	1	4.0%	6	24.0%	3	12.0%	1	4.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	4.0%	1	4.0%	0	0.0%	25	100.0%
群馬県	32	91.4%	9	25.7%	29	82.9%	4	11.4%	19	54.3%	6	17.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	2.9%	1	2.9%	0	0.0%	1	2.9%	32	91.4%		
埼玉県	63	100.0%	12	19.0%	62	98.4%	1	1.6%	21	33.3%	8	12.7%	3	4.8%	1	1.6%	1	1.6%	1	1.6%	5	7.9%	5	7.9%	0	0.0%	0	0.0%	63	100.0%
千葉県	54	100.0%	16	29.6%	51	94.4%	6	11.1%	26	48.1%	13	24.1%	5	9.3%	4	7.4%	3	5.6%	4	7.4%	4	7.4%	5	9.3%	3	5.6%	54	100.0%		
東京都	53	85.5%	21	33.9%	53	85.5%	19	30.6%	41	66.1%	14	22.6%	2	3.2%	7	11.3%	9	14.5%	5	8.1%	3	4.8%	5	8.1%	1	1.6%	53	85.5%		
神奈川県	33	100.0%	5	15.2%	30	90.9%	3	9.1%	22	66.7%	2	6.1%	1	3.0%	2	6.1%	2	6.1%	1	3.0%	0	0.0%	2	6.1%	3	9.1%	33	100.0%		
新潟県	26	86.7%	5	16.7%	23	76.7%	1	3.3%	9	30.0%	5	16.7%	3	10.0%	2	6.7%	2	6.7%	2	6.7%	4	13.3%	1	3.3%	0	0.0%	2	6.7%	26	86.7%
富山県	15	100.0%	1	6.7%	14	93.3%	1	6.7%	2	13.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	6.7%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	15	100.0%
石川県	19	100.0%	8	42.1%	19	100.0%	2	10.5%	14	73.7%	4	21.1%	2	10.5%	2	10.5%	2	10.5%	2	10.5%	2	10.5%	1	5.3%	1	5.3%	19	100.0%		
福井県	16	94.1%	2	11.8%	15	88.2%	2	11.8%	8	47.1%	3	17.6%	7	41.2%	5	29.4%	2	11.8%	3	17.6%	2	11.8%	2	11.8%	3	17.6%	17	100.0%		
山梨県	24	88.9%	2	7.4%	20	74.1%	1	3.7%	8	29.6%	2	7.4%	4	14.8%	0	0.0%	1	3.7%	3	11.1%	1	3.7%	12	44.4%	0	0.0%	24	88.9%		
長野県	54	70.1%	28	36.4%	41	53.2%	13	16.9%	16	20.8%	11	14.3%	10	13.0%	9	11.7%	10	13.0%	11	14.3%	3	3.9%	1	1.3%	3	3.9%	56	72.7%		
岐阜県	37	88.1%	4	9.5%	27	64.3%	2	4.8%	14	33.3%	2	4.8%	4	9.5%	1	2.4%	1	2.4%	5	11.9%	1	2.4%	1	2.4%	1	2.4%	37	88.1%		
静岡県	33	94.3%	8	22.9%	27	77.1%	3	8.6%	18	51.4%	5	14.3%	1	2.9%	0	0.0%	0	0.0%	1	2.9%	0	0.0%	0	0.0%	2	5.7%	33	94.3%		
愛知県	54	100.0%	3	5.6%	50	92.6%	1	1.9%	42	77.8%	10	18.5%	1	1.9%	4	7.4%	4	7.4%	1	1.9%	2	3.7%	2	3.7%	2	3.7%	54	100.0%		
三重県	28	96.6%	9	31.0%	25	86.2%	7	24.1%	12	41.4%	4	13.8%	2	6.9%	2	6.9%	3	10.3%	2	6.9%	2	6.9%	2	6.9%	4	13.8%	28	96.6%		
滋賀県	19	100.0%	14	73.7%	18	94.7%	7	36.8%	13	68.4%	5	26.3%	1	5.3%	0	0.0%	0	0.0%	4	21.1%	5	26.3%	0	0.0%	2	10.5%	19	100.0%		
京都府	26	100.0%	5	19.2%	25	96.2%	2	7.7%	21	80.8%	2	7.7%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	3.8%	2	7.7%	0	0.0%	4	15.4%	26	100.0%		
大阪府	42	97.7%	11	25.6%	36	83.7%	5	11.6%	35	81.4%	7	16.3%	3	7.0%	0	0.0%	1	2.3%	3	7.0%	1	2.3%	0	0.0%	2	4.7%	43	100.0%		
兵庫県	41	100.0%	27	65.9%	41	100.0%	12	29.3%	29	70.7%	19	46.3%	2	4.9%	2	4.9%	2	4.9%	2	4.9%	6	14.6%	0	0.0%	5	12.2%	41	100.0%		
奈良県	31	79.5%	9	23.1%	23	59.0%	2	5.1%	16	41.0%	7	17.9%	1	2.6%	2	5.1%	0	0.0%	1	2.6%	1	2.6%	0	0.0%	3	7.7%	31	79.5%		
和歌山県	29	96.7%	9	30.0%	22	73.3%	5	16.7%	11	36.7%	5	16.7%	0	0.0%	3	10.0%	3	10.0%	0	0.0%	1	3.3%	0	0.0%	0	0.0%	29	96.7%		
鳥取県	19	100.0%	3	15.8%	18	94.7%	1	5.3%	18	94.7%	3	15.8%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	11	57.9%	0	0.0%	19	100.0%		
島根県	15	78.9%	3	15.8%	15	78.9%	2	10.5%	11	57.9%	5	26.3%	1	5.3%	2	10.5%	1	5.3%	1	5.3%	1	5.3%	1	5.3%	1	5.3%	16	84.2%		
岡山県	26	96.3%	20	74.1%	23	85.2%	6	22.2%	15	55.6%	12	44.4%	2	7.4%	0	0.0%	1	3.7%	4	14.8%	2	7.4%	2	7.4%	0	0.0%	26	96.3%		
広島県	21	91.3%	5	21.7%	20	87.0%	2	8.7%	10	43.5%	4	17.4%	3	13.0%	0	0.0%	0	0.0%	3	13.0%	1	4.3%	1	4.3%	1	4.3%	21	91.3%		
山口県	19	100.0%	1	5.3%	19	100.0%	2	10.5%	8	42.1%	5	26.3%	2	10.5%	2	10.5%	1	5.3%	1	5.3%	1	5.3%	0	0.0%	1	5.3%	19	100.0%		
徳島県	24	100.0%	1	4.2%	20	83.3%	2	8.3%	12	50.0%	3	12.5%	3	12.5%	4	16.7%	1	4.2%	1	4.2%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	24	100.0%		
香川県	17	100.0%	5	29.4%	16	94.1%	3	17.6%	7	41.2%	5	29.4%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	5.9%	1	5.9%	0	0.0%	0	0.0%	17	100.0%		
愛媛県	19	95.0%	5	25.0%	15	75.0%	2	10.0%	10	50.0%	4	20.0%	1	5.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	5.0%	1	5.0%	0	0.0%	1	5.0%	19	95.0%		
高知県	34	100.0%	0	0.0%	34	100.0%	0	0.0%	2	5.9%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	32	94.1%	0	0.0%	34	100.0%		
福岡県	59	98.3%	20	33.3%	24	40.0%	4	6.7%	33	55.0%	13	21.7%	2	3.3%	0	0.0%	1	1.7%	2	3.3%	3	5.0%	0	0.0%	1	1.7%	59	98.3%		
佐賀県	19	95.0%	1	5.0%	16	80.0%	1	5.0%	5	25.0%	1	5.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	19	95.0%		
長崎県	18	85.7%	0	0.0%	15	71.4%	0	0.0%	11	52.4%	3	14.3%	1	4.8%	2	9.5%	2	9.5%	2	9.5%	1	4.8%	1	4.8%	1	4.8%	19	90.5%		
熊本県	41	91.1%	13	28.9%	36	80.0%	4	8.9%	12	26.7%	4	8.9%	3	6.7%	3	6.7%	3	6.7%	3	6.7%	3	6.7%	3	6.7%	1	2.2%	41	91.1%		
大分県	18	100.0%	2	11.1%	16	88.9%	1	5.6%	15	83.3%	1	5.6%	0	0.0%	1	5.6%	0	0.0%	1	5.6%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	18	100.0%		
宮崎県	25	96.2%	2	7.7%	22	84.6%	2	7.7%	5	19.2%	1	3.8%	1	3.8%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	3.8%	0	0.0%	0	0.0%	25	96.2%		
鹿児島県	30	69.8%	11	25.6%	19	44.2%	7	16.3%	12	27.9%	3	7.0%	6	14.0%	1	2.3%	1	2.3%	5	11.6%	2	4.7%	1	2.3%	1	2.3%	30	69.8%		
沖縄県	29	70.7%	9	22.0%	24	58.5%	3	7.3%	15	36.6%	4	9.8%	1	2.4%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	3	7.3%	29	70.7%		
合計	1,573	90.4%	398	22.9%	1,269	72.9%	189	10.9%	691	39.7%	269	15.5%	95	5.5%	75	4.3%	72	4.1%	105	6.0%	74	4.3%	93	5.3%	68	3.9%	1,585	91.0%		

注)「実施体制を有する市区町村」とは、事業の実施要綱を整備しており、かつ、障害者等からのサービスの申し出があった際に直ちに対応が可能な市区町村をいう。  
 なお、市区町村において実施体制がない場合であっても都道府県において実施している専門性の高い意思疎通支援を行うものの派遣事業に対応している場合もある。(資料2-4)参照  
 (資料出所)厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室において全1,741市区町村及び特別区からの回答を集計



専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業、資料3-4  
 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業の実施体制整備状況(令和4年度)

【都道府県事業(都道府県)】

都道府県名	地域生活支援事業実施体制									
	(1)専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業				(2)専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業					
	①手話通訳者	②要約筆記者	③盲ろう者向け通訳・介助員	④失語症者向け意思疎通支援者	①手話通訳者(遠隔による手話通訳を除く)	②遠隔手話通訳者	③要約筆記者(遠隔による要約筆記を除く)	④遠隔要約筆記者	⑤盲ろう者向け通訳・介助員	⑥失語症者向け意思疎通支援者
北海道	○	○	○	○	○		○	○	○	○
青森県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
岩手県	○	○	○	○	○		○	○	○	
宮城県	○	○	○	○		○			○	
秋田県	○	○	○		○	○			○	
山形県	○	○	○						○	
福島県	○	○	○	○	○	○	○		○	
茨城県	○	○	○	○	○	○		○	○	○
栃木県	○	○	○	○	○	○	○		○	○
群馬県	○	○	○	○	○	○	○		○	
埼玉県	○	○	○	○	○	○	○		○	
千葉県	○	○	○	○	○	○	○		○	
東京都	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
神奈川県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
新潟県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
富山県	○	○	○	○	○	○	○		○	
石川県	○	○	○	○	○	○	○		○	
福井県	○	○	○	○	○	○	○		○	
山梨県	○	○	○	○	○	○	○		○	
長野県	○	○	○	○	○	○	○		○	
岐阜県	○	○	○	○	○	○	○		○	○
静岡県	○	○	○	○	○				○	
愛知県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
三重県	○	○	○	○	○	○	○		○	
滋賀県	○	○	○	○	○	○	○		○	
京都府	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大阪府	○	○	○	○	○	○	○		○	
兵庫県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
奈良県	○	○	○	○	○	○	○		○	
和歌山県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
鳥取県	○	○	○	○	○	○	○		○	○
島根県	○	○	○	○	○	○	○		○	○
岡山県	○	○	○	○	○	○	○		○	○
広島県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
山口県	○	○	○	○	○	○	○		○	
徳島県	○	○	○	○	○	○	○		○	
香川県	○	○	○	○	○	○	○		○	
愛媛県	○	○	○	○	○	○	○		○	○
高知県	○	○	○	○	○				○	
福岡県	○	○	○	○	○	○	○		○	○
佐賀県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
長崎県	○	○	○	○	○				○	
熊本県	○	○	○	○	○		○		○	
大分県	○	○	○	○	○	○	○		○	
宮崎県	○	○	○	○	○				○	
鹿児島県	○	○	○	○	○	○	○		○	○
沖縄県	○	○	○	○	○	○	○		○	○
合計	47	47	46	41	44	33	44	13	47	16
実施率	100.0%	100.0%	97.9%	87.2%	93.6%	70.2%	93.6%	27.7%	100.0%	34.0%



【都道府県事業(政令市・中核市)】

都道府県名	地域生活支援事業実施体制									
	(1)専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業				(2)専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業					
	①手話通訳者	②要約筆記者	③盲ろう者向け通訳・介助員	④失語症者向け意思疎通支援者	①手話通訳者(遠隔除く)	②手話通訳者(遠隔のみ)	③要約筆記者(遠隔除く)	④要約筆記者(遠隔のみ)	⑤盲ろう者向け通訳・介助員	⑥失語症者向け意思疎通支援者
札幌市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
仙台市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
さいたま市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
千葉市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
横浜市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
川崎市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
相模原市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
新潟市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
静岡市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
浜松市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
名古屋市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
京都市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大阪市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
堺市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
神戸市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岡山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
広島市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
北九州市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
福岡市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
熊本市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
函館市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
旭川市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
青森市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
八戸市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
盛岡市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
秋田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
山形市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
福島市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
郡山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
いわき市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
水戸市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
宇都宮市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
前橋市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
高崎市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
川越市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
川口市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
越谷市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
船橋市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
柏市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
八王子市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
横須賀市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
富山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
金沢市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
福井市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
甲府市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
長野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
松本市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岐阜市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
豊橋市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岡崎市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
一宮市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
豊田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大津市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
豊中市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
吹田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
高槻市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
枚方市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
八尾市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
寝屋川市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
東大阪市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
姫路市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
尼崎市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
明石市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
西宮市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
奈良市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
和歌山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
鳥取市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
松江市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
倉敷市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
呉市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
福山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
下関市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
高松市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
松山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
高知市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
久留米市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
長崎市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
佐世保市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大分市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
宮崎市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
鹿児島市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
那覇市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
合計	64	62	56	37	39	18	36	9	59	14
実施率	78.0%	75.6%	68.3%	45.1%	47.6%	22.0%	43.9%	11.0%	72.0%	17.1%
実施率(都道府県・指定都市・中核市)	86.0%	84.5%	79.1%	60.5%	64.3%	39.5%	62.0%	17.1%	82.2%	23.3%

## 手話奉仕員及び手話通訳者の養成カリキュラム等の改正について

【改正の基本的な考え方】 聴覚障害者のニーズに対応できる人材を確保するための手話奉仕員と手話通訳者の一体的な養成

現行カリキュラム			新カリキュラム		
手話奉仕員	対象者	手話の学習経験がない者 等	対象者	日本語で日常会話ができ、手話の学習経験がない者 等	
	時間数	入門課程	35時間(講義5時間、実技30時間)	入門課程	35時間(講義5時間、実技30時間)
		基礎課程	45時間(講義5時間、実技40時間)	基礎課程	35時間(講義5時間、実技30時間)
合計	80時間(講義10時間、実技70時間)	合計	70時間(講義10時間、実技60時間)		
手話通訳者	対象者	手話を駆使して特定の聴覚障害者と日常会話が可能なる者	対象者	手話通訳者を目指し、以下の条件を満たす者 ①日本語を理解し、使用することができる。 ②聴覚障害者と手話で日常会話ができる。	
	時間数	基本課程	35時間(講義5時間、実技30時間)	基本課程	56時間(講義8時間、実技48時間)
		応用課程	35時間(講義5時間、実技30時間)	応用課程	57時間(講義6時間、実技51時間)
		実践課程	20時間(講義2時間、実技18時間)	合計	113時間(講義14時間、実技99時間)
合計	90時間(講義12時間、実技78時間)	合計	183時間(講義24時間、実技159時間)		
総計	170時間(講義22時間、実技148時間)		総計	183時間(講義24時間、実技159時間)	

## 主な見直し内容

- 地域における手話活動の担い手である手話奉仕員の養成の負担軽減（実技10時間削減）
- 手話通訳者の養成を3課程から2課程に再編し、知識・技術を向上するため時間数を増（講義2時間、実技21時間）
- 手話通訳者の教科として「日本語演習（基本課程）」と「聴覚障害児の教育（応用課程）」を新設

※養成カリキュラム及び学習指導要領の見直しは、社会福祉法人全国手話研修センターにおいて検討。  
 障害者総合福祉推進事業 令和3年度「手話奉仕員及び手話通訳者養成事業の現状把握と課題整理事業」  
 令和4年度「手話通訳者等の養成カリキュラム策定事業」

# 読書バリアフリー法施行を踏まえた日常生活用具等給付事業における 種目等の見直し状況のまとめ

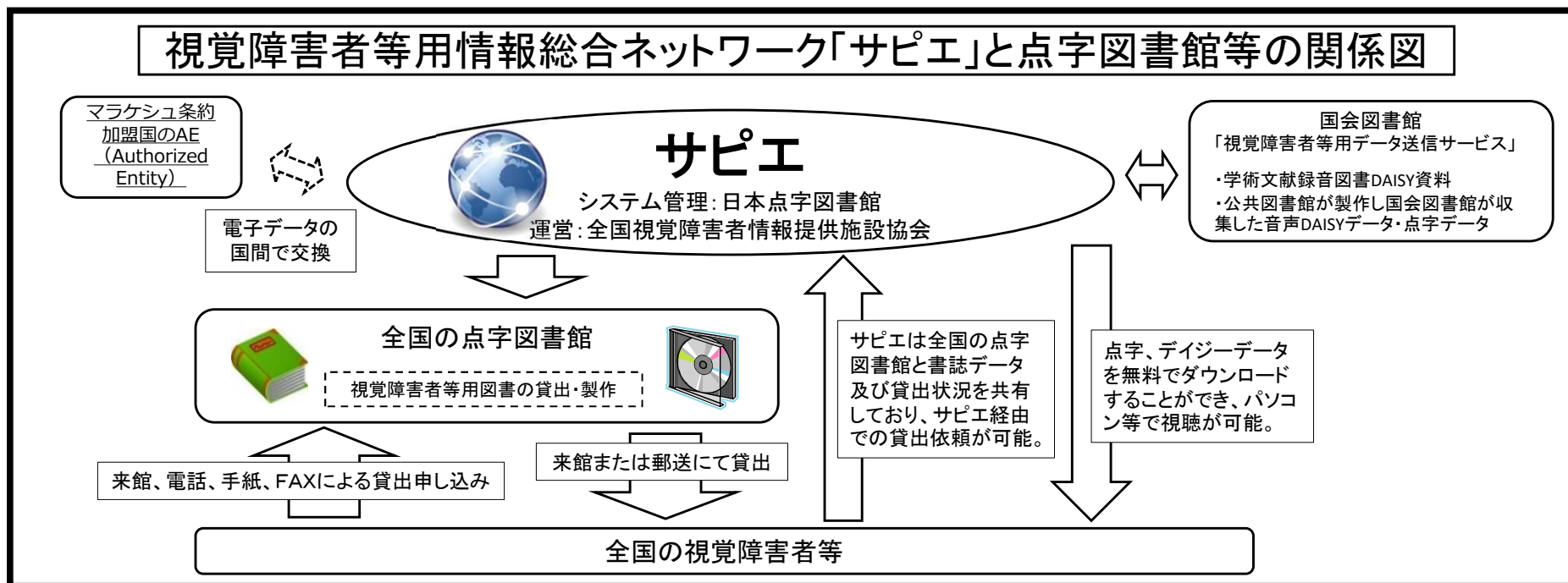
資料3-6

	見直し内容		市町村数
	主な見直し例		
新たに対象となる用具の追加	ポータブルレコーダー、活字文書読上げ装置、携帯型OCRマルチプレーヤー、暗所視支援眼鏡、眼鏡装着型音声読書器、携帯型拡大読書器、情報・通信支援用具（入力支援ソフト）など		24
対象となる障害種別の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>ポータブルレコーダー：視覚障害者の等級要件の撤廃、上肢機能障害・読字障害を新たに追加</li> <li>情報・通信支援用具：視覚障害の等級要件を撤廃、読字障害を新たに追加</li> </ul>		15
給付限度額の引き上げ	<ul style="list-style-type: none"> <li>ポータブルレコーダー：約1～5万円増額</li> <li>拡大読書器：約1～30万増額</li> <li>活字文書読上げ装置：約10万増額</li> <li>情報・通信支援用具：約5～7万円増額</li> </ul>		16
複数の支給を容認	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報・通信支援用具：パソコン用とスマートフォン用</li> <li>拡大読書器：据置型と携帯型</li> <li>耐用年数経過するまでに基準額範囲内で複数の給付を容認</li> </ul>		3
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>耐用年数の短縮</li> <li>視覚障害者用拡大読書器について、音声読上げ機能を有するものも対象に追加</li> <li>ポータブルレコーダー等の施設入所・入院中の給付を容認</li> </ul>		13

# 視覚障害者等用情報総合ネットワーク「サピエ」の運営支援

- 「サピエ」は、視覚障害者等(視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者)に対して点字、デイジーデータ(音声、テキストを利用したデータ)の情報を提供するITネットワークであり、日本点字図書館がシステムを管理し、全国視覚障害者情報提供施設協会が運営を行っている。
- 国は事業に要する経費の一部を助成している。(令和5年度予算額:1.3億円)

## 視覚障害者等用情報総合ネットワーク「サピエ」と点字図書館等の関係図



・「サピエ」は、インターネットを通して、全国の視覚障害者等、ボランティア、情報提供施設・団体をつなぐ「知識」(Sapientia サピエンティア = ラテン語)の広場。

・全国の会員施設・団体が製作または所蔵する資料の目録ならびに点字・音声図書出版目録からなる、点字図書や録音図書の全国最大の書誌データベース(約81万件)として広く活用されている。「オンラインリクエスト」を利用すると、簡単な操作で自宅から点字図書や録音図書の貸出依頼が可能。

・個人会員は、25万タイトルの点字データや、12万タイトルの音声デイジーデータを全国どこからでも、あるいは海外にいてもダウンロードが可能で、読みたい本を自由に選べ、直接入手でき、視覚障害者等の読書の自由が広がっている。

(「サピエ」視覚障害者等用情報総合ネットワークHPから)(一部要約及び数値更新)

# 地域における読書バリアフリー体制強化事業の取組事例（滋賀県）

## 読書バリアフリー推進員の配置（点字図書館と公共図書館等の連携強化）

### 取組内容（事業内容、実績等）

- 県立視覚障害者センターに推進員を配置し、公共図書館等の読書環境整備の支援、視覚障害者のアクセシブルな図書の利用支援等を行う。
- 推進員には、大学図書館や公共図書館での勤務経験が豊富な者を採用しており、公共図書館との連携強化において即戦力となった。

#### 【令和5年度実績】

- 公共図書館職員向け研修の実施：
  - ・ 長浜市立図書館（9月28日 参加者36名）
  - ・ 竜王町立図書館（10月26日 参加者6名（全職員））
- 県立視覚障害者センターに整備している最新の読書支援機器（拡大読書器、メガネ装着型音声読書器、デージー図書再生機等）の貸出しや、使用方法の説明を行った。
- 県内は交通が不便な地域が多いことから、個別の障害者等への支援においては、自宅への訪問サポートに依拠している。
  - ・ 80回（80人）訪問（令和6年1月末時点）



### ポイント（工夫した点など）

- 県内公共図書館のうち8館とそれぞれ行った意見交換を元に、6つの研修プログラム（視覚障害者との接し方、読書支援機器の体験、サピエとは何か等）を作成し、研修を依頼する図書館には自館のニーズに応じたプログラムを選択してもらって研修を実施した。
- 県内公共図書館は少人数で運営されていることがほとんどであり、職員が研修に参加できる時間は限られるため、時期やプログラムを図書館が主体的に選択できる出前講座形式をとることで、研修機会の拡大を図った。
- 訪問サポートは、まずサポート内容に応じたマニュアルを作成する。家族同席の場合はマニュアルを渡してマニュアルどおりにサポートするが、お一人の場合は後日、希望に応じて、サポート内容を録音したデータを提供したり、サポート内容を書いたメールを送るなどする。  
推進員の説明を聞いている間は理解したような気がするが、後でわからなくなり再度訪問依頼をするという事例が多かったところ、このようにご自身の環境に応じていつでも復習できる環境を整えることで、本人の習熟度も高まり、再度の依頼も減った。

### 事業により得られた成果

- ・ 公共図書館からの声：「読書バリアフリーに対する認識が高まり、取り組み方を具体的にイメージ出来るようになった。」  
「読書器などの操作体験により、視覚障害者への対応に自信がついた」
- ・ 公共図書館と点字図書館は、お互いに取組も連絡窓口もよく知らないような関係だったが、互いに協力・情報共有できる連携関係が築けた。
- ・ 読書相談に来られる方や、読書支援機器を使ってみたい方に、即座に最新の読書支援機器を体験してもらうことができ、相談→購入→読書環境成立にかかる時間を短縮することができる。



# 地域における読書バリアフリー体制強化事業の取組事例（徳島県）

## 高校生のための音訳・点訳講習会（その他読書バリアフリー体制の強化に資する取組）

### 取組内容

- 【対 象】 県内の高校生・特別支援学校高等部の生徒
- 【開催回数】 音訳、点訳各1回
- 【講 師】 視聴覚障がい者支援センター職員
- 【参加人数】 点訳16名 音訳11名
- 【内 容】 録音図書（デージー図書）や点訳についての知識を深める。  
録音図書製作体験や点字盤を使った点字図書製作体験。

音訳・点訳講習会



### ポイント（工夫した点など）

- 【高校生を対象にした経緯】 デージー図書や、点字図書の製作方法について学ぶことを通して、活字による読書や図書館利用が困難な方への理解を深め、若年者の製作人材育成を図ることをねらいとした。
- 【参加者を集める工夫】 チラシを作成し、高校や特別支援学校に配布した。HPやSNSを使って広報した。

### 事業により得られた成果

「総合的な探究の時間」で福祉をテーマにするグループが参加してくれた。後日、視聴覚障がい者交流プラザの職員にバリアフリー図書について詳しく聞かなどして、知識を深めた。その後、文化祭で様々なバリアフリー図書の展示と紹介を行い、さらに、読書バリアフリーをテーマにした全校集会を企画・実施した。また、近隣の図書館でブースを設けて来館者に説明を行うなど、高校生による読書バリアフリーの啓発活動をもたらした。高校生の取組が、地元の新聞にも掲載された。

公立図書館でブースを設置



文化祭で展示・紹介



# 障害福祉サービスデータベースを活用した 視聴覚障害者の障害福祉サービスの利用状況等の把握について

資料3-9

- これまで障害福祉サービス等の利用状況は、身体障害者・知的障害者・精神障害者・障害児・難病等対象者ごとに把握。
- 令和4年12月の法改正により、障害福祉サービスデータベース（以下、DB）等が法定化。
- DBでは、障害福祉サービス利用実績と障害支援区分認定情報が連結・匿名化されており、障害支援区分認定情報の「身体障害者の種類」により、視聴覚障害者の障害福祉サービスの利用状況等を把握することが可能。

※以下の例は、次の条件で集計したもの。

なお、一部の自治体では認定情報の提出率が低調であること、認定情報がない者が多いことに留意が必要。

- ・ 視覚障害者：身体障害者の種類が「視覚障害」の者
- ・ 聴覚障害者：身体障害者の種類が「聴覚障害」の者
- ・ 盲ろう者：身体障害者の種類が「視覚障害」かつ「聴覚障害」の者
- ・ 「視覚障害」、「聴覚障害」以外の障害を重複する者を含む
- ・ 集計対象月：令和5年7月サービス提供分

## 【例1 視聴覚障害者の人数（性別・年齢階級別）】 ※令和5年7月サービス提供分として報酬が算定された人数

視覚障害者	10～17	18・19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～64	65～69	70～	計
男性	1	54	474	577	991	1,793	1,082	1,014	2,304	8,290
女性	0	45	345	426	757	1,247	727	761	2,770	7,078
計	1	99	819	1,003	1,748	3,040	1,809	1,775	5,074	15,368

聴覚障害者	10～17	18・19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～64	65～69	70～	計
男性	1	61	476	397	390	628	354	257	430	2,994
女性	1	39	334	356	329	467	275	216	435	2,452
計	2	100	810	753	719	1,095	629	473	865	5,446

盲ろう者	10～17	18・19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～64	65～69	70～	計
男性	0	3	40	36	42	77	38	46	109	391
女性	0	2	34	32	45	69	39	26	135	382
計	0	5	74	68	87	146	77	72	244	773

【例2 視聴覚障害者の人数（身体障害者等級別・年齢階級別）】 ※令和5年7月サービス提供分として報酬が算定された人数

視覚障害者		10～17	18・19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～64	65～69	70～	計
身体障害者等級	1級	1	73	583	684	1,169	1,927	1,122	1,188	3,529	10,276
	2級	0	7	120	171	329	677	460	424	1,251	3,439
	3級	0	6	29	35	68	108	57	47	101	451
	4級	0	5	34	35	66	101	59	51	69	420
	5級	0	5	35	51	77	146	85	35	77	511
	6級	0	1	11	17	27	52	19	21	24	172
	なし	0	2	7	10	12	29	7	9	23	99
計		1	99	819	1,003	1,748	3,040	1,809	1,775	5,074	15,368

聴覚障害者		10～17	18・19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～64	65～69	70～	計
身体障害者等級	1級	1	35	283	257	223	296	178	132	257	1,662
	2級	1	28	239	234	260	412	241	177	302	1,894
	3級	0	10	87	60	66	115	65	50	92	545
	4級	0	9	55	61	64	113	65	37	96	500
	5級	0	0	7	13	6	12	9	4	5	56
	6級	0	16	127	121	96	138	62	65	109	734
	なし	0	2	12	7	4	9	9	8	4	55
計		2	100	810	753	719	1,095	629	473	865	5,446

盲ろう者		10～17	18・19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～64	65～69	70～	計
身体障害者等級	1級	0	4	61	57	61	110	54	55	203	605
	2級	0	1	8	6	19	24	16	10	35	119
	3級	0	0	2	4	4	4	3	2	1	20
	4級	0	0	2	1	2	3	1	1	2	12
	5級	0	0	1	0	0	3	0	3	2	9
	6級	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	なし	0	0	0	0	1	2	3	1	1	8
計		0	5	74	60	87	146	77	72	244	773



【例3 視聴覚障害者の人数（身体障害者等級別・障害支援区分別）】 ※令和5年7月サービス提供分として報酬が算定された人数

視覚障害者		障害支援区分							計
		区分6	区分5	区分4	区分3	区分2	区分1	なし	
身体障害者等級	1級	2,223	1,035	2,543	3,193	956	214	112	10,276
	2級	303	284	807	1,278	499	133	135	3,439
	3級	80	75	89	109	57	12	29	451
	4級	70	61	73	99	68	18	31	420
	5級	69	78	87	131	77	25	44	511
	6級	29	32	38	41	23	1	8	172
	なし	3	12	24	21	18	18	3	99
計		2,777	1,577	3,661	4,872	1,698	421	362	15,368

聴覚障害者		障害支援区分							計
		区分6	区分5	区分4	区分3	区分2	区分1	なし	
身体障害者等級	1級	913	250	199	124	85	15	76	1,662
	2級	512	335	349	259	201	23	215	1,894
	3級	134	98	99	102	66	5	41	545
	4級	107	91	96	80	71	8	47	500
	5級	10	14	15	7	5	0	5	56
	6級	130	128	177	137	97	10	55	734
	なし	0	8	11	7	10	15	4	55
計		1,806	924	946	716	535	76	443	5,446

盲ろう者		障害支援区分							計
		区分6	区分5	区分4	区分3	区分2	区分1	なし	
身体障害者等級	1級	208	85	140	126	36	2	8	605
	2級	21	15	35	26	15	2	5	119
	3級	2	4	6	5	3	0	0	20
	4級	2	2	2	3	2	1	0	12
	5級	0	3	2	0	1	0	3	9
	6級	0	0	0	0	0	0	0	0
	なし	0	0	0	0	0	4	0	8
計		233	109	185	164	57	9	16	773

61

【例4 障害福祉サービス等の算定延べ人数（身体障害者等級別・障害支援区分別）】 ※令和5年7月サービス提供分

視覚障害者の利用状況  
(算定延べ人数の多いサービス)

- ①同行援護 18,899人  
→詳細は右表のとおり
- ②居宅介護 7,438人
- ③生活介護 4,070人
- ④計画相談支援 3,079人
- ⑤施設入所支援 2,152人

視覚障害者 同行援護		障害支援区分							
		区分6	区分5	区分4	区分3	区分2	区分1	なし	計
身体障害者等級	1級	348	872	4,154	6,264	1,690	386	115	13,829
	2級	48	132	1,198	2,128	635	157	95	4,393
	3級	0	10	68	95	38	7	2	220
	4級	9	24	28	88	37	9	4	199
	5級	1	14	29	63	26	10	1	144
	6級	2	1	3	16	1	0	0	23
	なし	0	11	29	32	17	1	1	91
計		408	1,064	5,509	8,686	2,444	570	218	18,899

聴覚障害者の利用状況  
(算定延べ人数の多いサービス)

- ①生活介護 2,926人  
→詳細は右表のとおり
- ②施設入所支援 1,452人
- ③居宅介護 1,258人
- ④就労継続B型 1,141人
- ⑤計画相談支援 1,045人

聴覚障害者 生活介護		障害支援区分							
		区分6	区分5	区分4	区分3	区分2	区分1	なし	計
身体障害者等級	1級	634	186	114	27	6	0	0	967
	2級	437	286	191	73	16	0	0	1,003
	3級	121	89	59	29	6	0	0	304
	4級	96	71	50	26	2	0	0	245
	5級	10	9	7	0	0	0	0	26
	6級	116	102	93	34	6	0	0	351
	なし	12	9	4	2	3	0	0	30
計		1,426	752	518	191	39	0	0	2,926

盲ろう者の利用状況  
(算定延べ人数の多いサービス)

- ①同行援護 769人  
→詳細は右表のとおり
- ②生活介護 339人
- ③居宅介護 273人
- ④施設入所支援 173人
- ⑤計画相談支援 148人

盲ろう者 同行援護		障害支援区分							
		区分6	区分5	区分4	区分3	区分2	区分1	なし	計
身体障害者等級	1級	48	43	245	271	57	4	0	668
	2級	0	0	46	28	5	0	4	83
	3級	0	0	1	3	1	0	0	5
	4級	0	0	0	0	0	0	0	0
	5級	0	0	5	0	0	0	0	5
	6級	0	0	0	0	0	0	0	0
	なし	0	0	8	0	0	0	0	8
計		48	43	305	302	63	4	4	769

総情活第82号  
障企自発1130第1号  
令和5年11月30日

都道府県  
各指定都市 障害福祉主管課 御中  
中核市

総務省情報流通行政局情報流通振興課  
情報活用支援室長  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
企画課自立支援振興室長

### 電話リレーサービスに関する周知広報等について

平素より情報通信行政にご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

聴覚や発話に障害のある方が手話通訳オペレータ等を介して電話をかけることにより通話の相手方との意思疎通を可能とする電話リレーサービスに関して、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（令和2年法律第53号）に基づき、令和3年7月から公共インフラとしてのサービス提供が開始されています。

24時間365日のサービス提供や緊急通報への接続、通話の相手方との双方向での発信が可能となるなど、聴覚障害者等の自立した日常生活及び社会生活の確保に大きな意義を有するサービスとなっています（※1）。

電話リレーサービスの更なる普及のためには、広く国民に制度が認知されるとともに、聴覚障害者等にサービスの存在、登録方法（※2）や利用方法等が認知されることが必要です。

関係者の認知や理解の更なる向上を図るため、改めて下記について、貴自治体内における周知にご協力いただきますようお願いいたします。また、人事課や会計課といった人事や契約のご担当者様へも情報共有いただき、貴自治体としての法人登録をご検討いただきますようお願いいたします。

※1 実際のサービスは、総務大臣指定の電話リレーサービス提供機関である一般財団法人日本財団電話リレーサービスが提供しており、令和5年8月末現在までに13,520人の方に利用登録をいただいています。

※2 聴覚障害者等が電話リレーサービスの利用を開始するためには、アプリ等による事前登録が必要となります。

## 記

### 1 各市区町村、情報提供施設への周知依頼

本通知について、各都道府県におかれては、管内の聴覚障害者情報提供施設、関係団体、各市区町村等に対して、周知いただくようお願いいたします。

### 2 地域の聴覚障害者等への周知広報

地域の聴覚障害者等に対して、聴覚障害者情報提供施設や関係団体等と連携の上、各種行事開催の機会等を捉えてパンフレットの配布、ホームページでの広報等を通じた、制度等に関する積極的な周知広報のご対応をお願いいたします。

#### 【パンフレット】

[https://nftrs.or.jp/wp-content/themes/theme\\_nftrs/images/pdfs/pamphlet.pdf](https://nftrs.or.jp/wp-content/themes/theme_nftrs/images/pdfs/pamphlet.pdf)

上記 URL、QR コードからパンフレットをダウンロードいただき、ご活用ください。

詳細は下記【問合せ先】までご連絡願います。



### 3 法人利用登録（聴覚障害等のある職員による業務における利用）

各自治体に勤務される聴覚障害等のある職員について、自治体が法人として利用登録を行うことにより、業務上の外部との連絡などの場面において、音声電話の代わりとして電話リレーサービスの活用が可能となり業務の幅が広がります。

具体的な法人利用登録の方法については、一般財団法人日本財団電話リレーサービスからのご案内（別紙）を参照いただき、人事課や会計課といった人事や契約のご担当者様へも情報共有いただき、法人登録を検討いただくようお願いいたします。

※「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成 25 年法律第 65 号。）第 7 条において、行政機関等の事務又は事業を行うに当たり、障害者に対する不当な差別的取扱いを禁止し、障害者から社会的障壁の除去の申出があった場合は合理的な配慮の提供を行うことを義務付けています。

### 4 問合せ対応

各地域の聴覚障害者等から、電話リレーサービスに関する問合せや登録希望等があった場合には、電話リレーサービス提供機関をご紹介いただくなどのご対応をお願いいたします。

#### 【問合せ先】

総務大臣指定電話リレーサービス提供機関

一般財団法人 日本財団電話リレーサービスカスタマーセンター

（受付時間：9時30分～17時）

電話番号：03-6275-0912

**【本件連絡先】**

情報流通行政局情報流通振興課情報活用支援室

担 当：奥石補佐、江藤主査、高橋官

電 話：03-5253-5685

メー ル：telephone-relay@ml.soumu.go.jp

令和5年11月30日

都道府県知事  
各政令指定都市市長  
中 核 市

総務大臣指定 電話リレーサービス提供機関  
一般財団法人 日本財団電話リレーサービス  
理事長 大沼 直紀

聴覚障害者等職員向け電話リレーサービス法人登録について（ご案内）

電話リレーサービスとは、耳のきこえない・きこえにくい方や発話の困難な方の会話を通訳オペレータが「手話」・「文字」と「音声」を通訳することにより、電話が利用できるサービスです。登録できる方は、聴覚、言語機能又は音声機能に障害のある方で、音声電話の利用が困難な方となっております。

耳のきこえない職員や発話の困難な職員が電話リレーサービスを使うと電話を使った職務も可能になり、仕事の幅が広がります。また、「同僚に対し自分の代わりに電話をお願いする」という精神的な負担も軽減され、自立を助けることとなります。

聴覚障害等のある職員の方々が電話リレーサービスの利用を希望されている場合は、ぜひ法人として電話リレーサービスのご登録をお願い致します。

本サービスの内容は、以下のとおりでございますので、併せて人事課等の電話契約ご担当者様へも情報共有いただければ幸甚です。ご不明な点等ございましたら、以下お問い合わせまでご連絡願います。

【パンフレット】

[https://nftrs.or.jp/wp-content/themes/theme\\_nftrs/images/pdfs/pamphlet.pdf](https://nftrs.or.jp/wp-content/themes/theme_nftrs/images/pdfs/pamphlet.pdf)

上記URL、QRコードからパンフレットをダウンロードいただき、ご活用ください。

なおダウンロードいただけるパンフレットは、総情活第※号、障企自発〇〇〇〇第〇号文書の2の【パンフレット】で示すものと同一です。



【登録方法】※郵送に限ります。

<https://nftrs.or.jp/register/>

上記URLページ、QRコード内の「郵送での登録」をご参照いただき、  
必要書類にご記入のうえ、郵送にてお申込み願います。



【お問い合わせ】

総務大臣指定電話リレーサービス提供機関

一般財団法人日本財団電話リレーサービスカスタマーセンター電話03—6275—0912

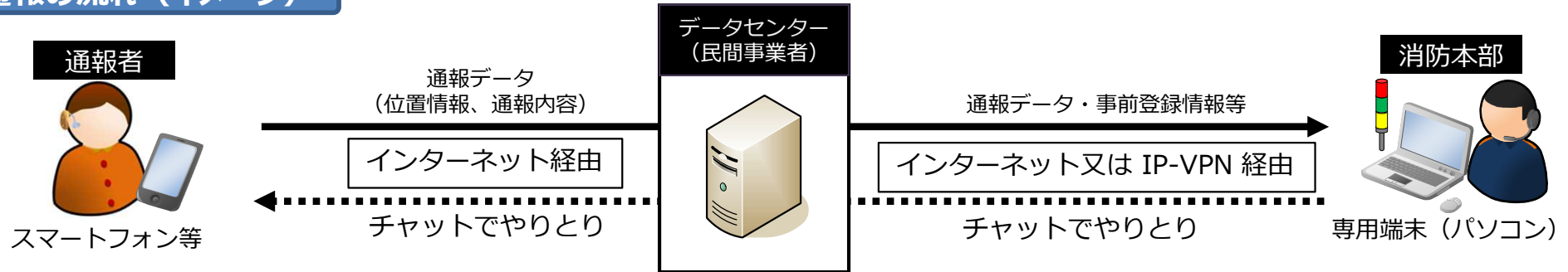
※メールでのお問い合わせは、ホームページの「お問い合わせ」フォームより願います。

※手話・文字チャットでの相談窓口もあります（9時30分～17時。年末年始は休み）



会話に不自由な聴覚・言語機能障害者が、いつでも全国どこからでも、スマートフォンなどの画面上のボタン操作や文字入力で119番通報を行えるシステム。

## 通報の流れ（イメージ）

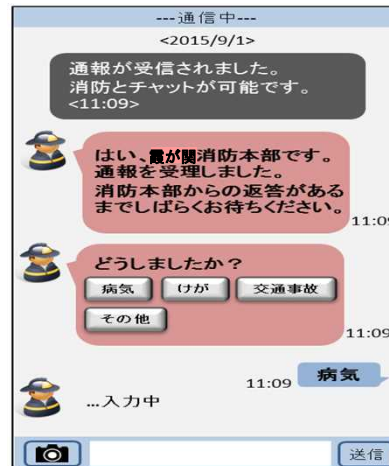


## スマートフォン画面

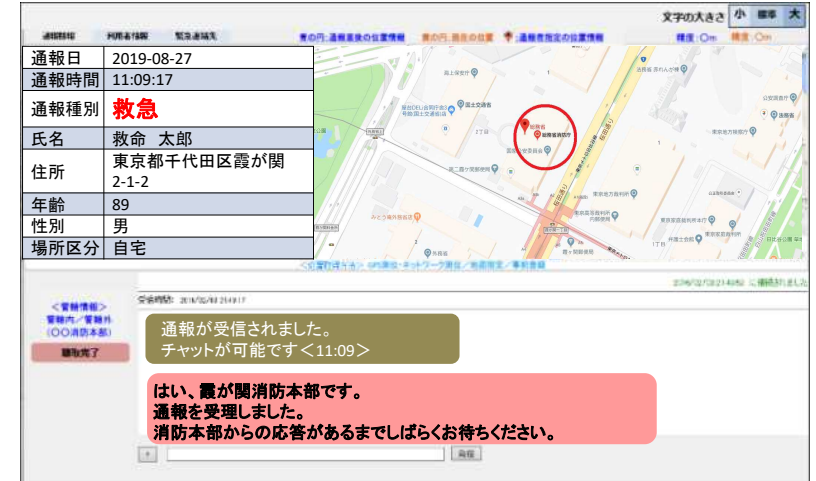
### 通報内容入力（選択肢式）



### チャットでやりとり



## 消防本部の受付画面







# Net119緊急通報システムの導入状況

※ 令和5年5月1日現在

都道府県	導入済み			2023年度までに導入予定	
	消防本部数	導入本部数	導入率	導入本部数	導入率
北海道	58	35	60.3%	39	67.2%
青森県	11	10	90.9%	10	90.9%
岩手県	12	9	75.0%	9	75.0%
宮城県	11	9	81.8%	9	81.8%
秋田県	13	12	92.3%	12	92.3%
山形県	12	12	100.0%	12	100.0%
福島県	12	11	91.7%	11	91.7%
茨城県	24	24	100.0%	24	100.0%
栃木県	12	12	100.0%	12	100.0%
群馬県	11	11	100.0%	11	100.0%
埼玉県	26	26	100.0%	26	100.0%
千葉県	31	31	100.0%	31	100.0%
東京都	5	2	40.0%	3	60.0%
神奈川県	23	23	100.0%	23	100.0%
新潟県	19	19	100.0%	19	100.0%
富山県	7	7	100.0%	7	100.0%
石川県	11	10	90.9%	10	90.9%
福井県	9	9	100.0%	9	100.0%
山梨県	10	10	100.0%	10	100.0%
長野県	13	11	84.6%	11	84.6%
岐阜県	20	20	100.0%	20	100.0%
静岡県	16	16	100.0%	16	100.0%
愛知県	34	34	100.0%	34	100.0%
三重県	15	10	66.7%	10	66.7%
滋賀県	7	7	100.0%	7	100.0%
京都府	15	15	100.0%	15	100.0%
大阪府	26	26	100.0%	26	100.0%
兵庫県	24	24	100.0%	24	100.0%
奈良県	3	3	100.0%	3	100.0%
和歌山県	17	17	100.0%	17	100.0%
鳥取県	3	3	100.0%	3	100.0%

島根県	9	7	77.8%	7	77.8%
岡山県	14	12	85.7%	12	85.7%
広島県	13	13	100.0%	13	100.0%
山口県	12	12	100.0%	12	100.0%
徳島県	13	7	53.8%	7	53.8%
香川県	9	9	100.0%	9	100.0%
愛媛県	14	13	92.9%	13	92.9%
高知県	15	15	100.0%	15	100.0%
福岡県	24	21	87.5%	21	87.5%
佐賀県	5	4	80.0%	5	100.0%
長崎県	10	5	50.0%	6	60.0%
熊本県	12	7	58.3%	8	66.7%
大分県	14	9	64.3%	9	64.3%
宮崎県	10	9	90.0%	9	90.0%
鹿児島県	20	11	55.0%	11	55.0%
沖縄県	18	18	100.0%	18	100.0%
全体	722	640	88.6%	648	89.8%

※ 2023年度末導入予定（累計） 648消防本部 89.8%

全消長会 ブロック	導入済み			2023年度までに導入予定	
	消防本部数	導入本部数	導入率	導入本部数	導入率
北海道	58	35	60.3%	39	67.2%
東北	90	82	91.1%	82	91.1%
関東	171	166	97.1%	167	97.7%
東海	69	64	92.8%	64	92.8%
東近畿	69	68	98.6%	68	98.6%
近畿	50	50	100.0%	50	100.0%
中国	51	47	92.2%	47	92.2%
四国	51	44	86.3%	44	86.3%
九州	113	84	74.3%	87	77.0%
全国	722	640	88.6%	648	89.8%

# 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成30年6月公布・施行）概要

## 資料 4

### 法の背景・目的（1条）

文化芸術基本法・障害者基本法の基本的な理念をふまえ、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、障害者の個性と能力の発揮及び社会参加を促進する

### 基本理念（3条）

- ・ 障害の有無にかかわらず、文化芸術を鑑賞・参加・創造することができるよう、障害者による文化芸術活動を幅広く促進
- ・ 専門的な教育に基づかずに人々が本来有する創造性が発揮された作品が高い評価を受け、その中心が障害者の作品であること等を踏まえ、障害者による芸術上価値が高い作品等の創造への支援を強化
- ・ 障害者による文化芸術活動に係る地域での作品等の発表、交流等を促進し、心豊かで住みよい地域社会の実現に寄与

※ 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策については、次のことが行われなければならない

- ・ 障害者による文化芸術活動に特化した措置を実施
- ・ 文化芸術の振興に関する一般的な措置の実施における特別の配慮

### 国および地方公共団体の責務（4条、5条）

- ・ 国は基本理念に則り、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的に策定し、実施する責務を有する（4条）
- ・ 地方公共団体は基本理念に則り、障害者による文化技術活動の推進に関し、国と連携を図り、自主的かつ主体的に地域特性に応じた施策を策定し、実施する責務を有する（5条）

### 基本的施策（9条～19条）

#### ① 文化芸術の鑑賞の機会の拡大(9条)

- ・ 字幕、音声ガイド、手話等での説明の提供促進
- ・ 施設のバリアフリー化等の障害の特性に応じた鑑賞しやすい環境の整備促進 など

#### ② 文化芸術の創造の機会の拡大(10条)

- ・ 社会福祉施設、学校等で必要な支援を受けつつ文化芸術を創造することができる環境整備 など

#### ③ 文化芸術の作品等の発表の機会の確保(11条)

- ・ 公共施設における発表のための催しの開催推進
- ・ 芸術上価値が高い作品等の海外発信 など

#### ④ 芸術上価値が高い作品等の評価等(12条)

- ・ 作品等の発掘・専門的な評価を行う環境の整備
- ・ 保存場所の確保 など

#### ⑤ 権利保護の推進(13条)

- ・ 著作権等の制度に関する普及啓発
- ・ 著作権保護等に関するガイドラインの公表
- ・ 契約締結時の障害者への支援の充実 など

#### ⑥ 芸術上価値が高い作品等の販売等に係る支援(14条)

- ・ 企画、対価の授受等に関する事業者との連絡 調整を支援する体制の整備 など

#### ⑦ 文化芸術活動を通じた交流の促進(15条)

- ・ 小学校等を訪問して行う障害者の文化芸術活動の支援
- ・ 特別支援学校と他学校の相互交流の場の提供
- ・ 国際的な催しへの参加促進 など

#### ⑧ 相談体制の整備等(16条)

- ・ 文化芸術活動について障害者、その家族等からの相談に応じる地域ごとの身近な体制の整備 など

#### ⑨ 人材の育成等(17条)

- ・ ①の説明・環境整備、②の支援、④の評価、⑧の相談等に関わる人材の育成・確保のための研修、大学等における当該育成に資する教育の推進 など

#### ⑩ 情報の収集等(18条)

- ・ 国内外の取組に関する情報収集・整理・提供 など

#### ⑪ 関係者（国・地方公共団体、関係団体、大学、産業界等）の連携協力(19条)

※ ⑩を除き、地方公共団体も国と同様に施策を講ずる。

【推進体制】 文化庁、厚生労働省、経済産業省等の関係行政機関の職員による「障害者文化芸術活動推進会議」を設置  
→ 連絡調整に際して意見を聴く学識経験者の会議を設置

【財政措置等】 政府に対し、施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置の実施を義務付け

# 第2期「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」の概要①

## 第1 はじめに

### 基本計画の位置付け

- ・ **障害者文化芸術推進法**第7条に基づき、障害者基本法及び文化芸術基本法の理念や方針を踏まえ策定  
※ 第2期基本計画期間：令和5～9年度
- ・ 障害者による文化芸術活動の推進に関する**施策の総合的かつ計画的な推進**を図る
- ・ 基本計画の実現に向けた取組は、合理的配慮の提供を義務づける改正障害者差別解消法や障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法にも適う

## 第2 基本的な方針

- 障害者文化芸術推進法に規定する**3つの基本理念**を基本的な視点とし、具体的な施策に取り組む

### 視点1) 障害者による文化芸術活動の幅広い促進

芸術家を目指す人から日常の楽しみとして行う人まで、いかなる障害者でも、地域の様々な場で幼少期から生涯にわたり、多様な文化芸術活動に全国津々浦々で参加できることが重要

### 視点2) 障害者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援の強化

新たな価値観や文化創造に寄与する作品・活動も多く生まれており、文化芸術が有する多様な価値を幅広く考慮し、その評価のあり方を固定せずに議論を続けていくことが必要

### 視点3) 地域における、障害者の作品等の発表、交流の促進による、心豊かに暮らすことのできる住みよい地域社会の実現

地域の様々な領域で、多様な主体が円滑に活動できる環境や関係者の連携体制を整備し、地域に新たな活力を生み出し、障害への理解を深め、障害の有無にかかわらず誰もがお互いの価値を認め尊重し合う地域共生社会を構築することが必要

### 意義と課題

- ・ 障害者による文化芸術活動の推進は、文化芸術活動への参加や創造における物理的・心理的障壁を取り除き、誰もが多様な選択肢を持ち得る社会を構築する
- ・ 文化芸術活動全般の推進や向上に貢献し、我が国に新しい価値の提案をもたらす
- ・ **共生社会の実現に寄与**する

## 第3 第2期の基本計画期間において目指す姿

- 東京オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーを受け継ぎ、**2025年の大阪・関西万博やその後の更なる発展**も見通して取組を推進
- 「第2 基本的な方針」を踏まえ、**合理的配慮の提供とそのための情報保障や環境整備**に留意しつつ、活動の裾野を広げ、地域における基盤づくりを進める観点から、**第2期の計画期間において念頭に置くべき目標**を設定（進捗を把握する指標も設定）

### 目標1) 障害者による幅広い文化芸術活動の更なる促進や展開

障害者による文化芸術活動の裾野を更に広げるとともに、障害者が活動しやすい環境づくりを進めることにより、活動状況の更なる向上を目指す  
※進捗指標：文化芸術を鑑賞した障害者の割合 等

### 目標2) 文化施設及び福祉施設等をはじめとした関係団体・機関等の連携等による、障害者が文化芸術に親しみ、参加する機会等の充実

障害者文化芸術推進法等の周知に取り組むとともに、人材確保やノウハウの共有等に課題を抱える文化施設等における、関係団体・機関等との連携による取組を推進  
※進捗指標：障害者文化芸術推進法・基本計画の認知状況  
文化施設・文化芸術活動を行う福祉施設における取組状況 等

### 目標3) 地域における障害者による文化芸術活動の推進体制の構築

地方公共団体における障害者の文化芸術活動の推進に係る計画等の策定や、障害者文化芸術活動支援センターの更なる設置の促進等を図る  
※進捗指標：地方公共団体における計画等の策定状況 等



## 第2期「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」の概要②

### 第4 施策の方向性

- 障害者文化芸術推進法に定められた鑑賞・創造・発表等の11の施策について、施策間の連携を取りながら、**総合的・複合的に施策を推進**

#### 障害者文化芸術推進法に定める11の施策

- 鑑賞の機会の拡大
- 創造の機会の拡大
- 作品等の発表の機会の確保
- 芸術上価値が高い作品等の評価等
- 権利保護の推進
- 芸術上価値が高い作品等の販売等に係る支援
- 文化芸術活動を通じた交流の促進
- 相談体制の整備等
- 人材の育成等
- 情報の収集等
- 関係者の連携協力

総合的・複合的な施策の推進

#### 第2期基本計画の主な施策項目

- 障害者による**幅広い文化芸術活動の推進**
- 文化施設における障害者に配慮した**利用しやすい環境整備**の推進
- 障害者の文化芸術に対する**アクセシビリティの向上**等
- あらゆる地域で**文化芸術活動に触れる機会**の創出・確保
- 文化施設・社会教育施設における**利用しやすい運営の促進**
- 権利保護に関する**知識の普及と意識の向上**
- 企業等を含む**アートの需要の裾野の拡大**
- 情報共有・意見交換の促進に向けた**広域的・全国的なネットワークづくり**
- 文化芸術による**子供の育成**
- 地域における**相談体制の整備**
- 文化施設において**専門的な対応ができる人材**の育成・確保
- **教育機関等**との連携
- 学校卒業後における**生涯を通じた障害者の学びの支援**の推進
- 国民文化祭と全国障害者芸術・文化祭の**一体的な実施**
- **大阪・関西万博**における共生社会の実現に向けた取組の発信等
- 障害者の文化芸術活動に関する多様な**情報の収集・発信・活用**
- 客観的根拠に基づいた**政策立案・評価機能の強化** 等

### 第5 おわりに

- 第2期の基本計画期間においては、障害者文化芸術活動推進有識者会議の意見を聴きつつ、**中長期的に施策の実行及び検証、新たな課題や視点への柔軟な対応**に取り組み、社会全体で障害者の文化芸術活動を支える基盤づくりを進める必要がある
- 障害者による文化芸術活動の推進は**未来への投資**であり、**全ての国民が相互に尊重し合いながら共生する、誰一人孤立させない豊かな社会の実現**に資する

# 令和6年度 障害者の芸術文化活動に関する予算（案）について

令和6年度予算案 3.7億円（3.7億円）

## 1. 障害者芸術文化活動普及支援事業

令和6年度予算案 2.9億円（3.0億円）

※執行実績に合わせた減

地域における障害者の自立と社会参加の促進を図るため、全国に障害者の芸術文化活動に関わる支援センター等の設置を行い、支援の枠組みを整備することにより、障害者の芸術文化活動（美術、演劇、音楽等）を推進する。

- (1) 都道府県レベルにおける活動支援（都道府県内の相談支援、人材育成、関係者のネットワークづくり等）
- (2) ブロックレベルにおける広域支援（都道府県の支援センターへの支援、自治体の基本計画策定支援、ブロック研修等）
- (3) 全国レベルにおける支援（全国の情報収集・発信、ネットワーク体制の構築等）

〔実施主体・補助率〕 (1) 都道府県 1/2 (2) (3) 社会福祉法人、NPO法人等 定額（10/10相当）

## 2. 障害者芸術・文化祭の開催等

### (1) 全国障害者芸術・文化祭開催事業（地域生活支援促進事業）

令和6年度予算案 0.7億円（0.7億円）

障害者の生活を豊かにするとともに、国民の障害への理解と認識を深め、障害者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的とし、美術、音楽、演劇、舞踊など、多様な文化芸術活動で構成する全国障害者芸術・文化祭を開催する。障害の有無にかかわらず国民の参加や発表等の機会の充実を図るため、文化庁等の主催する国民文化祭と一体的に開催する。

〔実施主体・補助率〕 開催都道府県 10/10

### (2) 障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業（地域生活支援事業）

令和6年度予算案 505億円の内数（504億円の内数）

障害者による芸術文化活動の全国における裾野の拡大や地域における交流機会の拡充を図ることを目的とし、全国障害者芸術・文化祭と連携・連動するサテライト型の芸術・文化祭を実施する。

〔実施主体・補助率〕 都道府県（全国障害者芸術・文化祭の開催県を除く）1/2以内

## 3. 障害者芸術文化活動特別推進事業

新規

令和6年度予算案 0.1億円（-）

特に芸術文化活動の普及が見込めるイベントと連携し、障害者による文化芸術作品等を創造・発表・鑑賞する機会を創出するとともに、国内外に向け広く発信する。

〔実施主体・補助率〕 都道府県 1/2

# 障害者芸術文化活動普及支援事業

地域における障害者の自立と社会参加の促進を図るため、全国に障害者の芸術文化活動に関わる支援センター等の設置を行い、支援の枠組みを整備することにより、障害者の芸術文化活動（美術、演劇、音楽等）の普及を推進する。

## 都道府県

### 障害者芸術文化活動支援センター

実施主体： 都道府県

補助率： 1 / 2

事業内容：

- ① 都道府県レベルにおける活動支援
- ア 都道府県内における相談支援（芸術文化活動における支援方法、創造環境の整備、権利の保護、鑑賞支援等）
- イ 芸術文化活動を支援する人材の育成等
- ウ 関係者のネットワークづくり
- エ 芸術文化活動に参加する機会の確保
- オ 情報収集・発信（都道府県内の実態把握、情報発信）
- カ 事業評価及び成果報告のとりまとめ
- ② 支援センターの機能強化（文化施設等に出向いて行う相談やアドバイス、福祉施設と文化施設等が連携する取組への支援）

## ブロック

### 障害者芸術文化活動広域支援センター

実施主体： 社会福祉法人、NPO 法人 等

補助率： 定額（10 / 10 相当）

事業内容：

- ア 都道府県の支援センターに対する支援（関係機関や専門機関の紹介、助言、実態把握を通じた好事例の紹介等）
- イ センター未設置都道府県の事業所等に対する支援
- ウ 芸術文化活動に関するブロック研修の開催
- エ ブロック内の連携の推進
- オ 芸術文化活動に参加する機会の確保
- カ 自治体の障害者芸術計画の策定支援
- キ 事業評価及び成果報告のとりまとめ

## 全国

### 連携事務局

実施主体： 社会福祉法人、NPO 法人 等

補助率： 定額（10 / 10 相当）

事業内容：

- ア 広域センター等に対する支援（広域センターや支援センターへ関係機関や専門家の紹介、アドバイス等）
- イ 全国連絡会議の実施
- ウ 全国の情報収集・発信
- エ 全国のネットワーク体制の構築、成果のとりまとめ、公表等
- オ 障害者団体、芸術団体等との連携



# 障害者芸術文化活動普及支援事業の実施状況（令和5年度）

障害者芸術文化活動支援センター 43都道府県 / 障害者芸術文化活動広域支援センター 7ブロック / 連携事務局 2分野

## [1. 北海道・北東北]

青森県、岩手県

## [2. 南東北・北関東]

宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県

## [3. 南関東・甲信]

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県

## [4. 東海・北陸]

新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

## [5. 近畿]

滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

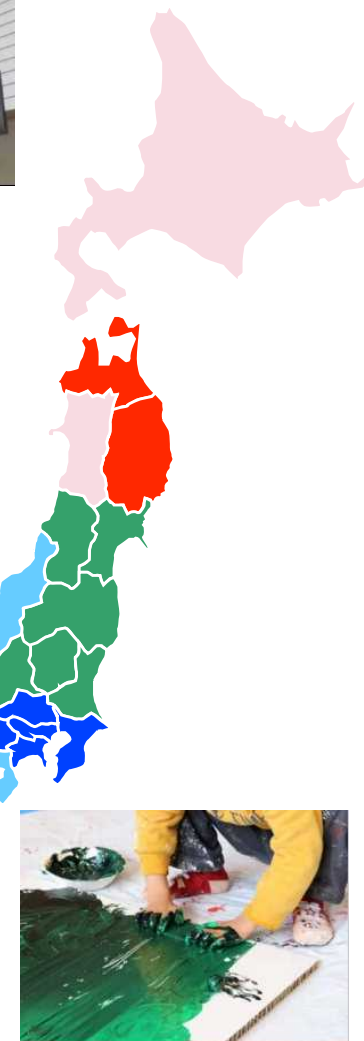
## [6. 中国・四国]

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、香川県、徳島県、愛媛県、高知県

## [7. 九州]

福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

[未設置県] 北海道、秋田県、山口県、沖縄県





# 【参考資料】数値で見る「障害者芸術文化活動普及支援事業」 (平成29年度～令和4年度実績)

		平成29年度 (2017年)	平成30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	備考
広域センター数		3	5	5	6	7	7	
支援センター数		20	24	33	35	37	39	
相談	全体	3,644件	3,892件	4,941件	3,175件	4,183件	4,102件	
	うち、美術	2,853件	3,495件	4,193件	2,033件	2,414件	2,762件	
	うち、舞台	791件	397件	370件	325件	475件	441件	
	うち、その他	-	-	378件	817件	1,294件	899件	
研修会	回数	175回	162回	197回	175回(※)	253回(※)	210回(※)	※うち、オンラインR2: 108回 R3: 187回、R4: 99回
	参加者数	3,601人	4,173人	4,501人	10,539人(※)	8,950人(※)	5,115人(※)	※うち、オンラインR2: 9,315人 R3: 7,888人、R4: 3,485人
展覧会等	出展(★)	1,122人	1,621人	2,852人	4,944人(※)	7,176人(※)	6,799人(※)	※うち、オンラインR2: 448人 R3: 1,782人、R4: 1,135人
	来場者	48,604人	108,979人	173,468人	48,464人(※)	116,691人(※)	118,390人(※)	※うち、オンラインR2: 6,927人 R3: 23,451人、R4: 33,626人
舞台公演等	出演(★)	904人	622人	1,218人	1,065人(※)	653人(※)	956人(※)	※うち、オンラインR2: 410人 R3: 398人、R4: 553人
	来場者	7,472人	5,799人	5,645人	9,257人(※)	13,493人(※)	18,263人(※)	※うち、オンラインR2: 7,350人 R3: 7,210人、R4: 10,057人
ウェブサイト	記事掲載数	582件	1,560件	2,392件	2,756件	3,535件	3,278件	
	アクセス件数	173,491件	379,073件	948,993件	1,072,695件	1,606,647件	811,120件	
メディア	掲載数	161件	313件	332件	393件	446件	462件	

- ・ ★出展者と出演者は障害のある人のみ。
- ・ 令和元年度～は、新型コロナウイルス感染症拡大のため、企画の中止やオンライン開催・参加の影響あり。

# 全国障害者芸術・文化祭の開催

## 目的

障害者の芸術及び文化活動への参加を通じて、障害者の生活を豊かにするとともに、国民の障害への理解と認識を深め、障害者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的とする。

## 主催

厚生労働省、開催地都道府県、開催地市町村、障害者関係団体等

## 開催地等

開催地は、原則として、国民文化祭開催都道府県とし、毎年1回、秋季(概ね10月～12月の間)に国民文化祭の開催期間と同じ期間とする。

## 事業の内容

美術、音楽、演劇、舞踊など、多様な文化芸術活動で構成する。障害の有無にかかわらず国民の参加や発表等の機会の充実を図るため、芸術・文化祭は文化庁等の主催する国民文化祭と一体的に開催する。

## 開催状況

第1回(H13) 大阪府	第2回(H14) 岐阜県	第3回(H15) 東京都	第4回(H16) 兵庫県	第5回(H17) 山形県
第6回(H18) 沖縄県	第7回(H19) 長崎県	第8回(H20) 滋賀県	第9回(H21) 静岡県	第10回(H22) 徳島県
第11回(H23) 埼玉県	第12回(H24) 佐賀県	第13回(H25) 山梨県	第14回(H26) 鳥取県	第15回(H27) 鹿児島県
第16回(H28) 愛知県	第17回(H29) 奈良県 ※1	第18回(H30) 大分県	第19回(R1) 新潟県	第20回(R3) 宮崎県 ※2
第21回(R3) 和歌山県	第22回(R4) 沖縄県	第23回(R5) 石川県	<b>第24回(R6) 岐阜県</b>	第25回(R7) 長崎県
第26回(R8) 高知県				

※1 第17回大会より、文化庁等の主催する国民文化祭と一体的に開催。

※2 第20回大会は、令和2年度に開催する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年度に延期。



# 「清流の国ぎふ」文化祭2024

第39回国民文化祭 第24回全国障害者芸術・文化祭

## 「清流の国ぎふ」文化祭2024

ともに・つなぐ・みらいへ ～清流文化の創造～

### 「清流の国ぎふ」文化祭2024とは

「清流の国ぎふ」文化祭2024は、誰もが多彩な文化芸術に親しむことができる祭典です。期間中は、県内全42市町村で300を超える文化イベントを開催します。



総合プロデューサー  
日比野 克彦さん  
岐阜県美術館館長  
東京藝術大学学長 他

### 清流文化地域推し活動 **もーおし**

詳細はこちら

地域の「推し」を住民協働で見つけだし、文化祭の開会式に持ち寄り披露するアートプロジェクトが「清流文化地域推し活動」です。全市町村の「コミュニケーター」が主導し、「推し」の選定やオブジェ制作を進めています。



音声コード  
Uni-Voice

専用読み取り装置やスマホアプリを利用して情報発信が  
できます。



2024年10月14日(月・祝)～11月24日(日)

## 開催に向けた取り組み～県民運動～

これまで岐阜県では、2012年に開催された「ぎふ清流国体・ぎふ清流大会」をはじめとする全国規模の大型行事において、本番に向かってさまざまな取り組みを県民総参加で行うことで、大会の開催機運を盛り上げてきました。このオール岐阜のムーブメントを、私たちは「県民運動」と呼んでいます。この文化祭においては、県民総参加による、ふるさとの文化・伝統の再発見につながる活動を展開し、機運を盛り上げていきます。

### 「君が明日と呼ぶものを」 全県運動

文化祭のテーマソング「君が明日と呼ぶものを」を、県内でたくさんの方が聴き、歌い、奏でることで、開催機運を盛り上げます。



### #わたしの清流文化 プロジェクト

みなさんが岐阜の文化と考える「推し」の写真・動画を、指定のハッシュタグをつけてSNS(Instagram)に投稿することで、一人ひとりが選んだ十人十色の「推し」が彩る魅力的な情報空間が出来上がります。



### ともに・つなぐ・みらいへへ PR2.0プロジェクト

公式ポスター原画制作者の出身校である県立岐阜各務野高等学校と連携し、同校情報科の生徒が公式ポスターに続くポスター原画及びアニメーションを制作します。



PRアニメは  
こちらから



## 応援大使からのメッセージ



俳優  
竹下景子さん

この文化祭を通して、多くの方に岐阜県の素晴らしさを知っていただき、また、文化芸術に関わっている皆さんの素晴らしい魅力が発揮できますように、私も心を込めて応援させていただきます。



俳優  
紺野美沙子さん

文化芸術には皆さんの日常をより豊かにする力があると思います。ぜひ、この文化祭に参加していただき、様々なイベントを一緒に楽しみましょう。全国の皆さんのお越しを心よりお待ちしております。



俳優  
伊藤英明さん

この文化祭には、演じる、観る、歌う、見る、体験する、など、いろいろな形の参加方法があります。是非、多くの方に参加していただき、ふるさと岐阜を盛り上げていただきたいと思います。私も全力で応援していきます。



舞足のダンサー  
大前光市さん

この文化祭では、日頃の成果を披露する方々、それを受け取る方々、その双方が参加することで、文化芸術の素晴らしさを文交する機会になって欲しいと思っています。私も、ふるさとで開催されるこの文化祭を心から応援していきます。

清流の国ぎふ総文2024

2024年7・8月は清流の国ぎふ総文2024も開催!

公式SNSにて  
情報発信中!

プレゼントキャンペーン等、開催予定!  
フォローお願いします!!



主催者 / 文化庁、厚生労働省、岐阜県、岐阜県実行委員会、県内市町村、市町村実行委員会、文化関係団体、障がい者関係団体 など  
問い合わせ先 / 「清流の国ぎふ」文化祭2024 実行委員会事務局 (岐阜県環境生活部文化祭推進事務局内) 〒500-8570 岐阜市数田南 2-1-1  
TEL: 058-272-8227 FAX: 058-278-2660

# 障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業

## 目的

障害者による芸術文化活動の全国における裾野の拡大や芸術文化活動を通じた障害者と地域住民との交流機会の拡充を図ることを目的とする。

## 実施主体

都道府県（当該年度における障害者芸術・文化祭開催県を除く。）

## 事業の内容

1. 全国障害者芸術・文化祭と連携・連動して、障害者の芸術・文化活動の推進を目的として地域で開催される芸術・文化祭、展示、舞台公演又はフェスティバル等を実施する。
2. 美術、音楽、演劇、舞踊など、多様な文化芸術活動で構成する。

## 令和5年度の実施状況

### 障害者芸術・文化祭 開催県：令和5（2023）石川県

福島県、埼玉県、新潟県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、京都府、鳥取県、徳島県、福岡県、大分県 **(13)**



一般向けの普及啓発物

リーフレット  
(一般向け)      ステッカー



ポスター



※自治体等を通じて配布

普及啓発動画(YouTube)

- 1 もっと知って介助犬!  
厚生労働省 / MHLWchannel
- 2 もっと知って聴導犬!  
厚生労働省 / MHLWchannel
- 3 もっと知って盲導犬!  
厚生労働省 / MHLWchannel
- 4 ほじょ犬 もっと知って 補助犬もっと知ってMOVIE PART1  
厚生労働省 / MHLWchannel
- 5 ほじょ犬 もっと知って 補助犬もっと知ってMOVIE PART2  
厚生労働省 / MHLWchannel



医療機関向けの普及啓発

リーフレット  
(医療機関向け)

身体障害者補助犬  
受け入れマニュアル



目次	
はじめに.....	1
I. 身体障害者補助犬とは.....	2
II. 補助犬を受け入れるための体制づくり.....	4
III. 受け入れ体制の徹底.....	6
IV. 受け入れの範囲や方法.....	9
V. 補助犬ユーザーへの対応.....	14
おわりに.....	16
【本冊子作成に協力いただいた関係者】.....	17

※日本医師会、日本看護協会、日本感染症学会、補助犬使用者等の協力で作成。各都道府県医師会を通じて周知を図っている

海外使用者向けの普及啓発

英語版リーフレット

海外使用者向けポータルサイト



Assistance Dog (Assistance Dogs for Physically Disabled Persons) Information  
The term "Assistance Dog" for persons with physical disabilities refers to "guide dog", "hearing dog" and "braille dog" that assist persons with disabilities in their daily lives.  
These dogs are trained in accordance with "The Act on Assistance Dogs for Physically Disabled Persons" and receive special training.  
They are partners of persons with disabilities and help them get on.  
As they are properly trained and taken care of, they are able to follow social manners and act like dogs. Therefore, these dogs are accepted in many public places and facilities.  
Assistance dogs are essential for the independence and social participation of persons with physical disabilities. We hope that everyone will take care from all of us in order to contribute to a society where dogs and people live in harmony and unity.

[http://www.mhlw.go.jp/english/policy/care-welfare/welfare-disabilities/assistance\\_dogs/index.html](http://www.mhlw.go.jp/english/policy/care-welfare/welfare-disabilities/assistance_dogs/index.html)



実働頭数、イベントのお知らせ等、最新情報を含めて、制度について厚生労働省ホームページで情報発信  
[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougaihashukushi/hojoken/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaihashukushi/hojoken/index.html)

## ② 補助犬の受け入れのためのガイドブック・リーフレット

令和元年度～令和2年度厚生労働科学研究「身体障害者補助犬の質の確保と受け入れを促進するための研究」により、「受け入れガイドブック」(業界別)及び「衛生管理の手引き」を作成、周知。

### ●補助犬ユーザー受け入れガイドブック(計7編)

(例)

#### 医療機関編

ガイドブック



パンフレット(ガイドブック概要)



#### 公共交通機関編

ガイドブック



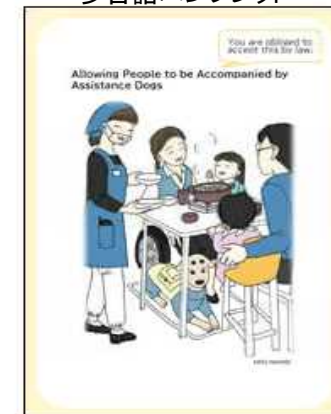
パンフレット(ガイドブック概要)



### ●補助犬使用者及び訓練事業者のための補助犬衛生管理の手引き



#### 多言語パンフレット



※1 厚労省ホームページへの掲載、関係行政機関(国交省、農水省、都道府県等)の協力による各種業界への周知を実施。  
※2 受け入れガイドブックは、医療機関編、公共交通機関編、宿泊施設編、飲食店編、複合商業施設編、賃貸住宅・分譲マンション編、保健所編を作成。多言語パンフレットも作成。(英語 中国語(簡体字、繁体字)、韓国語、ベトナム語)



# 身体障害者補助犬同伴の受入れのための啓発リーフレットを作成しました



身体障害者補助犬法により、「…不特定かつ多数の者が利用する施設を管理する者は、当該施設を身体障害者が利用する場合において身体障害者補助犬を同伴することを拒んではならない…」と定められています。しかし、補助犬同伴の受入拒否は、未だなくなることがなく、障害当事者の社会参加に大きな障害となっています。

受入拒否が生じているのは、施設管理者が補助犬の同伴についての知識がないことなどが大きな理由となっています。

そこで、補助犬同伴の受入の啓発に活用いただける簡単なリーフレットを作成しました。リーフレットでは、補助犬法上の義務（補助犬ユーザーの受入義務、補助犬ユーザーによる補助犬の管理義務）についての簡単な説明や、受入の事例やポイントを紹介しています。飲食店、宿泊施設、小売店、公共交通機関、医療機関の5種の施設別に作成してあります。

ご活用いただき、補助犬ユーザーの社会参加の拡大につながっていただければ幸いです。

以下の URL または QR コードから、リーフレット掲載のページにアクセスできますので、ダウンロードしてご使用ください。

[http://www.crp.co.jp/business/universalsdesign/R04\\_hojoken.shtm](http://www.crp.co.jp/business/universalsdesign/R04_hojoken.shtm)



「身体障害者補助犬の効果的な普及啓発及び訓練並びに認定の平準化に関する調査研究」  
 (R4 厚生労働省障害者総合福祉推進事業)  
 事務局：社会システム株式会社 (<http://www.crp.co.jp/>)

## ①医療機関向けリーフレット

**手帳置などには衛生管理上補助犬の同伴はできないのですが、**

一般の施設やお客さんの利用に都合が利用できない場合は、衛生管理上補助犬の同伴はできません。ただし、一部の施設では、衛生管理上補助犬の同伴が可能な場合があります。その場合は、衛生管理上補助犬の同伴が可能な施設であることを事前に確認する必要があります。

**犬は汚いのでは？アレルギー心配です**

補助犬は、サニタリーな動物で、アレルギー心配です。アレルギー心配な方は、事前にアレルギー検査を受けることをおすすめします。

**補助犬のために十分なスペースが必要では？**

補助犬は、ユーザーとともに行動し、場合によってはユーザーの行動に合わせた行動を行います。

**犬は汚いのでは？アレルギー心配です**

補助犬は、サニタリーな動物で、アレルギー心配です。アレルギー心配な方は、事前にアレルギー検査を受けることをおすすめします。

**犬は汚いのでは？アレルギー心配です**

補助犬は、サニタリーな動物で、アレルギー心配です。アレルギー心配な方は、事前にアレルギー検査を受けることをおすすめします。

**補助犬ユーザーに安心して医療機関を受診していただきましょう!!**

**身体障害者補助犬法**

(平成二十四年法律第十九号)  
 (身体障害者補助犬法)  
 身体障害者補助犬法は、身体障害者が利用する施設において、身体障害者補助犬を同伴することを定めることにより、身体障害者の社会参加の促進を図ることを目的とする法律である。

**身体障害者補助犬とは**

身体障害者補助犬（以下、補助犬とします）は、目や耳、手足に障害のある人のリポートをする盲導犬、介助犬、聴導犬のことです。また、ユーザーは補助犬の訓練・行動管理をしっかり行い、社会のルールを守って活動しています。

**盲導犬**

目が見えない、目が見えにくい人が安全に歩けるようにリポートし、立ち止まることで歩行者の安全を確保します。ハーネス（胴輪）をつけて盲導犬と表示しています。

**介助犬**

手や足に障害のある人の日常生活動作をサポートします。ものを拾って渡したり、指示したものを届けてきたり、階段の段差などをサポートします。介助犬と表示しています。

**聴導犬**

目が見えない、目が見えにくい人に必要な生活情報を知らせます。玄関チャイム、ドアベル、アラームなどによって音が鳴ると、音の方向や音の種類、音の強さを知らせます。ハーネス（胴輪）をつけて聴導犬と表示しています。

**医療機関における補助犬ユーザー受入のポイント**

ユーザーは、補助犬の健康・衛生・行動を管理しています

## こんな工夫で気持ちよく、受診していただいています。

**医療機関：神奈川県横浜保元線区 さとう歯科クリニック**  
 佐藤文彦院長（写真右）  
 盲導犬ユーザー：山根勇樹さん（写真左）

**佐藤さん：**  
 盲導犬の訓練を受けた盲導犬は、補助犬の同伴はできませんが、正しく訓練を受けている盲導犬は、衛生管理上補助犬の同伴が可能な場合があります。

**山根さん：**  
 盲導犬は、衛生管理上補助犬の同伴はできませんが、正しく訓練を受けている盲導犬は、衛生管理上補助犬の同伴が可能な場合があります。

**医療機関：千葉県市川市若野 東京市川市川総合病院**  
 木川正博さん（事務部長、写真左）  
 奥野重厚さん（事務部長、写真右）  
 盲導犬ユーザー：渡井純了さん

**木川さん：**  
 以前盲導犬ユーザーの方が来院された際に、盲導犬はインフォメーションで盲導犬と見なされることが多く、誤解を生じてしまいがちです。盲導犬ユーザーの皆さんには、盲導犬の同伴が可能な施設であることを事前に確認していただくようお願いしています。

**奥野さん：**  
 盲導犬ユーザーの皆さんは、盲導犬の同伴が可能な施設であることを事前に確認していただくようお願いしています。

**受入のポイントまとめ**

- 受入の具体的な方法については、補助犬の訓練事業者等の専門機関やユーザー本人との相談の上で検討することが有効です。
- 感染・衛生管理上、同伴エリアの制限が必要な場合は、その旨をユーザーに説明し、院内スタッフへも情報を共有しておく必要があります。
- 他の患者さんへの周知も必要です。補助犬法により、ユーザーには補助犬の健康・衛生・行動管理の義務があり、医療機関には補助犬ユーザーの受入の義務があることを周知します。
- 入院の場合などは、ユーザーの入院生活における留意点、どのように補助犬の衛生管理をしていただくのかなど、お互いにコミュニケーションをとって調整することが重要です。











### ③ 補助犬の普及啓発に向けたイベント

- 目的 地域住民に対し、身体障害者補助犬の周知を図り、理解を促すことで、補助犬を同伴する身体障害者の更なる自立と社会参加に寄与することを目的とする。また、実際の障害者の話を聞くことで、障害者について考えるきっかけ作りとする。
- 内容 身体障害者補助犬法、及び身体障害者補助犬について理解を深めるテーマを設定。盲導犬、介助犬、聴導犬それぞれのデモンストレーション、補助犬使用者によるトークショー等を実施。

	日時	場所
平成28年度	10月1日	阪急うめだ本店（大阪市）
	12月3日	ららぽーと横浜（横浜市）
	3月27日	ららぽーとEXPOCITY（吹田市）
平成29年度	12月3日	ららぽーと立川立飛（立川市）
	12月9日	阪急うめだ本店（大阪市）
平成30年度	3月3日	エミフルMASAKI（松山市）
	9月30日	恵比寿ガーデンプレイス（東京都）
	10月14日	カデル27（札幌市）
令和元年度	12月1日	阪急うめだ本店（大阪市）
	11月4日	東京ソラマチ® 1階ソラマチひろば（墨田区）
	11月10日	JR岡山駅エキチカひろば（岡山市）
令和4年度	12月7日	阪急うめだ本店（大阪市）
	9月4日	横浜市役所アトリウム（横浜市）
令和5年度	5月20日	東京ソラマチ® 1階ソラマチひろば（墨田区）
	9月3日	横浜市役所アトリウム（横浜市）
	3月27日	イオンモール大日（大阪府守口市）

※令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により未開催



令和5年度のイベントより



# 「こども霞ヶ関見学デー」における取組

今月の  
PICK UP

社会

8月2日、3日の2日間、  
「こども霞ヶ関見学デー」を開催しました



© Tarifa - stock.adobe.com

「こども霞ヶ関見学デー」が8月2～3日、4年ぶりに対面開催され、体験型を中心に多彩なプログラムが実施されました。

「こども霞ヶ関見学デー」は、こどもたちを対象に、広く社会を知る体験をし、親子の触れ合いを深めることを目的に、各府省が連携して行っているもので、厚生労働省では4年ぶりに対面型の開催となりました。

厚生労働省では「厚生労働大臣とお話しよう!」のほか、「ドキドキおしごと探検隊」「学ぼう、臓器

移植!」「身体障害者補助犬を学んでみよう」など、体験型を中心に31のプログラムを実施し、2日間で延べ2,302人(引率者を含む)の方にご参加いただきました。

こどもたちからは「楽しかった」「来年も参加したい」などの声をいただきました。



厚生労働大臣とお話しよう!



ドキドキおしごと探検隊



学ぼう、臓器移植!



身体障害者補助犬を学んでみよう

- 「こども霞ヶ関見学デー」は、こどもたちを対象に、広く社会を知る体験をし、親子の触れ合いを深めることを目的に、各府省が連携して行っている取組で、厚生労働省では、令和4年8月2日から8月3日に4年ぶりに対面で開催。
- 厚生労働省の取組の一つとして、身体障害者補助犬に関するコーナーを設置(8月2日)。
- 補助犬コーナーには約500人(引率者を含む)が来場。



## ④ 身体障害者補助犬育成促進事業(地域生活支援促進事業)

令和6年度当初予算案 1.6億円 (1.6億円) ※ ()内は前年度当初予算額

### 1 事業の目的

身体障害者の自立と社会参加を促進するため、身体障害者補助犬の育成等に要する費用を助成するとともに、地域における補助犬に対する理解促進を図ることにより、補助犬ユーザーの社会参加がより一層促進されることを目的とする。

### 2 事業の概要・スキーム

#### ① 補助犬の育成

補助犬を育成するための訓練を実施する。

対象経費は、認定された補助犬の訓練に要した経費に限る。

#### ② 育成計画の作成

ア 補助犬に関するニーズの把握

イ 供給体制の把握と計画的な育成に向けた連携体制の構築

#### ③ 理解促進、普及・啓発

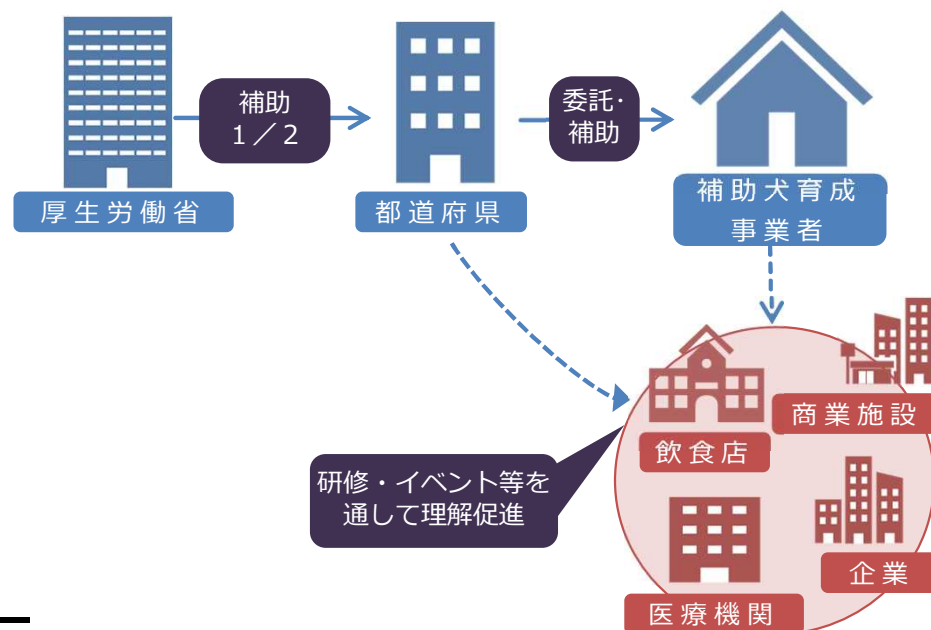
地域住民等に対するイベント等の開催、広報など、補助犬に対する理解促進や補助犬の普及・啓発を図るための取組を行うとともに、企業等に対し、業種毎（公共交通機関、医療機関、飲食店、宿泊施設、複合商業施設、賃貸住宅・分譲マンション等）の実情に即した研修や広報などを行う。

### 3 実施主体等

○ 実施主体：都道府県

○ 補助率：1/2

企業等向け理解促進、普及・啓発





## 1 事業の目的

[令和6年度予算案 124,000千円] (令和5年度予算 110,000千円)

障害者の自立や社会参加を支援する機器の開発においては、障害像が個別・特異的で多岐にわたるため障害者のニーズと開発者のシーズのマッチングが非常に難しい。またマーケットが小さく技術はあるが開発や製品化及び事業化が進まない状況にある。このため、ニーズとシーズのマッチングを促進するために、開発企業が障害者等と連携して開発する取組に対して助成を行うとともに、障害者等の多岐にわたるニーズを的確に捉え、事業化の視点を踏まえ開発を始める事で支援機器の製品化及び事業化を加速する人材を育成する取組に対して助成を行う。

## 2 事業内容

- (1) 障害者の自立支援機器の開発（実用的な支援機器の製品化）に対する助成
  - ①テーマ設定型事業、②製品種目特定型事業、③指定補助金等の交付等に関する指針に基づく事業
- (2) ニーズ・シーズマッチング強化事業
- (3) 自立支援機器イノベーション人材育成事業

## 3 実施主体

民間団体（公募）

## 4 補助率

- (1) は、中小企業 2/3（※（1）-②③は初年度のみ10/10）、大企業・公益法人 1/2
- (2) ・ (3) は、定額（10/10相当）

ニーズの把握・特定、コンセプト生成

試作機開発、実証実験、製品化

製品の普及

### (3) 自立支援機器等イノベーション人材育成事業

デザイン思考等を用いた開発プロセスを体系的に学ぶワークショップの開催

### (2) ニーズ・シーズマッチング強化事業

障害者や支援者のニーズ（課題や要望）と企業や研究者等のシーズ（技術）のマッチングを強化

### (1) 自立支援機器開発費用の補助事業

実用的な支援機器の開発に要する費用を補助  
※研究段階を終え基本設計はできているが、試作機の製作までには至っていないものが対象

モニター評価

※モニター評価を繰り返し、実用的な製品化を行う。

実用的な支援機器の製品化



支援機器に関するニーズ、生活における困りごと等を開発側に伝える。

障害当事者との意見交換にてニーズを把握、開発の着想を得る。

